

文明十二年五月二十八日

三四六

右以人所補任彼職也、每事任先例、無懈怠可有執沙汰者、庄家宜承知、勿令違失、以狀、

文明十二年五月廿六日

公文法橋 判

公文祐成 判

權少僧都 判

權少僧都 判

折紙也、

奏書

東寺領播磨國矢野庄例名方并吉瑞庄西方遵行事、度々被仰候之處、于今難澁、太不可然、不日沙汰付寺家代官、可被全所務之由、被仰出候也、仍執達如件、

五月廿八日

貞秀 判

數秀 判

赤松 兵部少輔殿

同廿八日、

一矢野庄代官住進狀致披露了、

十二月朔日、

一矢野庄代官住進狀致披露了、

大内政弘、金田左衛門大夫ヲシテ、長門福井郷八幡宮鼓頭役、并ニ社役等ヲ勤仕セシム、

〔長防風土記〕

二百九 當島 宰判 長門阿武郡四 福井下村 八幡大神宮

長門國安郡福井郷八幡宮鼓頭役之事、竝兩社神田相拘、社役等無沙汰なく可懃之、仍執達如件、

文明十二年五月廿八日

弘藤 在判

鼓頭左衛門大夫

内藤弘藤

案文

福井のこゝ兩しやこつとやくの事、右衛門太夫かあと同後家申候事あるによつて、神田六たん、さいとうめん壹たん、以上七たん、この左衛門太夫に被仰付候、委細六郎どのより可被仰付候、神やくの事ふさたなくほんそ、う仕候て可持候えて、爲後日狀如件、

文明十二年五月二十八日

三四七

文明十二年五月二十九日 是月

三四八

文明十二年五月廿二日

によしん御はん

左衛門太夫所へ

二十九日、酉山城善法寺ノ奉加ニ太刀ヲ寄セラレ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 ○山城

御湯殿上日記

五月廿九日、略 中

(前廣光)

まち申とて源大納言御ほうかの事申さるゝ、御たちいつへきよしまつお

得さいたさるゝ、せんやう寺なり、

(廣田雅行)

七月九日、源大納言申さるゝ所の御ほうかに、御たち一ふりいたさるゝ、

是月、東常縁、美濃ヨリ上洛シテ、關白近衛政家、前右大臣轉法輪三條公敦、

及ビ義尙ニ歌道ヲ授ク、

公武ノ歌道斷絶

〔東素山消息〕

初當東山殿御代、公武之歌道斷絶之處、依勅定、東下野守平常

縁朝臣上洛、關白殿、

近衛、内大臣殿、三條

右大將義尙、常徳院殿、常縁被成師範、天下

之歌道再興之事、日本國無其隱候、是東家之爲規模處也、略上

〔和泉吉見遠藤家譜〕

常縁初稱野田、下野守、初左近將監、左近大夫、實下野守益之五男、住美濃國郡上

郡篠脇城、略 中

同十二年庚子、在郡上時、後土御門院御時和歌之道衰廢、歎絶

鳳闕思食、常縁、可上京之旨、依勅詮、從將軍家賜御教書、五月下旬上京之處、蒙

常縁ニ敕シテ上洛

勅命近衛關白政家、三條内大臣公敦、將軍義尙三人、以常縁爲師範、於東山古今集傳授、略 古今集傳

○常縁、古今集秘訣ヲ、連歌師宗祇ニ傳授スルコト、三年是歲ノ條ニ見

ユ、

文明十二年五月是月

三四九

文明十二年六月一日 六日 八日

六月庚戌朔

一日庚戌御祝

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一

御湯殿上日記

六月一日略○中

さよりりんしの御はるになるぬさ御いわるいつものことし略○中こよひ

の御さか月いつものことしきう上らふまいらせらるゝ通傳か殿よりの源

大納言よて御めてささ御申あり

六日卯皇子勝物ヲ獻ゼラル

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一

御湯殿上日記

六月六日略○中宮

の御方より御とりまいる略○中山よりほくのいしまいる

○コノ後若宮竝ニ尊敦親王ノ物ヲ獻ゼラル、コト便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一

御湯殿上日記

九月廿一日略○中

二宮より御くりまいる

十月十六日宮の御方よりもみちの枝まいる

八日巳義政、相國寺廣徳院ニ院領出雲武志郷、伊勢下楠、若狹向笠郷半

濟分等ノ段錢、人夫、臨時課役等ヲ免ズ

栗 紅葉枝

近江若杉村大安寺
下司職
同柏原吉弘名
同國醒井
同國友名

〔慈照寺文書〕

○山城

廣徳院領出雲國武志郷、伊勢國下楠、同國河曲庄地頭方、若狹國向笠郷半濟分、丹波國追道保内三名垣高正末友景、近江國若杉村大安寺下司職下地多和田西方、同丸野、同柏原庄吉弘名、同醒井關壹所、同散在同國々友名田所職下地、山城國西京宇多小路田地、并諸末寺領所々、五條東洞院東北頼屋地壹町、東洞院面東頼半町、六角室町東南頼壹町、室町面東頼壹町、四條烏丸西頼四半町、柳原室町東頼四町々、一條大宮南頼巷所壹町、同大宮南西頼巷所貳町等紙在別事、段錢、人夫、臨時課役、檢斷以下、所免除也、早可全領知之狀如件

文明十二年六月八日

准三宮(花押)

十一日庚申禁中御虫拂

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一

御湯殿上日記

六月十一日略○中

むしいらるせらるゝ

十二日略○中けふもむしいらる

十三日略○中けふもむしいらひあり

文明十二年六月十一日

三五二

三五〇

十四日、略 中 けふもむしひらひあり、
 十五日、略 中 御むしはらひあり、
 十六日、略 中 御むしはらひあり、
 十七日、略 中 御むしはらひあり、
 廿七日、略 中 色々のかけゑとも御むしはらい、(薄以想) さへもんのすけとんまでさせらるゝ、

十三日、戌 二條政嗣、山城圓福寺住持ノ香衣著用ヲ請フ、之ヲ聽サル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 六月十三日、二條

殿よりゑんふく寺のちうちのかうゑの事申さるゝ、左少辨にかゝせられ
 てまいらせらるゝ、よろこひ御申、

十四日、亥 諸社ニ奉幣シテ、雨ヲ祈ル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 六月十四日、略 中

きうのほうへいおこなゐるゝ、く人の下行なきまより、神めい(符カ)はかりひか
 るゝ、

〔後法興院政家記〕五 六月十八日、卯 晴、民間有炎旱之愁云々、

神馬ヲ寄
セラル

祈雨三十
頌

〔大乘院寺社雜事記〕三十七 六月七日、

一 自三日七ヶ日、祈雨三十頌在之云々、今日三方神人等祈雨事在之云々、

十日、雨下、

一 今日祈雨三方入云々、雨下了、

十八日、

一 祈雨觀音經同音三百卅三卷、導師松林院、

十九日、戌 千葉胤朝、同胤盛、肥前山田ノ地ヲ河上社ニ安堵セシム、

〔河上山古文書〕十一 肥前

肥前國佐嘉郡之内山田三十町之事

右任先例之旨、知行不可有相違之狀如件、

文明拾貳年六月拾九日

河上山
後座主宰將公殿

(千葉)
胤朝(花押)

肥前國佐嘉郡之内山田三十町之衷

右任先例之旨、御知行不可有相違之狀如件、

文明十二年六月十九日

文明拾貳年六月拾九日

胤盛(花押)

河上山 後座主宰將公殿

二十日、巳、連歌御會、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

六月廿日、略、中御

せん歌中(通秀)あねか(基綱)こうち(三條西實隆)そうかう(三條西實隆)、ま(三條西實隆)、う(三條西實隆)の中納言はかりよて御さた

あり、

〔十輪院内府記〕

六月廿日、御連歌也、昨日蒙催、五人各廿句沙汰之、侍從中納

言、新宰相、宗巧、山科等參候、御發句、

夕ま(三條西實隆)、みとやしの鐘れ(三條西實隆)うけも(三條西實隆)うか 御脇風松うえよ(三條西實隆)さみ(三條西實隆)乃なく(三條西實隆)こそ

○コノ後、連歌御會ヲ行ハセラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

八月九日、けぬ御

せん歌あり、御人(龜岡)ま(龜岡)前(龜岡)う(龜岡)う(龜岡)、く(龜岡)ん(龜岡)そ(龜岡)く(龜岡)右大臣(今出川敦季)、内大臣(大炊御門信實)、前内大臣(徳大寺實隆)、右大將(徳大寺實隆)、中院

く(徳小路)ん(徳小路)ま(徳小路)ゆ(徳小路)寺(徳小路)、う(徳小路)ん(徳小路)ち(徳小路)う(徳小路)さん(徳小路)、あ(徳小路)さ(徳小路)ち(徳小路)侍從中將(徳小路)、あ(徳小路)ね(徳小路)う(徳小路)こ(徳小路)う(徳小路)ち(徳小路)新宰相(徳小路)、やく(徳小路)そ

う(三條西實隆)よ(三條西實隆)こ(三條西實隆)し(三條西實隆)う(三條西實隆)す(三條西實隆)、ま(三條西實隆)け(三條西實隆)よ(三條西實隆)り(三條西實隆)、も(三條西實隆)と(三條西實隆)か(三條西實隆)う(三條西實隆)、ゆ(三條西實隆)た(三條西實隆)り(三條西實隆)す(三條西實隆)、あ(三條西實隆)う(三條西實隆)ふ(三條西實隆)ね(三條西實隆)、く(三條西實隆)御の御(三條西實隆)と(三條西實隆)母(三條西實隆)さん

よ(三條西實隆)こ(三條西實隆)ま(三條西實隆)、う(三條西實隆)の中納言(三條西實隆)ま(三條西實隆)こ(三條西實隆)う(三條西實隆)、御(三條西實隆)ゆ(三條西實隆)つ(三條西實隆)ま(三條西實隆)の(三條西實隆)わり(三條西實隆)三(三條西實隆)こ(三條西實隆)ん(三條西實隆)ふ(三條西實隆)いる(三條西實隆)、御所(三條西實隆)より(三條西實隆)御(三條西實隆)さ

人数

發句御製
御脇

百韻

あり、く(徳小路)ん(徳小路)そ(徳小路)く(徳小路)より(徳小路)い(徳小路)し(徳小路)めて(徳小路)御(徳小路)ま(徳小路)こ(徳小路)う(徳小路)、御(徳小路)ま(徳小路)う(徳小路)ち(徳小路)やく(徳小路)と(徳小路)て(徳小路)を(徳小路)り(徳小路)五(徳小路)う(徳小路)う(徳小路)、
や(徳小路)あ(徳小路)た(徳小路)三(徳小路)う(徳小路)ふ(徳小路)いる(徳小路)、

十日、前(徳小路)う(徳小路)う(徳小路)、く(徳小路)ん(徳小路)そ(徳小路)く(徳小路)より(徳小路)、昨日(徳小路)の御(徳小路)く(徳小路)ん(徳小路)し(徳小路)申(徳小路)い(徳小路)さ(徳小路)る(徳小路)、

〔後法興院政家記〕

五

八月五日、晴陰、按察卿來云、於禁裏、來九日可有御

連歌、可參申之由被仰出云々、裝束一向不所持之間、講試重而可申入之由令
返答、

六日、甲寅、晴陰、有連歌興、五十句

七日、卯乙、陰、未剋、小雨灑、有連歌興、百句、明後日之稽古也、隨心院、勸修寺、大納言、

前藤大納言、江邊三位、賴秀朝臣、長興宿禰等來、

九日、丁巳、晴、是日禁裏、御連歌御會也、巳剋參内、人々豫祇候、無程被始御會、御發

句(八重一重紅葉)、わ(八重一重紅葉)り(八重一重紅葉)ぬ(八重一重紅葉)櫻(八重一重紅葉)の(八重一重紅葉)時(八重一重紅葉)、自脇上首次第也、余申第三、亥剋御連歌事終畢、次有一獻、

三獻、目有召出、天酌也、五獻、目余申御酌、及數度、令頂戴天盃、攝家清華間不交
盃也、禪閣、下官、カハル、令頂戴天盃、五獻之後、入御、人々退出、

今日參仕人數、一條禪閣、下官、右府、西園寺前内府、中院、大納言、勸修寺大納言、
新宰相基綱執筆也、余今日始祇候御會之間、折五合、柳三荷令進上之、

參仕人々

發句御製

十一日未、晴陰、略中 姊小路宰相來談先日御會事等

執筆姊小路基綱
黑戶御會所

〔十輪院內府記〕

八月九日禁裏御連歌也。以黑戶爲御會所。主上南面。與御座中央敷之。長押上禪閣。西園寺前內府。同下余。右大將西面。關白。右大臣等東面。長押上內府。長押上依無所。同下西面。被候。其外勸修寺大納言。海住山大納言等也。按察侍從中納言等北面也。執筆新宰相長押下中央。祇候。後依禪閣指南。參候長押上。一折終時分有一獻事。俊量朝臣勤役送侍從中納言候陪膳也。執柄以下四方衝重。予以下普通公卿如恒。役送伯中將資氏朝臣。藏人辨元長。右衛門佐以量。藏人將監菅原長胤等勤之。於資氏朝臣者及丞相。於元長者只兩。執柄計勤之。職事之謂歟。羽林尤不便事也。何四位羽林劣五位職事哉。晝有湯漬。但內々衆余以下。於御末行之歸參也。一座終。又於御前三獻。初獻之時天酌。次第參上。但海住山與奪右大將先被進了。三獻亂盃。右府之盃余先飲之。其後擬內府。々々被指右大將之後。前內府被飲之。次第巡流歟。此時按察卿取酌。天酌關白被參。凡御看者始終侍從中納言候之。御酌內府。關白等被候之。只記大概也。

天盃巡流

十五日略中 侍從中納言書狀被下。先度御連歌可拜見云々。

〔親長卿記〕

十一

八月四日晴略中

可參。有可被仰合事。即參內。來九日。可有

御連歌禪閣已下。可觸申之御人數。於御前書立御人數了。禪閣關白。右大臣。西園寺前內大臣。內大臣。中院大納言。勸修寺大納言。海住山大納言。右大將。予侍從中納言。新宰相等也。

所役

所役事

言國朝臣。俊量朝臣。元長。可爲禪閣關白。大臣。臣前之由有仰。以量菅原在敷。同長胤等也。

五日晴。早旦參殿下。來九日御連歌御參事申之。被廻御計略可有御參云々。次

參內。禪閣今朝以忠顯朝臣。雖爲御異。雖可被參云々。已下御返事奏之。又仰云。可仰大閣二條持通之由

有仰。以使者了。

七日晴。自大閣有御消息。明後日御會不具故障云々。可奏聞之由申了。

八日晴。明日剋限可爲已剋之由。觸申了。

九日晴。人々御參。恐可參之由有御使。即參內。被召御前。御座敷事可爲何樣哉。之由有仰。予申云。在端御座被寄與。人々少々被候上歟。攝家許被候上者。難治之樣。人々有所存之由所承及也。然者其分可敷直之由有仰。次御發句事。一往可仰禪閣。仍申其子細。被申故障之由。其後御發句二句。被染勅筆。有御談合。次

發句勅筆
ルヲ染メラ

二條持通
不參

出御

御宴

發句御製

脇一條兼

良第三句近衛政家

出御、人々參仕、禪閣關白、左大臣公、政家、右大臣公、教季、西園寺前内大臣公、實遠、内大臣公、信量、中院大納言通秀、勸修寺大納言教秀、海住山大納言高濤、右大將實淳、予侍從中納言實隆、一獻之時、新宰相基綱、執筆、入夜事畢、御連歌之間有一獻事、終又有三獻、關白被進一躰樽敷云々、殿上人俊量資氏等朝臣、元長、以量、菅原長胤等也、不候御連歌各役送、元長、禪閣、關白前勸之、

今日御發句

八重一重をみちよむぬ櫻のあ

おさまるごたごたるゝ雲きり 禪閣

月のうけあせの跡より寄りそひて 關白

〔實隆公記〕

五 八月五日、癸丑、霽、早朝退出、源亞相、兵部卿等入來、朝食相伴、

自都護卿有廻文來九日、可有御連歌、可祇候之由也、加奉遣之、

九日、丁巳、天晴、今日御連歌也、午刻著衣冠參内、於黒戸有此事、禪閣、關白、右大

臣、西園寺前内大臣、内大臣大炊、中院大納言、勸修寺大納言、海住山大納言、右大將、

實淳、按察、下官、新宰相基綱、執筆等也、一折之後、先一獻巡流、陪膳予候之、役送殿上、

人俊量朝臣、資氏朝臣、元長、以量、菅原長胤等也、五十韵之後、有御湯漬、三公之外、右大將計候御前、予惣並酌取之、御連歌事終之後、又有三獻、初獻天酌巡流、二獻内府候御酌、三獻關白被候御酌、惣並都護卿取之、今日之儀、邂逅之御會、時宜快然、云御連歌之人數、云陪膳參候之條、當時可謂面目者乎、珍重々々、今夜當番令相博長胤退出了、于時亥下剋也、御一座可寫留、

御發句賦物山何

八重一重紅葉とむらぬ櫻哉

おはまる秋とゆるゝ雲霧 禪閣

月の色風の跡より照りひて 關白

二條太閤雖有召故障云々、

〔長興宿禰記〕

中 八月八日、丙辰、晴、今日禁裏御連誦御會也、一條禪閣、關白、今

出川右府、西園寺前内府、大炊御門内府以下御人數十三人也、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一 山城 御湯殿上日記 八月廿一日、ひと

ひに御人まよて御れん歌あり、さいをん寺申さよよて、御ゆつゝ、こんひとつ物ともよ三こんふいる、この前右ふもまよありよたよし申されて御

賦物山何

文明十二年六月二十日

三六〇

人まなり、御まか二色、御さる三ろ万いる、々ふはあすり丹もまこうよて、御
せん歌のれちよ二十しゆのふうさあり、ひううなどあり、御ひし〜なり、
〔後法興院政家記〕^五 八月十三日、^{辛晴略}中入夜海住山大納言來禁裏御
連歌御會事、近日西園寺前内府可申沙汰云々、依是内府、右大將等同可申沙
汰一獻云々、余并一條禪閣不可有見證歟、禪閣ニ可申談之由令入魂、明日可
申談由令返答、

十七日、^{丑晴}來廿一日禁裏御會云々、可參之由、自按察卿許示送之、
廿一日、^{巳晴}是日禁裏御連歌御會也、自兼日有其間、^{僅脱カ}已剋令參内、如去九日有
暫事始、御發句、^{都ハ野分ハ}四方此嵐ふる、余申脇句、^{あくてわら}露のくさむら、今日禪閣不參、新衆
久我前右府、飛鳥井中納言等祇候、日沒時分御連歌事終、又有一續興、^{廿首}飛
鳥井黃門出題、探題各一首詠之、御製二首、飛鳥井黃門二首詠之、次有披講、讀
師久我前右府、^{依時}宜也、講師左少辨元長、御製五反、愚詠二反講之、其外一反也、愚
詠如此、秋夕情、^{さあゆみさひし}月と秋のゆふへならす、^{雲の上}政家、今日西園寺前内府申
沙汰一獻也、御盃數五如去九日、五獻目余候御酌也、^{依仰}次有召出也、^{天酌}五獻間
每度余令頂戴天盃、亥半剋退出、

廿二日、^{庚晴}御懷紙御短尺申出書寫令返上、

〔十輪院内府記〕

八月十六日、自久我被招向旅第、來廿一日御連歌可參候之
間、事種々談合、及晚來廿一日御連歌有催、脚氣勞之由申入、

十八日、久我可被參來廿一日御會、可傳達云々、

廿日、愚袍大帷子進前右府、余分又公夏朝臣祕計、

廿一日、天晴、依西園寺前内府申沙汰、又御連歌有之、禪閣不參、其外關白以下
如先日、但前右府并飛鳥^{并脱カ}中納言兩人參加條々如先日、役送等又同前、元長始

終不勤大臣以下、俊量朝臣大臣計也、資氏朝臣及大納言也、此事頗不審事也、

故俊秀卿、^{坊屋}故建性院内府公、親長卿^{元長}等、皆内々之時、後小松院御時勤役送
等了、今何限職事不勤之、於羽林者可勤之哉、人不知故實、世無有職時分、上輕
下強之謂歟、不便之至極也、

〔親長卿記〕

十一月 八月十七日、晴、當番召進元長了、來廿一日御會、西園寺前
内府可申沙汰云々、御人數如先日可相觸之由有仰、

十八日、晴、久我前右府參御會度之由申之、奏聞、可參之由可仰云々、

十九日、雨下、人々參否今日申入了、禪閣御故障重申了、猶被申故障之由、

文明十二年六月二十日

三六一

文明十二年六月二十日

三六二

今曉夢云、舊院歟、當今歟、不分明、仰云、口傳云云、
たおえこと藤はく門乃春此とも

人々御前祇候、被仰予云、此きおえこといふ事如何、予申云、おえ言久ると
いふ事也と申と夢と見了、

廿一日、早旦參内、直衣、依御會也、

關白、直衣、久我前右大臣、通博、衣冠、右大臣、教季、衣冠、西園寺前内大臣、實遠、内大臣、信量、直衣、中院

大納言、衣冠、勸修寺大納言、衣冠、海住山大納言、衣冠、右大將、衣冠、予、直衣、飛鳥

井中納言、雅康、侍從中納言、衣冠、新宰相、衣冠、

殿上人、俊量、資氏等朝臣、元長、以量、源富仲等也、

御連歌百韻之後、有二十首續歌、飛鳥井中納言出題、有披講、讀師久我前右府、

講師元長也、披講發聲、飛鳥井中納言也、飛鳥井中納言歌、予發聲、今日御連歌

執筆新宰相、

〔實隆公記〕五 八月十七日、乙晴、終日無事、今夜月薄蝕、都護卿送折番、則加

來廿一日可有御會、可令參仕給之由、被仰下也、

八月十七日

親長

中院大納言殿

勸修寺大納言殿

海住山大納言殿

右大將殿

侍從中納言殿

新宰相殿

廿一日、巳晴、今日禁裏御連歌也、午刻著衣冠參内、今日一獻西園寺前内府御

沙汰云々、

參仕人々、關白、久我前右大臣、右大臣、西園寺前内大臣、内大臣、中院大納言、勸修寺

大納言、海住山大納言、右大將、按察使、飛鳥井中納言、著直衣、未拜賀、著用、

雅經、卿拜賀以前、著直衣、以後例著用之由、參木之時、稱之、

況納言昇進之後、以幽玄之例、還返、

或人云、雅經卿着衣、用之事、若院中

下官、新宰相、執筆、等也、

賦何人連歌

都こい野分を四方の嵐哉

時雨てわさる露の草むら 關白、
すまのなる月をともおふ鴈鳴て 前右大臣、
自餘次第不同也、

文明十二年六月二十日

三六三

一獻之儀如去九日、陪膳予勲之、御連歌早速事終之間、有御續歌廿首、出題雅
康卿御製二首、雅康卿同前、其外各一首、至殿上人、

有披講、講師元長、讀師前右大臣、發聲飛鳥井中納言、彼卿歌之時、按察發聲、今
日每事時宜、快然珍重々々、

御連歌以後、初獻御酌西園寺、二獻前右府、三獻關白、惣並爲天酌、

〔長興宿禰記〕

中 八月廿一日、晴、今日禁裏御連歌御會也、如先日於黑戶

御出座、人々參集、今日禪閣無御參、關白以下先日御人數被參、飛鳥井中納言

雅康卿初參、御連歌訖、讀詩二十首在之、有一獻西園寺前內府實遠、申沙汰之、

千疋被下行云々、發句御製、都ニハ野分ヲ四方ノ嵐哉、脇殿下、時雨テワタル

露ノ草ムラ、第三久我前右府通博、スミノホル月ニトモナフ、鴈鳴テ、執筆新

宰相基綱卿先日、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十一 御湯殿上日記 九月廿九日、略

こよひ御せん歌御はあり、中院、くひちうさん、侍從中納言のうりなり、

十月十四日、略 中院侍從中納言言城、御れん歌のてんぢるま、とて、

物五色五うらいらさるる、御しやうくじんあて、あさまくるま、御ら

點振舞

んさるる、

〔十輪院內府記〕

九月廿九日、晴、略 中晝時分自民部卿許傳勅、今夕可參、以古

今詞可有御連歌云々、申領狀了、及晚參內、人々遲參、奉仰余催促人々、西三條、海

住山、新宰相等也、基綱卿所勞之由申之、海住山罷出云々、西參入已秉燭之時

分也、即被始行、已被親繁之時分也、御發句頻可申入之由被仰、然而堅斟酌申

入之、仍御製兩三被仰、百草秋のたけうる名残り、依衆儀被用、御脇、もみ

ち亂く夕風そふく、只景氣計也、侍從中納言候執筆、裏三四句邊海住山參候、

天明之時分事終、歸路難堪、仍申入之處、猶可祇候之由有仰、然而退出了、被勸

御酒、一盞飲之、宵又有小獻、

〔親長卿記〕

十一 九月廿九日、晴、依御連歌雖有召、依故障不參、

幕府、伊勢貞固ヲ申次ト爲ス、

〔長祿二年以來申次記〕

一連々被召加人數事、

伊勢彈正忠貞固文明十二年六月廿日、被召加之、

二十一日、庚午宗頓悟ヲ再ビ大德寺住持ト爲ス、是日、入院ス、

文明十二年六月二十一日

古今集詞
ノ連歌

發句御製

執筆三條
西實隆

文明十二年六月二十一日

三六六

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○山城

御湯殿上日記

六月廿一日、略中

勅使坊城
俊名

大とく寺へ入院あり、ちよくしとし名、ちやうらう御れるよ、まこう、御かう
はこ二たる、たんしまいらせらるゝ、

〔後法興院政家記〕

五

六月廿一日、庚晴、巳刻小雷雨、亥刻又小雨、紫野大德

寺住持入院、右少辨俊名爲勅使參向云々、

〔龍寶山大德禪寺世譜〕

五十

悟溪 諱ハ宗頓、雪江深一、四十、嗣ク、尾州ノ人、

妙心寺ニ住、文明十二庚子夏、住山開堂、時ニ特賜大興心宗禪師、

〔心宗禪師語錄〕

上

再住龍寶山大德禪寺語

景三ノ山
門疏

相國横川和尚製

龍寶山大德禪寺山門欽奉皇帝詔命、敦請前往悟谿大禪師、再董莅本寺爲國
開堂演法、祝延聖壽萬安者、

右伏以、璉三生再住京國、天上降五色之芝泥、恩四明特來雲門、塔中雨六月之
桂子、蓋達人行藏隨時緣而已、抑大法隆替繫世教者耶、恭惟新命堂頭和尚大
禪師、禪究淵源、機吞佛祖、父子囉化於一代、嗣洋嶼者十三人、禮樂改觀於九章、
起岐山者八百歲、廣長舌谿聲說偈、正法眼金色知歸、喝白雲而摧乾裂坤、臨濟

關中劉季、評碧巖而呵風罵雨、圓悟江左夷、吾佛日徧大千、小千僧夏當前、半後
半、龍珠在頷、蛇珠在口、直登龍峰、鳳精爲陽、麟精爲陰、仰祝鳳闕、○蘿圃集補卷
京華後集異事

シナ

同門疏

大倣ノ同
門疏

同門茲諗、平安城龍寶山大德禪寺見缺丈室、欽奉綸音、起前席當山、悟谿大禪
師於濃之隱廬、以再補其處也、凡吾同黨在瓜葛之列者、不勝慶幸、闔辭製疏、抒
厥賀臆云、大德不掩于公之門、容高車、正法欲聞魏謨之家、存故笏、須獲俊衲、式
整宏綱、恭惟新命大德、悟谿法兄、大禪師、清槩冰枯、迅機電卷、妙喜度夏、洋嶼、羸
竹篋打發、一十三人、賸翁慕道、徑山、生苕帚、掃蕩千七百衆、旁搜雄經、鉅論、痛斥
瞎棒盲枷、久爲東道主人、緇素嚮化、又俯西邊長老、軒矮望風、輪奐之美、忽復舊
年、園林之勝、有待今日、榮膺鳳綉、密邇龍樓、賦梅藥而續簡、齋炎蒸要洗、種梧桐
而識韓億、庇蔭共依、昔文明龍集、庚子六月、下澣日、謹疏、

師以文明十二年庚子六月二十一日入寺、

山門臨濟半夏上黃檗、山僧半夏到寶峰、入門一句、拈拄杖云、拄杖化龍、喝、一

佛殿平生嫌佛不作、今日慇懃禮謝、官不容鍼、私通車馬、

文明十二年六月二十一日

三六七

美濃ノ隱
廬ニ起ス

山門
佛殿

土地

土地，這千聖小王，努力護靈區，峻莫踢鷄鴛鴦湖。

祖堂

祖堂，西來萬里瞞神，鬼縱到驢年，那會戴字，咳。

據室

據室，拈竹者，箇是國師，截斷佛祖底金剛王，新長老不敢墮舊規，置竹筵，洪爐豈

鑄囊中錐。

敕黃

敕黃，舉云，揭域中日月，立方外乾坤，林泉無事客，雨度受君恩。

山門疏

山門疏，說屋裏話，還屋裏人，叢林元氣禮樂一新。

同門疏

同門疏，龍蟠虎踞，天南地北，同風之句，無私，花簇簇，錦簇簇。

拈衣

拈衣，全欄雞足祕，屈胸曹谿止，且道山僧傳那箇衣，拈起，吾無隱乎爾。

登座

登座，指云，從上佛祖遭渠折挫，山僧不然，要行便行，要座便坐。

祝聖拈香

祝聖拈香曰，大日本國山城州平安城龍寶山大德禪寺再住持傳法沙門，宗頓

開堂令辰，虔薰寶香，端為祝延，今上皇帝聖躬，萬歲萬歲萬萬歲，陛下恭願寶祚延長，撫育蒼生百萬，金輪統御，覆庇剎界三千。

義政ノ祿
算資陪ノ
拈香

又拈香曰，此香燕向寶爐，奉為大檀越，德彰準三宮資陪祿算，伏願振威風於夷狄，弓

俊名ノ祿
算資陪ノ
拈香

又拈香曰，箇香燕向寶爐，奉為光賁法筵，敕使尊官，坊號俊名右少丞資陪祿算，伏願身居

赤松政則
祿位增崇
ノ香語

舉

金馬玉堂，毗贊聖化職任，論思獻納，黼黻皇圖。

又拈香曰，此香燕向一爐，為源兵部增崇祿位，伏願播英聲於有截，柱石國家，顯忠烈於無窮，渠答法社，遂斂衣就座，白槌罷釣語曰，第一義諦，炎天瑞雪，直下承當，十方通徹，有麼？時有僧出眾曰，古殿重興，六出雪飛，瞻蔔法輪，再轉千年，冰化頗瓊，願祝帝圖，益昌叢社，答曰，大野涼颼，颼颼長天，疎雨濛濛，僧曰，五峰峨峨，倚空碧，斗南長見老人星，答曰，麒麟現瑞，鳳凰來儀，僧曰，記得大慧禪師再住徑山日，上堂僧問，當來下生彌勒佛，一毛頭上定乾坤，時如何，大慧曰，天人群生，類齊受此恩力，端的在那裏，答曰，是放開是捏聚，僧曰，和尚今日再住此山，還壓倒大慧機辯也，無答曰，一拳拳倒黃鶴樓，一趨趨翻鸚鵡洲，僧曰，也太奇，也太差，捲起簾來看天下，答曰，莫眼花，僧曰，伏惟珍重，師曰，真師子兒。

師乃舉拂子曰，龍寶山中那一寶，光明燦爛照河沙，國師信手擊碎了，散作花園園裏花，世尊昔拈一枝，挖泥帶水，迦葉獨解微笑，逐惡隨邪，以至馬祖百丈，以之提掇正令，座斷千差，德嶠濟北，以之放惡氣息，弄毒爪牙，天下老和尚，以之殃害衲子，結得冤家，頓上座，以之蕩除活業，別立生涯，敢問大家，受此恩力耶，若道受，波斯入鬧市，若道不受，啞子喫苦瓜，不涉二途，如何著到去，金爐仄流月，金殿啓

晨報

自敘

自敘宗頓天資懵懂賦性疎慵誤脫蒲葦叢叨臨龍象席不勝慚惶之至伏乞亮察

白槌謝

白槌謝開堂之次恭惟德禪堂頭大和尚靈山苗裔大用寧馨握黑虬兒敲出鳳毛麟角開大爐鑪烹煨鐵額銅頭茲承俯臨座側辱鳴錘椎作法證明下情無勝激切屏營之至伏望尊照

總謝

總謝次惟山門東西兩序諸位禪師單寮者宿蒙堂前資辨事諸大尊宿江湖名勝一會海衆諸位禪師雖可逐一褒贊今日開堂端為祝聖不敢多詞敘陳各丐恕宥

小參

復舉僧問雲門佛法如水中月是否門曰清波無透路恁麼醜對諦當則不無爭奈教此僧輒艸窠裏拈拄杖云當時若是劈脊與痛棒管取空前絕後雖然恁麼如雲門答處諸人如何緇素得卓拄杖云南北東西無路入鐵山當面勢崔嵬
當晚小參吾家黑豆法作者不能譜若人要商略參時有僧出衆曰梅橋池邊活捉鐵崐崙竹影閣上橫吹無孔笛久思法霈願聞雷音答曰妙在未聞先僧曰井梧秋近砌葉露涼答曰直下更無纖翳僧曰記得圓悟禪師住天寧日小參僧問

自敘

靈光千古透萬法落階梯時如何悟曰階下立端的在那裏答曰擒虎兇辦龍蛇僧曰龍峰今夜小參未審有什麼施設答曰沒底籃兒盛白月無心笠子貯清風僧曰燈籠露柱笑哈哈答曰也奇怪僧曰衆星之月法中之王師曰崐山片玉師乃曰衲僧行履全絕疎親破夏忽向京去日暮湖邊問津犯暑觸熱喫幾酸辛昔在金山盤石垂蘿臥雲嘯月今日來寶阜東語西話簸土揚塵雖然恁麼不動一步直登此座已是納敗闕了也拈拄杖云吾箇同行木上座即今於一剎那間走徧東弗于逮南瞻部洲西瞿耶尼北鬱單越此方他界河沙國土依然在這裏於一毫端現寶王刹坐微塵裏轉大法輪全無有去來相亦無自他隔緣什麼如是快活自在要會麼卓一濕紙裏金毛師子單絲控玉角麒麟

乞鑿察

謝語

謝語小參之次恭惟德禪堂頭大和尚前輩典刑後人標榜挑起大燈之光燄照破十方古今琢磨如意之明珠重賞四來衲子所願保趙老甲子永作霧海之南鍼也至禱至祝龍潭東堂大和尚棠棣春輝鵲鶴夜雨同聲相應同氣相求五葉東堂大和尚石谿真孫佛源正續禪文共熟宗說兼通宗門之館儲衆所崇敬也

次惟山門兩序東班都寺禪師、監寺禪師、悅衆禪師、副寺禪師、典座禪師、直歲禪師、謝語悉逸、西班牙堂中座元禪師、龍門上客、鳳臺遺音、久探圭峰禪源、波爛可卷、能學大梅、舊隱清風、誰攀重董、名刹來輔、化儀何以、伸謝後版、座元禪師、蟾宮攀桂、鳳樓修文、東土小釋迦、兜率僂第二座、記室禪師、知藏禪師、謝語共逸、知賓禪師、知浴禪師、點一瓊茗、布七淨萼、侍香禪師、天源末流、遠山奕葉、曾典瑞阜之藏、今侍寶峰之香、目子大衆、謝前資、辨事上堂、小參二禪客、現前一會海衆、諸位禪師、福慧兼全、德行純備、可謂和氏場中、饒美璞、孟嘗門下、足高賓、嗚呼盛哉、各乞昭亮、復舉德山、小參示衆、曰、今夜不答話、問話者三十棒、時有僧出作禮、山便打、此公案、諸方盡道、德山有金翅鳥、孽海直取龍、吞底手段、殊不知德山、被者僧穿卻鼻孔也、雖然恁麼、山僧即今爲者、僧出氣去、擊禪擘開華嶽、連天色、放出黃河、徹底清、

退院

退院兩回奉敕住名藍、愧我宗猷、欠指南、飛錫秋風好歸去、千峰鎖翠一茅菴、

〔大興心宗禪師行狀〕

佛日真照禪師雪江第二神足、諱宗頓、字悟谿、略○中洛大

德虛其席、特降綸命、敕師開堂演法、大驚衆聽也、匡大德席者兩回、○下略全文

九月六日、宗頓示寂ノ條ニ收ム

山門

佛殿

土地

祖堂

據室

勅黃

山門疏

同門疏
拈衣

登座

祝聖拈香

〔心宗禪師語錄〕

上 初住平安城龍寶山大德禪寺語

山門、指云、萬仞龍門、銀山鐵壁、指香看看、不動腳頭、一超直入、喝一

佛殿、雲門行棒、德山析殿、指香山僧爲伊通一線、咄、

土地、受佛敕護正法、任汝振威擅權、要見新長老、且待驢年、

祖堂、指云、一隊老漢、從異類來、咳、牽犁拽把、分明馬領與驢胞、

據室、拈竹這箇是、大慧禪師惑亂一十三輩、褫子底竹篋子、未能打翻、通方上士

本分作家、新大德、不輕行此令、置竹誅龍之劍、豈可揮蛇、

勅黃、普天而地、被這箇威靈、四海九州、承這箇恩力、以祝以禱、瞻之仰之、萬派朝

東、衆星拱北、

山門疏、屋裏生涯、彼此已知、何如黑漆屏風上、醉掃盧同月、蝕詩、

同門疏、遠寄白紙來、中有同風句、會麼、崑崙著鐵袴、拈衣、雞足峰前、謾守定、黃梅

夜半、錯流傳、至今猶有餘殃、搭起一片牛皮挂半肩、

登座、指云、者一座子、高廣難窮、驟步看脚下、燈王如來、立下風、

祝聖、拈香曰、大日本國山城州平安城龍寶山大德禪寺新住持傳法沙門、宗頓、

文明十二年六月二十一日

三七四

謹薰寶香端為祝延

今上皇帝聖躬萬歲萬歲萬歲，陛下恭願萬世開鳳曆，景運益長，四海息狼煙，皇圖彌固。

義政資陪
祿算ノ拈
香

又拈香曰：此香奉為大檀越大人相公資陪祿算，伏願救黔首於彫瘵，致聖主於唐虞。

宗深ノ
拈香

又拈香曰：此香為英檀權大僧都法印資陪祿位，伏願藩屏於王家，金湯於法社，又拈香曰：此香不是鷲嶺一枝，亦非少林嫫桂，一旦忽爾，塋坂堆頭，拾得些子乾柴片，懷藏已二十載，及乎逗到大雲山中，撞著箇呵風罵雨，殺佛殺祖，底惡辣老作家，無端被他粉碎一上了也，將謂馨香全無，自此臭氣熏天炙地，雖然如此，他亦無法可授，我亦無法可受，只向無授受中拈來，一爐薰卻供養前住當山現住龍安雪江老漢，不圖用醜法乳，只要重結生冤。

鈞語
提綱

遂斂衣就座，白槌罷鈞語曰：一槌聲前演第一義，擬問如何，落在第二，有麼？問答不錄提綱師乃曰：吾家生苕帚，從來絕品評，不假造作，本自天成，未入山僧手，先千鈞重，僅入山僧手後一毫輕，全提也，勸瞎人天眼目，放下也，振起佛祖權衡，一擊擊碎，五須彌十方世界一團鐵，一攪攪動，四大海虛空背上白毛生，等閒颺在壁根，

自敘

去優盜華開三四莖，恁麼也得，不恁麼也得，面南見北斗，恁麼也不得，不恁麼也不得，日午打三更，所以不動一步，徑入龍寶山中，拈槌豎拂，胡說亂說，絆倒五湖僧者，只這箇乃至於一刹那間，入淨妙國土中，著清淨衣說法身佛，又入無差別國土中，著無差別衣說報身佛，又入解脫國土中，著光明衣說化身佛，即今在寶萼王座上者也，只這箇千變萬化妙用縱橫，拈掛杖云傍有拄杖子，聞得忍俊不禁出來，呵呵大笑道：適來許多間絡索，是什麼熱盃，喝一喝曰：汝致恁麼問端，傍觀不無分，未知向上關楸子在，何故？卓一龍得水時添意氣，虎靠山處長威聲。自敘，宗頓江湖隱士雲水殘僧，忝承綸言於萬乘至尊，叨提鉗斧於無雙禪苑，戰慄頗多，慚惶不少，各賜鑒察。

總謝

總謝開堂之次，恭惟正法堂上和尙，慈光和尙，栖雲和尙，石門和尙，安養和尙，主翁禪師，茲蒙降臨座側，作法之證明，各展化儀於一方，禪熟文熟，大振嘉聲於四海，宗通說通，伏乞道照，次惟山門兩序東班諸位禪師，西班諸位禪師，適來禪客，江湖耆衲，四來高賓，一會海衆，諸位禪師今日為國開堂，端為祝釐，恐久立之勞，劬省繁詞之褒贊，各乞亮察。

拈提舉

拈提舉，閩王請羅山開堂，羅山纔登座，以手斂僧伽黎，顧視大眾，便下座，閩王近

文明十二年六月二十一日

三七五

前執羅山手曰：靈山一會何異今日？羅山曰：將謂備是箇俗漢，怎麼公案，諸人悉謂主賓道合，膠漆相投，一段光明照映古今，殊不知羅山一場敗闕，闕王也是將錯就錯。羅山曰：將謂備是箇俗漢，奈荒艸堆頭，蕪在伊了也。當時若是與伊一喝，非惟教伊別有生涯，管取亮前絕後。

當晚小參，吾箇寶山峭峻難上，若人踏著氣如焚，將有麼？問答不錄

師乃曰：釋迦老子三七日中思惟曰：我寧不說法，疾入於涅槃，到這裏全無禪道，佛法可商量。汝等諸人今晚上來討甚麼，各自歸堂去，不用特地謾疑猜。頓上座，當年錯參尋用心，三吳百越跋涉山川，風殮露宿，喫盡許多艱辛，而今憶著直是叵耐。苦哉苦哉，忽有箇牙如劍樹，口似血盆，衲僧向山僧未開口以前，掀倒禪牀去。山僧便明窗下安排，諸人即今聽取一偈，迎人嬾接，老雷堆屏跡十年雲，一隈忽被業風吹著去，披毛戴角出頭來。

自敘

自敘宗頓，樗櫟散材，蓬蒿陋質，枉據師子座，徒作野干鳴，無堪厚顏，忸怩之至，伏乞衆慈昭亮。

謝語

謝語：小參之次，伏惟山門兩序東班都寺禪師，出納錢穀，如楊岐掌職務於慈明，會計簿書，夕石窻輔宗風於宏智，且喜得人，監寺禪師，謝語悅衆禪師，紀綱山門

舉唱佛事，吾家真種，艸一枝桃萼新。副寺禪師，副寺禪師，廉謹家風，須續用大盃，森嚴法令，勿讓寶生薑，善思念之，典座禪師，直歲禪師，護惜常住，要教有餘垂後手，整葺殿堂，宜以防警為汝任，各勉旃。西班牙堂中座元禪師，眉間挂著寶劍，表率人天堂中平分風月，名喧湖海，於戲懷彼道義之敦，無勝感激之至。後版座元禪師，兜率宮中小釋迦，說夢於摩訶衍岸，實其宗乘龜鑿，亦為衲子楷模。記室禪師，須彌筆，虛空紙，書西來五字，以足張吾軍。知藏禪師，知藏禪師，卷盡五千餘軸，琢磨一顆摩尼，戴角大蟲，插翼猛虎，知賓禪師，知浴禪師，點一瓊釀茶，驗作家漢，傾無邊香水，浴無垢人。

次惟單寮者宿，蒙堂前資，小寮辦事，適來禪客雲堂，清淨大海衆，現前一會諸位禪師，人人鼻孔遼天，箇箇脚踏實地，可謂梅檀林中無襍樹，師子窟中無異獸，各乞恕容。

復舉

復舉：雲門大師示衆曰：聞聲悟道，見色明心，觀世音菩薩，將錢來買胡餅，放下手，卻是饅頭，跛脚阿師，恁麼說語，大似鄭州出曹門，頓上座則不然。卓拄杖云泉聲中夜後，山色夕陽時。

〔佛日眞照禪師語錄〕

偈頌

賀悟溪住大德寺

吾家生得瞎驢兒意氣衝天瑞世時、龍寶夜來歸手裏、靈光燦爛照坤維、

二十四日、酉故足利義教忌辰、幕府費用乏シキヲ以テ、復、等持寺八講ヲ停ム、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 五月三日、

一等持寺八講事、可有始行、講丁事自惣在廳隆嚴方東北院ニ相尋之、但依供料到來之有無、重而可申云々、空覺兼親、光慶三口分可注申歟云々、此外ニハ無名僧一座、定而可爲東北院、

六月四日、

一等持寺八講事、成立不可得之由、自京都申給之、此邊ニハ必定之由相存云々、三井講丁無人數云々、

七日、

一松林院僧正來、等持寺八講不可有之分ニ合治定了、其故ハ公卿以下出仕事不可得云々、

廿四日、

一今日普廣院贈太政大臣御忌日也、御八講可有歟之處、越州料所未到來、出

公卿等出仕スル能ハズ

越前領地ヲノ貢租來

仕公卿以下出立又不可成立旨及御沙汰旁以不及始行、十餘年無之、

○幕府八講ヲ等持寺ニ修シテ、義教ノ冥福ニ資スルコト、十三年六月

二十四日ノ條ニ見ユ、

幕府政所寄人和泉守清貞秀薙髮ス、

〔親元日記別錄〕

下 清和泉守 貞秀、(文明) 同十二六廿四、入道常通、

〔東寺百合文書〕

○山城 一寺奉行清和泉守落髮云々、仍御禮之事披露之處、柳一荷料足百疋可致持

參義治定了、

○貞秀卒スルコト、十五年八月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十七日、丙皇子勝ヲシテ、後花園天皇御影ノ色紙ニ歌ヲ書カシメラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○山城 御湯殿上日記 六月廿七日、○中

久院御ゑいに玄きしに御うた、宮の御かたへあそはさせまいらせられて、
はんしゆ三まい院(服カ)まいる、玄さいなく御うたあそはす、めてたし、

二十八日、丑豐原縁秋、從二位ニ敍セラレンコトヲ請フ、

〔親長卿記〕

十一 六月廿八日、晴、○中 又仰云、縁秋朝臣連々申上階、地下樂

地下樂人
上階ノ例

四位ト雖
モ御上階
ノ例ナシ
上階叶ハ
ズバ上北
面ニ補セ
ラレンコ
トナ請フ
勅使松木
宗綱縁秋
上階ノ事
ヲ政家ニ
諮フ
後花園天
皇以來三
代ノ師範

文明十二年六月二十八日

三八〇

人無上階之例但四品猶以御師範之外無例雖然近例各敍四品之間依御師範賞四品於于今者無曲之間所望上階云々誠三代御師範不能左右也若上階不可叶者可被補上北面之由申之此事不叶理之由存之趣奏聞了、叡慮も上北面無謂云々、

〔後法興院政家記〕五

七月廿六日甲辰時々小雨下（松木定綱）兵部卿爲勅使來余相逢

樂人賴顯（錄、秋下同）朝臣上階所望事可有勅許哉否樂人一類無上階例舞人元祖上階事有幽玄之例准彼例可有御沙汰歟自後花園院至宮御方三代御師範間可有御免歟可計申之趣也余申云賴顯朝臣依爲三代御師範上階可有御免哉否事地下輩三品御免事雖爲連綿樂人一類爲各別歟正上四位猶以可謂過分歟、輒難計申猶可被經御沙汰歟之由令申訖、

權大納言德大寺實淳月次蹴鞠會ヲ行フ、

〔親長卿記〕十一

六月廿八日晴略○中及晚退出詣德大寺大納言實淳許有

鞠可爲月次云々亭主予飛鳥井中納言雅康藤宰相永繼永康等此外武邊之輩善法寺貞久縣主等也今日藤宰相頭役也、

七月八日晴德大寺實淳許有音信鞠張行云々申剋許罷出飛鳥井中納言

雲入鞠

雅康參會示予云今日雲入鞠歟數鞠歟可張行如何予云雲分鞠事者初心之輩未沙汰付歟數鞠可然歟予申分可然云々次座敷裏先日公卿西上北面不得其意之由書狀之次示遣飛鳥井之間今日雖此座敷公卿東上北面賀茂輩棟久貞久等縣主南上東面善法寺享清法印公卿座向東上南面其次武家之輩同東上南面也座狹少之間武邊末之輩折南北上東面也此分可然之由予組加意見了、

去月廿八日座敷様

公卿西上北面次武家輩南上東面公卿向頰享清法印東上南面其次賀茂輩貞久縣主也、

今日予損膝了、

○七月以後ノ實淳第月次蹴鞠會ノコト便宜左ニ合致ス、

〔親長卿記〕十一

七月廿日陰晴德大寺月次鞠享清法印頭役云々雖有招

引依膝所勞故障了、

九月十日晴詣德大寺許有巡會鞠、

十二日晴參内番也未尅許申暇退出今日右大將亭巡會鞠也飛鳥井中納言

七月

九月

巡會鞠

文明十二年六月二十八日

三八一

頭役也命予云善法寺座此間疊也殿上人爲圓座者可然歟如何爲疊者松下
棟久可爲圓座歟予云惣而圓座可然此間只一人每度著座不可然但今日已
儲其座了今更可撤之條不可然棟久又同座定可存難治之由已後可被改歟
之由命之次今日於庭上座可有盃酌其後可試鞠可與奪予云々次人々著座
亭主將予飛鳥井中納言藤宰相忠顯朝臣元長以量永康已上東上北面懸
清法印座北方東上南面疊其次棟久縣主享清法印棟久縣主小笠原肥前守
伊勢次郎左衛門廣戸式部丞一本卿上地院一等等也

各著座之後棟久縣主持鞠二足右手來飛鳥井前與奪予更持來予前予令氣
色飛鳥井見定鞠二足鞠一足フスへ鞠重可然予定之棟久縣主取之置
懸之中白鞠置予後方座了次各如例立懸本始行鞠暫予休息人々同次持明
院持來盃居衝重如例次居破子居衝重次予前次第同棟久並武邊之輩
破子居足付折敷次持來銚子裏片口先之瓶子一雙有簍子下諸
來菓子盛碗蓋各取之食持次撤破子已下次又各寄懸本有鞠立替一
催興入夜歸宅元長召進番了
十月十八日晴於德大寺有鞠巡頭番也

二十九日寅六月祓

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

六月廿九日略○中

およひの御也もこのことくあさか登るのまにてこえさせをします御
所女はうち脱カきやう所ひろめんたうにておとこたちこえらるゝはんし
ゆのほか源大納言侍從中納言なかたねまこう御さか月いつものことく
まいる

〔親長卿記〕十一 六月廿九日晴入夜越輪如例

是月義政百韻連歌會ヲ行フ

〔新撰菟玖波集〕

戀連歌中

文明十二年六月慈照院入道贈太政大臣の家

よて百韻連歌こ

かくそとさきゝて人のとへかし

藝阿法師

こひしさもかきりになりぬわか命

山名藏人大夫及ビ同猪臥入道新免長重ヲ美作小房城ニ攻メテ之ヲ陷ル

文明十二年六月二十九日 是月

三八三

〔新免家古書寫〕

作○美

文明十二年六月に、山名藏人大夫、山名猪臥入道
 兩大將にて、五百餘騎を引率し、作州小房城主新免彈正之助長重(ツカ)居城
 を取巻、近隣を放火し、持盾龜甲を突寄、指詰引詰散々に射る、城内の小勢
 也、命を限に戦ふ故、小勢皆過半討死ス、山名ヶ勢勝に乗て、城内に切て入
 處に、大將新免彈正之助并家從岡新左衛門、同藤次郎、同左馬介、九助、大谷
 是右衛門、同右近、左近、公文彌二郎、同次郎、右衛門、下司右兵衛、同土佐守、藤
 生彌助、大野傳内兵衛、同小三郎、石原左兵衛、同小十郎、舟曳四郎、左衛門、同
 孫四郎、大原小左衛門を初め、山名か勢と防戦、火花ヲ散す、大勢中に切て
 入、新免彈正介(之助下同)を初打死す、山名か勢よて、竹田民部、上原孫三郎、猪臥源
 助、山名左近、同七郎、左衛門、小林十右衛門、山口小六右衛門、兵衛を始、百餘
 人打死するにより、山名終に小房城を乗取に付、新免彈正之介か長男三
 郎兄弟母諸共、孤子と成、小原城主家貞伯父たるにより、小原城に落行に
 より、宇野館にて養育す、

長重ノ父家
子伯小原
城ニ逃ル

一 同年九月、粟井庄御館(助)、新免雅樂助居住之所に、粟井近江守、有本遠江守、
 山名藏人大夫、大勢引率、新免御館を夜打ニ押懸、雅樂助折節、小勢也、防戦

新免助隆
粟井莊ノ
第二戰死ス

ふ處に、寄手の方々火を放つ故、一時に焼失す、新免雅樂介(助)を初、近習の士
 にい、須惠介兵衛、同嘉兵衛、同藤九郎、緒田主計頭、同縫殿介、岡崎三之丞、同
 新五郎、同江見六郎、四郎を初、八十二人打る、寄手勢と而、植月、有本、稻本、高
 取岸本、小林、竹田、山名九十郎、右手、大町、淺山、藤生、粟井の一族百餘人打死
 す、

貞重 略○上 于時文明十二年、山名藏人大夫、山名猪臥入道、大勢を將ひ來

りて、小房城を攻る故、彈正之助の山名か爲に打れて敗軍ス、彈正之助ハ靈
德寺殿慶山ト
云、雅樂之助ハ松翁雲山といふ、
同年九月、粟井御館ニテ勤居、

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十五 文明十二年十一月十三日裏文書

一 昨日返事子細申候つる、無殊事候、先日返事其方よて竹屋方へ仰ら
 れ候て御糺明あるへく候、爲向後候、

一 北野御經百五十人にて如先々始行、近比の不足とて候、○十月五日
條參看、

一 公方より御山莊被立候いんとて、石藏邊嵯峨邊被御覽時分候、但御料足
 候いす候、如何日ノ十月十九
條參看、

隨心院殿
寶ノ書狀

山名氏ノ
勢力
美作ノ軍
事
東國北國
シハ貢進ナ

一濃州事可爲和與之由、近日其沙汰候者目出候、自公方僧上使下候由其聞候、いつれにも目出候、越前事朝倉よく候段勿論候、日ノ八月二十七條參看
一西國山名威勢如今候者、播州事必々くせ事可出現候、はや一國土民等下うこき申候、美作事當年者不可沙汰候、明年者必定候、方々國々あさましく候、通路さへ候のす候間、東國北國えつく程も執物不可叶候、天のはかり事までにて候、其方事被御心候へく候、寺訴との何事候哉、無益之事候、只其方事せられつへき事、可有御沙汰候までにて候、恐々謹言、

十月十九日

嚴實

(表書)大乗院殿 兒御中

嚴實

〔大乗院寺社雜事記〕

五十七

十月廿日

一略○中西國ハ山名威勢事外也、

〔參考〕

〔東作誌〕

三十九

大野保 川上村之記

新免家系略傳

長重 新免彈正之助、自義滿將軍賜御教書テ、吉野莊、粟井莊、弘山莊、小房城主、文明十二年六月、山名猪臥入道攻落ス、於城中戰死、號靈德寺殿慶山大

居士

〔東作誌〕

三十九

小房村之記 吉野郡 古城

大野別府

小房城

城主福田孫八郎、或ハ有

元惣兵衛山ノ高サ攀路凡八町餘、大手西ニ有リ、
本丸北東西七十間、南二ノ丸横廿間、本丸北段ノ方、三ノ丸立三十一間、大鞍櫓ノ段ト云、張シ郭ナリ、馬屋ノ段立十七間、的場ノ段ノ下張出シ郭アリ、西南ノ方ニ些ノ堀切アリ、西ノ方久賀村也、北ノ方ハ中谷村ナリ、

〔東作誌〕

三十四

猪臥村之記 英田郡 古城

林野保

矢櫃山略○中

城主猪臥入道、猪臥入道ハ山名氏ニノ山名坊菴入道忠政ノ子也、忠政有一徒猪臥村、仍號猪臥入道、云々、以上見新免家記云、文明十二年六月、山名藏人大夫、山名猪臥入道、兩將ニテ、五百餘騎ヲ引率シ、吉野郡小房城ヲ攻ト云々、里人ノ所傳、山名入道開城シ、其跡ハ江見次郎ナラス、タリト、塚モ在タレト、燒落シ、タリト、此城水自由ナラス、

〔東作誌〕

十九

河内村之記 勝北郡 古城

古跡

小吉野莊 河内山城略○中

城主有元遠江守 文明十二年庚子年九月、有元遠江守吉野郡粟井庄、新免雅樂助方へ押寄戰テ討死ノ由古書ニ見、

連歌師宗祇、大内政弘ノ招ニ應ジテ、周防山口ニ下ル、尋テ、豊前、筑前ニ遊ビテ、山口ニ歸ル、

〔筑紫道記〕

宗祇法師

京都ノ亂ヲ避ケテ
政弘ニ寄ル
山口ニ著ス
相良正任

二毛のむかしより六十のいまにいたるまで、をろかなる心一すちにひかれて、いりえのあしのよしあしにまよひ、身をうき草のうきしつむなけき絶すして、移りゆく夢うつゝの中にも、時にまたかふ春秋のあはれ思ひ捨かたく侍るまゝ、國々の名ある所みまほしく侍る程に、筑波山もおもひ入さわりなく、白川の關の越かたきさかひをも見侍しかは、○應仁二年十月條參今は松浦箱崎のあらましのとふかう侍りあから、近き世となりて、あし原の風のさはきまきりにて、都のうちも波の音たえに侍れり、草の庵いどゝ住うたく侍茂、思はさるに、（大内政弘）左京兆のかくはしき契ふかうして、西の國の磯の上までをたのめをき給へるおどありき、程もなく博多の海も浪おさまりて、岩國山いとゝうこきなきかくれかとなりぬれば、文明十二年の水無月のはしめ、周防國山口といふにくたりぬ、木高き一本たのむゑるし有て、陰の草木の露のなさけもまげくなりて、おりく時々のあそひなどゆくこと數そうまゝに、月日うつりて長月にもなりぬ、香椎の杉生の松につけて、言のはしけき催しかゝしけなきをしるへにて思ひ立ぬ、こゝに相

專ラ便宜ヲ計ル

三條公敦
錢ス

陶弘護内
藤道從
士ヲ遣シ
ムテ送ラシ
津ノ市

門司能秀

良遠江守正任、國々所々のたよりなるへきこと、こまやかにとりなせり、今明に應ずることほりをもとにて、この道の心さし侍るゆへなるべし、あすどてのくるゝほごに、（公敦）三條殿より御使あり、○公敦ノ周防ニ下レルコト、十年四月十九日ノ條ニ見ユ、十思ひかけさる御心さし、こせやあまの羽衣ならむと、かほりまちて、墨染にかさねんは身におはすなむ、彼優婆塞の宮になにとかやいひて、よふかき月に琴の音ゑるへせしものよ、宰相の中將かつけ給ひけむを、人々どかめいひし匂ひ思ひ出侍るにも、なを御なさけの色はたくひなかるへし、夜すてに明行程に、くもらはしき空のけしきも哀かけけるにや、日いとよくはれてのどかなり、宿坊の院主あるしこまやかにして、ことふきさへどりそへて、なさけさまゝなり、すてに打出るおり、陶尾張守弘護、内藤孫七護道もろどもにさふらひを添ふる、いとゝ行末たのもしくなむ、かくて過行程に、民屋一むら有、津の市といふ、左に河なかれ、海つらとやゝいりて物さひし、かつまたの池もかくこそいと、堤くつれてあやうきわたりなれば、うちおろし、みなと川を越行程に、門司下總守能秀跡より立はやめ、言の葉をかはず、折しも空かきくもり、時雨めきて打そゝき侍るあひた、賤屋乃うちよ

周防長門ノ境山中

駒引かくし、かましもの人家々に宿を待てる程もなく、降過れば、打つれつゝ、この道の物語たかひにして、はるかに過行は、けはしからぬ程の道のほどりに、小松むら立て、手向の神にやど大なる石に木綿かけたる有、こゝなん周防長門の境といへり、夫より山中といへる所にやすらひて、かれ飯のまうけせさせて過行まゝに、聊なるやしろ有て、木深きかたのらに、夕日かくれのほど、松虫の鳴からしたるもあはれあさからず、今日は長月の六日なれば、彼野の宮の曉に、音な鳴そへそなど侍りしも、おもひ残す事なし、あるは山ふかく水流れ、あるはひた引ならず賤の山田に、鴈のうち啼などする所々を過て、船木といふ所に、昔都相國寺にして、折々たのま侍る人、此山里をしめて吉祥院とて有、今兩夜のちきり、萬年のむかしのかたらひにもをさらす、さま／＼の心さし、せのき袖にはつゝみかたくなん、此舟木といへるの、神功皇后御舟を作り給ひけむとなん、又秋は過れとこかれさる覽といへる、船木の山の紅葉は此ころにや、發句さたすへきよし侍れば、ふきしくるいなはの雲の山おろし

舊友のよしとは中／＼にて、唯所のさまを思ひよれり、曉天に皆人わかれ

船木

吉祥院

今宿

埴生浦

千珠 満浦 豊浦

惜と立出、はるかに行てその里をどへは、今宿とかいひて、左に塔婆のなかはみゆる寺有、うち過入もて行は、深山よいとゝ木深く、鳥のねも絶たるわたりにて、舟にのれといふ者あり、あやし天の岩船よやと思ふに、此山の末の浦人、旅人をむかへて、世のいとなみにする、海路のわたし守成へし、やゝうつり來ていふといふ浦にいたりぬ、鳴々おほくつらなりて、浪の上風静なり、船もよひするほど、此地をしる人の家にやすらふさま、驛館の心ちす、水むまやにはあらぬ雜事をろかならず、あくて船出し侍るに、風あらくなりて、いかにと忙あへるに、蟹の釣舟の波なれたるを見るもあはれなり、篁朝臣れ人には告よといひしなと思ひ出て、

心行道たにうきを漕いて、八十島かけし人をしそ思ふ

跡のまら浪をかへりみまの、汀の松遠さかりつゝ、潮風にけふれるも心ほそし、舟子共のうら悲しけにからぬをしわたりつゝ、沖中過るほどに、満千る玉とかやいへる、二の嶋をみるにも、からくにの人さへまかひけん昔ありかたし、いとゝ祈念をこらし侍るに、すてに著岸す、仲哀天皇の皇居は、豊浦といふうら成へし、當社は稚櫻宮天皇におはします、神主則對面して、

神宮の物語す、齡はや六十に及ふやと見えて、何となく神徳のふかきもあらゐる、心地して、殊勝にぞ覺え侍る、社參の幸あす九日(九月)は節なれ、此日は打休をぬ、夕月夜のかけおかしき程に、海の上もなきわたりて心すめり、取あへす、

月にみつ夕しほさむし秋の海

明れは折ふし神わさ有て、神司のものおほくうちきたれ、御供などまいらするほど也、社頭は樓門回廊ひろうつゝきて、い垣に高き松の色は、青海の翠をふかめ、渚になひく真砂は、雪をまけるかどあやまたる、垂跡の御神は、第一神功皇后、仲哀天皇、應神天皇、仁徳天皇、以上四座まします、神事過て、廊にして一座あり、發句は昨日乃秋の海なり、今日の菊花當社にいはいはれなきよし侍れは也、つとめて住吉に明猷律師諸共にまいり、これも社中神さひて、木深き松のひゝき身にしゝいふよしなし、神主回廊にむかひて對面す、發句すへきよし侍れは、

松かせやけふも神世の秋のこゑ

このけふといふ詞二つにかよふへきや、鎮座の御神は、西の第一住吉明神、

祭神

住吉神社

祭神

忌宮神社

赤間關
早瀬渡

阿彌陀寺
ニ宿ス

安徳天皇
御影堂
御相好

平家一門
ノ肖像

次八幡大菩薩、高良大明神、神功皇后、諏訪明神、以上五柱なり、和光のちかひ何れもをろかには侍らねど、わきて住吉明神は文武を守り給へり、此道は兩輪のことし、國家を治めむ人は、此御神の心を觀すへき、哀こそ覺へ侍る、かくて赤間關はやどものわたりにいたる、鹽のゆきかひ矢のこどくして、音に聞しにかはらす、二の迫門を隔て、むかひは豊前の國なり、そのあいた十餘町と見ゆ、此地のやどりは阿彌陀寺といへり、うしろに山高く巖そはたちて、落くる水いさきよし、せきいる、砌のさまをのつかられ境致よて、岩に生たる松のねさしも物ふりて、水におほひ軒にめぐり、御堂の星霜積りて、檜皮所々破れたるも、中々あはれふかし、鎮守の社の作りさまこまやかに、まかも風景を思へるにや、門司の松山を向にみえて、前に海水をなかむ、次に安徳天皇の御影堂を見侍れは、御かたちとつらふたつにゆひわけて、御よそひさる事とみえて、紅の袴に笏を持給へり、御顔のにはひあひきやうつき、うちゑと給へるさまして、唯その代の御かたちとおほえて、なき世のかけはわすれ侍る事也、あやしし身にも見奉るほど涙をさへかたし、次に平家の人々は影有、新中納言知盛、修理大夫經盛、内藏頭信基、宰相教盛、

中將資盛能登守教經等なり、女房には、大納言のすけの局をはしめて四五人あり、中にも教經武勇の道すくれたりけんもふしきに覺えて、

梓弓八重の汐合に消ぬ名もあはれはかなき跡のしら波

君の御事の、その哀ことのはに及ひ侍らてさしをきぬ、彼二位の尼君の波の下に極樂侍りとおしへ奉りけむも、悲しさ淺からず、僞のことはに侍れど、唯心己身のこゝろをおもへば、いつれか浄土にあらざる、誰か佛體にあらざる、此詞を誠の道には侍へき、暮行ほどに門司助左衛門尉家親あらしすへきよし侍れば、皆ともなひ行たしきものなし、夜に入ぬれば、月さやかになりゆくに、あまの漁火たき添て、うかへる船の數多き中に、音高く聞ゆる聲有、これや叩舷來往月明前といへるならんと聞すてかたきに、磯かくれの家々に打添る碓の音、取集たる折ふしも、空飛鷹は鳴わたるにも、誰玉章のもしの關守とよめる、唯今のあはれなり、明るあした道場にて會有發句、

舟みへて霧も迫門こすあらしかな

翌日又門司下總守能秀の舎にて會有

門司家親
ニ招カル

阿彌陀寺
道場連歌

門司能秀
第連歌會

龜山八幡

戸さしせぬ關にせきもるもみちかな

歸るさ暮かゝる程に、龜山の八幡へまうつ、苔の道石の橋をのほりてまれば、數多の人家海つらにつらなり、大小の客船山蔭にうかへり、御社みやひやかにして、常盤木たかう茂りあひ、夕露しろくうちなひくさま、むかしかくや姫の願けん、蓬萊の玉はえたにかよひぬへし、又爰にても神主發句を乞いなひかたくて、

あきとをし龜の上なる峯の松

つとめて下總守能秀の許に、あるしことねむころにして、やかて一葉に乗して漕出、安徳天皇行宮跡をあはれき、柳か浦を過、菊の高濱をなかむ、同行のすゝめ侍れば、舟の中にて一折有、

花ならぬ眞砂もきくの濱路かな

移り行て、筑前國若松の浦といふに著ぬ、この所を知人麻生のなにかし兄弟、ある寺にむかへどりぬ、かた山かけて植木高き陰より、うちどの海をみるに、鹽屋の煙暮わたり、入日かけに移ふほど、またいふかたなし、この二人は、將軍家奉公に人に侍れば、都の物語こまやかにして、色々の肴求め出た

筑前若松
浦生氏

豊前柳カ
浦ノ高濱

るほど、こよろきれいそかりしきも思ひやられ、盃かさねり、さし更る月の光もたゞならず、今夜は十三夜なればとて發句を、

名やおもふこよひ時雨ぬ秋の月

明れは海陸の間侍添てをくりこまやかなり、こやの關といふ所にして、草枕を結ふ、曉ちかき夢に、誰となきおとこ、天神と名乗て、扇を予に給はるとみ侍りて夢さめぬ、則同行に語れば、皆ことふきあへり、誠に神の冥助あるにこそとたのもしくなむ、是より守護所陶中務少輔弘詮の館に至り、傍の禪院にやどりして、又の日彼館にて、さま／＼の心さし有、折ふし千手治部少輔、杉次郎左衛門尉弘相など有て一折あり、

ひろくまよ民の草葉の秋のはな

此國の守代なれば、万姓の榮花をあひすへきのこゝろなり、ひねもすいろ／＼あそひ暮し侍るに、此あるし年廿の程にて、其様艶に侍れり、おもふことなきにしも侍らて、おほえす勸盃時移りぬ、十六日、杉の弘相の知所長尾といふに行、都より志淺からねり、爰にても又をろかならんや、り、やかて百韻をはしむ、山ふかきわたりかれは、

木屋ノ關

筑前守護
代陶弘詮

千手治部
少輔

杉弘相

長尾ニテ
百韻連歌
ヲ行フ

大宰府天
滿宮參詣
蘆城山

宿坊滿盛
院
郡司深野
筑前守

飛梅

もみちしてなをみどりそふ深山かな

是より宰府聖廟へまいる、陶弘詮より侍二人添らるゝ心さしいはむかたなし、かくてあしき山といふ驛路にかゝりぬ、水の緑、紅葉の色々おもしろきわたりなれど、谷嶺けはしく、ふむ所みな岩の棧路なり、心ほそさまさりて、進退の事さへ思ひ歎て、

世中のあしき山路に乗駒のふみもさためぬ身にこそ有けれ

どかく過行程に、御社ちかく塔婆などみゆるより、おりて神前を拜して、宿坊滿盛院に至りぬる程暮りてぬ、今夜は當社の縁起などよませ奉るほどに、深野筑前守といふ人來る、この郡の郡司也、扇をたつさへて、心さす當社にて、此扇をうる事、夢の告思ひ合て、いとゞ神慮有かたくなむ、つと決て社僧一人を友なひ神前にまいる、おもての鳥居さし入より、地廣く松杉數そひて、さらぬときは木やゝまけし、反橋たかうして二有、又うちはしたつその中にあり、池のめぐりには、千萬株の梅のはやしをなせり、覺えす西湖のさかひに來るやとおほゆ、樓門に入ほどかう／＼まくて、左右の回廊いさきよし、名におふ飛梅苔むして、老松のよはひにもあらそへり、抑當社は、延

喜五年乙丑に草創有となん、則拜し奉るも、いにしへは御愛まで思ひやられて、看經おほえす聲やきて、只袖のうるほふより外の事なし、西行かゝてに涙のといひけむも、かゝる折にや、等閑のことはいかゝ思ひ侍れど、たゝ敬神の心一すちにまかせて、

曇りなき跡を去たひて我るやたゝこれにしの秋のよの月
うら風の吹上の秋のおもかけも波にたちそふ池の去ら菊
神や去る又生れてもうるこのあらいとおもふ敷しまの道

安樂寺

經藏、寶塔、諸堂、末社、と星霜ふりたる中に、安樂寺いたう廢して、かはら落軒破れて、忍ふ草もたよりなきにやとみえて、とたれそふあらしにも、俊頼朝臣のちるもみち葉と讀るも、いとゝ哀なり、次に人丸の木像おはしますを拜す、この所則當社の會所なりと聞て、

菊はたゝむめに去たしき匂ひかな

連歌興行

此日宿坊にて會有、

とりもあへぬ幣はあらしの紅葉哉

翌日又きのふの菊にて一座有、杉弘相會席に來合て、いとゝ其興有、會過ぬ

觀音寺

をば觀音寺に入ぬ、此寺は天武天皇の御願なり、白鳳年中の草創なり、沙彌滿誓か歌に、とふさたてあしから山に舟木きりとよめるも、此所を讀るよし、万葉集に侍るにや、諸堂、塔婆、回廊と跡もなく、名のとそむかしれたたミとはみえ侍る、觀音の御堂、今に廢せる事なし、さてハ阿彌陀佛のおはします堂、又戒壇院かたのこどく有、結縁してのち、ある坊に立寄、當寺は南都東大寺の末寺也、彼衆徒此坊のあるしなり、古き都の人なればにや、花立空燒して、えむなるさまに、盃の心はへ、何となく心さしの等閑に見えずなむ、暮る程に、名におふ鐘の音を聞捨かたく、歸りゆくあさりなれば、思川染川なとをみつゝ宿坊に至る、又の日弘相の宿り花基坊といふにて、又一座あり、

戒壇院

思川
染川
花基坊

染川は去くれし山の雫かな

會過れば、またひつしくたらぬ程なり、やかて立わかれ侍るに、兵部の君とて侍る法師、あたりの名所のしるへをもせむとて相伴ふ、かまと山は跡遠くなりき、思川の俵は袖の上に留りぬ、染川にそふて下るに、天智天皇の皇居木の丸とのゝ跡に馬をどゝむ、境内皆秋の野らにて、大き成礎の數をし

龜山

天拜山
荻萱ノ關

文明十二年六月是月

四〇〇

らす、都府樓の月いにしへを思ふに、きのふの觀音寺の鐘又聞かことし、天拜か嵩をはるかにみて、なを御神の名殘も淺からず、かるかやの關にかゝる程に、關守立出て、我行すゑをあやしげに見るもおそろし、

數ならぬ身をいかにとも事とは、いかなる名をかかるかやの關
越過るまゝに大成堤有、いはよこたはれる山のことし、尋れば是も天智天皇のつかせ給ひけるとなん、民の愁いかはかりにかと思ふも悲し、すへて國家を守る人は、唯民乃ついえを思ふへき事と覺ゆ、情世のことはりをおもふに、一天の君萬國の民、いつれか終の限りなからまし、此わたり、舊跡を見るにも、只常なるものは山川土石のとなり、我既よひひたけて、行末を期するたのきなし、二度こゝをまむ事あるましき事と思ふにも、偽なきなこりの程は、神そまらむなとおもひつゝ、けつゝ、三笠の杜のかけを過て、又染川のすゑをわたる、老波の立かへり、色に成心もやとあさまし、おくりは法師名殘をおしきて、たかひに引わかるゝも、今はの別めきて、心ほそくそ侍る、夫より誰にいそく心ともなく、駒打はやめ、夕陽のほのかなるに、博多といふに著ぬ、宿りの龍宮寺といへる、淨土門の寺なり、此所つかさど

國家ヲ
ル人ハ
ノ費チ
フベシ
民思

三笠ノ杜

博多
龍宮寺

山鹿壹岐
守

箱崎

志賀島

る山鹿壹岐守、ごかくのことわざ常のことし、奥深きかたに方丈餘りの所有、うちのかさりあるへきやうにして、庭の草木みどころ有、萩の下葉かれ、成うち敷、吳竹の葉風あら、敷吹て、ひとりぬへき心ちもせぬ、旅枕なり、此院主道にすける人にて、心さしをつくさむと見えたるもかたしけなく、明ぬれば此所のさまを見侍るに、前に入海はるかにして、志賀の島をみわたして、沖には大船おほくかゝれり、もろこし人もや乗けんと思ゆ、左にの夫どなき山ともかさなり、右は箱崎の松原遠くつらなり、佛閣僧房數もまらず、人民の上下門をならへ軒をあらそひて、その境四方に廣し、爰より舟出して、志賀は島にをしわたる、思ふかたの風さへ添て、片時の間と覺ゆ、島近くさしよする程に、明神の宮司の坊よりとて、禪衣の人むかへに來れり、心得かたき名乗ともなり、伴ひ行に、山かけなる海つらに、むねしからぬ家々さしつとひて、かすかに煙などもみゆ、これやめかり鹽汲海士のやとりならむと哀なり、社は高き所にて、其道遠からず、御殿の大にはあらで、物ふかき方のみえすに、きりしく、御垣の内塵のくもりもなし、拜ま奉る程、老たる社人寶殿に入、縁起取出したるに、神さひ有かたう見え侍る、

文明十二年六月是月

四〇一

社中社外の盃酒たひかさなりて心空成に、立出て詠わたせは、萬葉によめるおのころ嶋もまちかくみへて、箱崎の松まつら瀉、香椎の浦まで遙にみやらるゝに、海の面なきわたり、平地のことくして、木のはよりまげくうかへる釣ふねいはむかたなし、海の道遠くつゝきて、波の上霧はれわたる、いどゝかへさも忘れぬれば、

浪風をおさめて海のなかはまた道ある國やまたもきてまむ

住吉神社

なと打なかた、漕かへる船のうちには、老もわすれ、齡ものふる心地して、生薬も只此島に有けりとそ覺ゆ、寺に歸りて、此所にたち給ふ住吉の御社に參てみれば、あらかきのめくりはるかにして、つらなれる松の木立神さひたり、樓門なかはひやふれて、社壇もまたからす、いかにととへは、此十とせ餘りの世の中の亂ゆへといへるも悲し、神前のいのり此道の外の事なし、社中をめぐりまれば、大木の松いかきしてゆへあるとみゆる有、問は、この松もこの御社にかたふきて、造營のさはりなりける、行末も御社あやうければ、きりぬへしとて、勸進の僧の定めけり、二三日の間に、すこしつゝおきなをりてすくになりぬ、夫よりこのいかきなどはまけるよしこたふ、その

とし永享十一年の歳といへり、ことし四十二ヶ年なり、その時松をきらむといひし勸進の僧凡公幸と申きとて、はしゝかたるを有かたく、道の正道のねかひ、いよゝたのもしくて、

神垣の松にそたのむことのはもすくある道に立やなをるとかくて廿三日のあした、中書弘詮のもとへ文つかはす、その次のひとりことに、

はかなしや袖より外にみし月をおもかけならていつかやとさん

まゐるしなき事なまことにはりなくなん、廿四日より杉の弘相宿願の千句

有、第十番暮秋のこゝろを、

夕浪にかへるもあきやにしの海

千句は三日に過て、明れば廿七日、雨いたくふりて、道の空もいかゝと思給ふれり、生の松のあらましけふも又過ぬ、やどりの院主一折とあやにく侍れは、又の日、

秋ふけぬ松のはかたの興津風

明れば廿九日、生の松原へと、皆同行さそひて立出侍るふ、大なる川をうち

弘相宿願
ノ千句

生松原

文明十二年六月是月

四〇四

わたりまれば、右に一村の林有、則聖廟の御社なり、法施まいらせ、それより姪の濱まで鹽屋おほく、所のさまもさひしけなるを過て、汀におもしろき山有、浦山といへり、汐とつときは山をめぐりて嶋のごとし、折ふし引しほあらくて、かへる浪もいそかしくみゆ、うらやましくもといひけむふることはかはりて、行かたに心すゝみて、やかてかの松原にいたる、大さ一丈はかりよて、皆浦かせにかしけたるもあはれなり、引入て社有、御神は熊野にておはしますとなむ、社のめぐりには、古木あまたむら立、木の下は茅原なり、夜の時雨の名残まや、むら／＼をける露れする葉うちしめりて色こき中に、まら洲は初霜のまかひたらむやうにて、見過しかたきおりになむ侍る、御神のいきよとてさし給ひけん松は、はやう朽て、その根を人守りにかけしなとかたるも、むかしこひしきもよほしなり、社壇の右のかたに大き成松れ、まかもすかた常ならずかまひたる有、是は末遠くいきの松ともいふへかりけるとみるに、我齡の程たのむかけなきも心ほそくて、又はかなしことを、

あすしらぬ老のすさみのかたきをや世をへて生の松にとゝめん

かゝるほどに、やとりせし龍宮寺に院主、その外老たるわかき跡よりきたる、これ皆道にすけるもの成へし、愚詠に皆涙おとしぬ、まして老の衣手つれなからんや、かくて此所海きはなれば、打出みるに、若侍のおのごとも、よしあるさかなもたせて、汀なる木の下に草をむしろにて、たひ／＼すゝめあへるも、情とり／＼なり、いそぐとなき道ながら、暮かゝる程に、又博多にかへりぬ、あすは宮崎などいへるに、同行の内宗作といへる、すこしあやまちしてとゞまりぬ、かなしひいはんかたなし、略○中いふはり有同行を興にのせて、此松原を見ず、みなちにて松原に入より、ごこのはおよひかたくなむ、左右に五六町の程を移りつゝ、又過かてに伴ひゆく、大木などの稀にして、唯百年のかり夫よりこのかたの木なり、むかしの木は朽ゆきなれど、相つく木末かくのごとし、木のもとをまれば、五尺六尺一尺二尺、又は二葉のかく生るなど、春の野の若草れ、とし幾萬代も絶さらんとまゆるは、たゞ神明のかけおれなり、

一木にのゝかに定めし宮崎や松はいつれも神のまゐるしを

爰かしの陰に、一村薄かるかやなどの有り哀なれど、けふは松より外に

文明十二年六月是月

四〇五

文明十二年六月是月

心うつるへくもあらず、御社に参れぬ垣をたると松有、是なんまゑるしの松なるへし、先松に立より一ふさを取、まはし祈念いたし、

いにしへの法のためしに秋の霜を陰におさめよ、宮崎の松

是はたゞ國家安全の願ひ事成へし、かくて神の前にまいる、御殿の大なる事世にこえ、まかも造營遠からて玉をみかけり、末社などはなかはなるも侍り、御殿のめぐりより渚に出るまで、大木左右にたかうして、地はいさこあきらかなり、御社の正方の戌亥にて、志賀の嶋にむかへり、海の中道にるかにめぐりたるさま、茅の輪のことし、遠近の嶋々所々の山々など、手にとるはかりにて、いづれも名所ならずといふ事なし、住吉の松海邊などはさる事ながら、目に近き風景はいかにも増るへくそ侍る、社頭のあたりなせの神さひおもしろき事、又すみよしにならふは侍りかたくなむ、此浦のやとりは極樂寺といふ、則當社の神宮寺也、やかて神主の所へいたりたいめす、先御神の事を尋るに、中は神功皇后、左は寶滿皇后御妹也、右大菩薩にたはしますよしへり、まゑるしの松の回祿の時やけ侍し、(かた)其跡に生出たる不思議などを、物まつかにいへるもかたしけなし、暮る程に、海つらのけ

しき又ゆかしうて、立出まれば、夕日の遙々とかゝる方に、富士に似たる山有、みことゝいふ山なり、その外の所々ゆふ暮の色にもてはやされて、いとたくひなくなん、俄に時雨めきてあはたゝしき雨風に立さぬき、木のもとを頼む墨の袖なども、たゝならすみえ侍るも、折にひかるゝ哀なるへし、翌日の會に、

松の葉におなし世をふる時雨かな

杉弘相もおなし、此會にあへり、いたはり有同行の事など、弘相をたのミ侍り、もとより心さしふかく侍は、たのもしくなむ、夜にいそは、わかき男おほく酒もたさなどして、いかゝと思へるさまも、わすれかたき事多くなむ、夜更行の雨いと降て、寢覺もいと敷を、明行はのれ行て、立出るさなりなし、桂かたなどを過つゝ、香椎宮にまいりぬ、爰はいつくにも引かへ物さひしく、社のめぐり木ふかく草たかう、山水に懸置る橋たさまも跡ふりて、むなしき苔の道をのこすとみゆ、御殿は造營なかはにもならて、かりとのゝさまをろそかなり、かんつかさのものとも、すすましけにて物いひかはすも哀なれば、いとゝむかし覺えて、神の御祓にといへる杉のまさか

文明十二年六月是月

へて、垣の外にひろこりたるを、御祓に何かはせんとめてたき、此枝を少し折て、

行末の身を二たゝひと思ひねと香椎の杉に猶や契らむ

御神は聖母又八幡にておはします、同じ御神ながら、宮崎にての神功皇后と申、爰にの聖母と號し奉る神木も宮崎はまつ、こゝは杉なり、これとなひとの心さまゝなるゆへ、隨機比和光又かくのことし、海つらに出る、則香椎潟なり、磯菜摘あまの子とも、時ならねはや人かけも見え、物さひしきわたり也、是より野山の中をわけ過、又海際に出、はるゝとみわたしたる程、千里の濱ともいひつへし、風はけしく浪たかうして、物心ほそきに、ちいさき魚のこゝろよけに飛をみるに、是も又波乃下には、我より大なる魚のおそるゝおほからむとみるに、うらやましからず、又貝のからの浪に、またかふをされば、うちよせられて、海にはなるゝも愁なし、ひかれて海に歸るもよろこひなし、すへて生をうくるたくひほどかなしきはなし、世のたゝ苦樂ともに愁也、此ことはりよく身にまられ侍れば、うらやましとは、たゝ此貝のからをやいふへからん、此浦をとへは、簗芋の浦といふ、ふるく

香椎潟

簗芋ノ浦

もうつせ貝をよめれば、

けふそしる此うら波のうつせ貝身のうしとてやかくも成けん
はかなしことに時うつりて、宗像にいたりぬ、神主にたいめして、今夜のあ
る禪院にやどり、明れば社參す、所の深山のかたにらに、地は平にして、木立
まげき中に御社有、廻廊のいたう破れて、雨露もたまりかたけれど、御殿は
廢せる所なし、右に川なかれて、汐遠く満、前は反はしたかう懸りて、さる故
迹とみえたり、御神は田心姫と申、湍津姫、市杵嶋姫も一所に垂跡し給ふ、皆
兄弟は御神也、是則すされおのゝこと、御娘にておはしませり、又道のこ
とを祈奉りて、

人の代の末まで守れ千早ふる神のみおやのことのはの道

その八重垣の心を思ひて、人の代とはいへる成へし、誠に此尊を歌道の元
祖とは申へきものなり、そうして我國は建立し、只すさのおの尊にきはま
れり、天照御神の御心といふも、此とこと、御心也、神道の極意と仰へき事
にや、神主家居などさる所と見ゆ、あるしのことなを物きよくして、心さし
又こまやかなり、かつら潟といふにかゝれば、鐘のささき大嶋などいふも

宗像宮

宗像祭神

桂潟

文明十二年六月是月

四一〇

みゆ、略中かくて程もなくあしやになりぬ、眞砂たかうして山のことく
るに、松たゝむら立て、寺々あまた見えわたる、民の家居、蟹（寄）の筈や數ならず、
川のむらひは山つらなりて、さま／＼みすてかたき折から、時雨いさゝか
うちそゝき、夕月夜さやかにさしのほりたるなど、つくり合せたるやうな
り、なたの鹽やきといゑるわたりより、立かわりてあはれまされり、

鹽やかぬあしやの秋、哀なる月やけふりをいとひそめけん

神無月を秋といへる事源氏物語にも侍るにや、爰にて麻生兵部大輔まう
けて、いろ／＼の心さし、こしかたにかはらす、發句をと侍れば、

追かせをまたぬ木の葉の舟出かな

又ある人所望に、

いつきかむあしやの月の夕しくれ

又の日、弘詮の侍かへして、舟にて山中の堀江を遙々さし、のほるに、汐か
れの頃にて、とかくたゆたひ、日も暮行は、月の光計をえるへにて、菊の長濱
などはさやかにみえす、島かくれの海士のいさり、山陰の磯の焼火など、え
もいはれぬ哀なり、夜いたく更ぬほどに、船さしよせて、彼阿彌陀寺にいた

りぬ、月は入かたの空きよく澄て、うしろの山の松風など、とり／＼に心と
まりぬれば、一日を過し、七日のあした舟に乗、隼人の迫門をのほるに、平氏
の人々のまづみけむ所ぞ、舟人のおしへ侍るも、いと／＼かひの雫たえか
たくなむ、豊浦の渚に舟よせて、二宮の神主のもとにまはしやどり、やかて
龍泉院明猷律師の坊にいたりぬ、日頃の旅のさま、又都の事など、もろども
に物語して、朝に會有、

をくりきてといふ宿過るしくれかな

會過れば、彼神主又良性といへる都にてなれしなど、とまりて色々あそ
ひども有て明ぬ、けふは諸ともに杉美作入道の山家大嶺といふ所につき
ぬ、山里のあるし風流にして、もとよりおもしろきわたりをやさしく住な
し、庭には梅櫻をつくし、色草を集て心をやれるさま、都にもかゝる所侍ら
むや、霜置まよふ菊の籬、まして此頃盛なれば、見所おほきに、散まかひた
る木の葉の色もえむなり、つとめて一座有、おもしろく繪かけ、花たて、空焼
して、下繪よきほどに書たる懷紙など、いづれも心ある所に、發句のつたな
きそ本意なく侍るよや、

文明十二年六月是月

四一一

文明十二年六月是月

木かくしを菊にわする、山路かな

一巡返る程に、竹林亭とて道にすける人、兼て契りしをたかへず來らる、去人なれば、いと、會の興一入なり、又の日の暮うち物かたりなどして、夜にいたり、香などたかひに聞合て、かはらけよき程に取かはしいと、心と、まゝり侍れば、つとめて心空に立出るに、道あしき山なればとて、興の用意又あさからぬ心さしになむ、立出し日より今日まで三十六日にや成侍らん、此間にはるか成さかひを経るに、山川の道かたき所なきにあらず、玄かれども國治り人の心とかなればにや、巫峽の水わたるに障なく、大行の路過るに恐れなくして、萬に心をのふる旅になん侍る、けふは神無月十二日、山口此やとりに歸りて、此度日記は、ゆるしと、め侍る事、玄かり、

〔参考〕

〔長防風土記〕

十八 山口宰判 周防 吉敷郡 三十四 山口街五

一古城跡古戰場

又考、連歌師宗祇法師、文明延徳のころ、山口にありし事とも、名所舊跡の條に出せり、宗祇法師築山の亭にて、連歌張行ありし時の句、老葉集に見ゆ、其所見左の如し、

西國にくたりしとき、大内京兆つき山にて一座興行之時、此所のさまをつかうまつるへきよし所望侍りしに、

池はすみ木すゑはなつのみ山かな 宗祇

此餘大内京兆の亭にてなどある句はみなこゝに出せり、

大内京兆の亭の月次に、

白くものたてるやいつこ花はかり 宗祇

大内京兆の亭の月次に、

色ふかき木葉の庭はちりもなし 宗祇

大内京兆亭にて、神無月の月次に發句すへきよし侍しに、其夜雪のふりけるを、曉に發句はいかゝなど申されしあしたに、

けさみるやあらしにきよしよるの雪 同

大内京兆の亭にて、十二月の月次に、

文明十二年六月是月

文明十二年六月是月

四一四

一とせを見るはこほりのかゝみかな 同

厚狹郡吉田驛の酒家安部氏所藏老葉集の、最善本にて宗祇の眞書なりなどいふゆゑ、然にはあらで、集の終にある人等の筆にそあらめ、今此善本を見しまゝに、纔に其字様をまねひて、これにこれを載るのみ、集の終に左の二名を録せり、

四月五日

伴 大祐(花押)

光祐(花押)

出羽九郎次郎

宗祇ノ旅宿

一名所舊跡
連歌師宗祇宗長の旅宿

郡廳考筑紫紀行に、文明十二の六月のはしめ、周防山口といふにくたりぬ云々、また宗長宇津山記に、西國へも宗祇同宿して、大内古左京兆のあたりにも、一とせはかりおきて、そのつゝて豊浦神宮、皇后の宮、赤間關、隼人のわたりして、宇佐の社安樂寺云々、略下

本國寺

本國寺乃傳

當寺に宗祇やどりしよしいへり、彼寺に、連歌の名匠もありしうへにかの筑紫紀行に、宗祇法師、山口より筑紫にうちたつあしたの事をのへたるに、宿坊の院主玄かゝとあるを觀れば、その旅宿まさしく寺院なりしこととらるれば、もし本國寺にてもありし歟、

文明十二年六月是月

四一五

七月 己卯 朔

一日 己卯 御祝

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月一日、御さう

月いつものことし、

正四位下江邊雅國ヲ從二位ニ敘ス、

〔公卿補任〕四十 非參議從三位藤雅國 月日敘、元左近中將、父、母、

〔後法興院政家記〕五 七月五日、未晴、雅國卿來、去朔日上階御免云々、

〔親長卿記〕十一 六月廿八日、晴、參内番也、仰云、雅國朝臣申上階、其理如何、

於父者爲四品歟、其已前二品三品勿論、仰云、當時家禮日野此條如何、雖爲日

野家禮、諸大夫聽上階歟、不可依其儀歟、勅許何事候哉、

二日 庚辰、侍從正五位下滋野井實種、美濃二卒ス、

〔實隆公記〕五 八月二日、庚戌、陰雨、瀝、儲小齋、招全琦首座、今日八條内府正

忌之上、故滋野井侍從實種、去月二日、於濃州被逝去云々、自六月廿八日、風氣

相勞之處、無才之醫師、稱虫之所勞、令療治、療治相

違之間、俄令增氣、終以逝去者也、當年廿歲、去年四月、令予加冠之間、一段愁傷

無比、類居諸如夢、既相當忌日、仍致懇口備供具、令諷經者也、法名宗種、道號至

德云々、應仁元七月九日、敘爵、于時實通、文明十一年、八月、忌始之間、殊更抽寸善

任侍從、元服當日、同九月、從五位下、同年改名實種、

風氣 醫師ノ誤 診 法號

日野氏家 禮

之志者也、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 七月十五日、夜曉、天

一滋野井侍從去二日逝去云々、於三乃國、教國卿息、

〔滋野井家譜〕

教國 權中納言、正二位

季國 權中納言、正三位

實種 左少將、正五位下

實道 侍從、從五位下

〔補菴京華新集〕 至德種公居士像贊 行年二十歲、卒岐陽

紅顏綠髮、玉潤水清、如春風回藤花、辱大織冠百世之胤、似日種出茅草、傳轉法

輪三條之名侍供奉班、拾遺最重居大夫後、朝議非輕、螢雪窓無廢、辛勤魯經竺

貝香凝紗帳、雞毬場弗事嬉戲、和歌唐詩筆、薰陶泓、塵埃京師兵起、樽俎岐陽夢

驚、李長吉記月圃於瑤宮、誇天上神仙樂、刑淳夫埋白壁於黃壤、傷人聞父子情、

雖悟生彼死此、可忍得弟喪兄、鵲鳴原、蕭々七年夜雨、鴻鴈橫塞、索々一葉秋

聲、聳其行可謂至德、見此像不忘平生、瑞龍所騰、夙受衣孟之記、靈鷲不遠、宜傾

文明十二年七月二日

四一七

世系

景三實種ノ肖像ニ贊ス

文明十二年七月二日

四一八

弟景岱景
三ニ像贊
ヲ請フ
七周忌

金湯之誠、鬱々一門桃李樹、皇天無日不恩榮、
拾遺朝議大夫至德居士肖像、令弟景岱侍者乞讚、文明十八年丙午孟秋二
日、乃居士七周諱也、書此以充供養云、前相國橫川景三、

景岱追福
ノ法華經
ヲ書シ景
三之ニ題
ス
瑞仙等之
ニ和ス

景岱侍者、爲亡兄拾遺藤公一筆書蓮經、以爲七周忌供養、予題拙偈於其
上、命桃源等諸老和之、于時立秋也、
八軸經王一筆書、知君徑上白牛車、紅粧翠蓋七年面、雨洗池蓮秋至初、

周興之ニ
和ス

〔半陶文集〕^二

丙午七月初二、乃至德藤郎君七周諱辰也、先期三日、小補翁

爲郎君設齋會、令弟東雲侍者一手書蓮經、以爲供焉、翁作寶偈繫之、赴會
諸老、擊節和之、余亦備其員、謹奉依尊韻、

周麟之ニ
和ス

〔翰林葫蘆詩集〕^四

東雲侍史、爲亡兄拾遺藤公、書蓮經七軸、小補翁作偈題

宗熙贊

名字元於桂籍書、憶曾簪笏侍公車、蓮經翻案唐人句、回向拾遺心地初、
〔春浦錄〕 拾遺朝議大夫藤實種公尊像、春岳記室遠寄此幅、需贊辭、不能峻拒

書以塞請

藤氏拾遺水骨清岐陽寄跡播芳聲、丹青寫出嬋娟面、一段風流何似生、

〔實隆公記〕^十

文明十八年七月二日、乙巳、陰

於滋野井方齋食請伴、今日故侍從實種七回忌也、如夢如幻、可嘆可嗟矣、

三日、伏見宮貞常親王七回忌名號連歌御會、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十一}

山城

御湯殿上日記

七月三日名うう

の御せん歌御はふあり、中院大納言、ういちうさん大納言、くむん玄ゆ寺の

中納言、内々の□□しゆ御人止、

〔十輪院內府記〕

七月三日、當番參候、依故宮七回忌有名號御連歌、御製、海住

山大納言通秀計也、但言國朝臣候執筆、四句申之、元長二句申之、

七日、乙酉、七夕御會、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十一}

山城

御湯殿上日記

七月六日、大しや

う寺殿花山院よりとあむいる、なう、糸もむいらする、みあはうけん寺と

のへむいらさる、とく、いしよりせん、のうけ一つ、むいる、とんさう

へむいらさる、しやうせん院よりむいらさる、二の宮のよりもむ

文明十二年七月三日 七日

四一九

人數

大聖寺宮
花山院政
長等花ナ
獻ズ

德大寺實
淳仙翁花
ヲ獻ズ

文明十二年七月七日

四二二

參仕、可爲此分歟、予申云、仁和寺宮道永法親王ノ御懷紙ヲ別ト御室御懷紙、可爲各別歟、難被交俗中歟、但可爲一通別之條、可爲何様哉之由申之、誠難被交俗中、可置別之由有仰、取出了、於御懷紙者、予聞重了、銘元長加之、女中御懷紙在別、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

丙四山城 宗綱卿記

文明十二年六月廿九日、晴

參内依當番也、依修理職未補、當年未御樂被行之、仍七夕可有御樂、可申沙汰之由仰、

七月二日、遣御教書、

今出川殿、中院大納言殿、園前中納言殿、伯二位殿、平松資冬二條宰相殿、四辻宰相中將

殿、綾小路中將殿、内藏頭殿、藏人左少辨殿、綾小路新中將殿、近日伏見居、地下仍不及遣之、

之輩被仰緣秋朝臣、

請文

七夕可有御樂、可參勤之由奉候了、早可存知之由得御意候哉、恐々謹言、

七月二日

通秀

七夕可有御樂、可令參仕之由謹承候了、早存知候也、恐惶謹言、

七月二日

資益

七夕可有御樂、可令參仕之由謹承候了、早可存知之由可得御意候、言國謹言、

七月四日

言國

七夕可有御樂、可令參仕之由承候了、早可存知候也、恐々謹言、

七月六日

基有

三日、以女房奉書被出御目錄、地下之輩之儀、緣秋朝臣可申合之由仰之、

平調 震朝 高壇紙

萬歲樂、只柏子三臺急、泮州、五常樂急、夜半樂、歌方郎君子、鷄德、

中院以下隨所望密々注遣了、

四日、當時修理職烏丸許遣人、地下人之座打板之事、可被構之由申了、無子細之由返答、

七夕御樂假屋打板以下之事、任例可有御下知候由、内々其沙汰候也、

七月四日

宗綱

文明十二年七月七日

四二三

御樂目錄

文明十二年七月七日

四二四

鳥丸殿折掃如此遣之依所望也

圓座事依無御所御座竹園申出七枚入江殿申出五枚樂器之事鞆鼓直秋借進上鉦鼓景兼進借之

七夕御樂

笙

御所作 中院大納言

伯二位

資氏朝臣

言國朝臣

重治朝臣

緣秋朝臣

直秋

枝秋

統秋

豐原用秋

篳篥

二條宰相

安倍季繼

同季音

笛

俊量朝臣

元長

景康朝臣

景兼

景益

大神景俊

琵琶

園前中納言

箏

簾中

四辻宰相中將

樂器

笙

篳篥

笛

琵琶

箏

鞆鼓

慶秋

大鼓

夏秋

鉦鼓

大神景熙

所役

所役殿上人事兼日左衛門權佐以量菅原在數等觸之雖以量祇候右府不參之間不役之園前中納言極蔭四辻宰相中將藏人將監長胤役之

〔十輪院內府記〕七月二日兵部卿七夕御樂事然書前大納言仍內々返遣之

則書改送之

六日略中枝秋樂調子等習禮

七日略中入夜著衣冠參內依御樂也枝秋事種々有勅不違記也遲參已欲始

被相待也平調萬歲樂呂三臺急泔州五常樂急鷄德老君子也於議定所有之

八日晴入夜有勅喚御和漢和し合のあと昨日比雲もあし銀河洗暑殘

余申入了及夜半事終又有狂句

文明十二年七月七日

四二五

和漢聯句
御製發句
狂句

〔歴代殘闕日記〕重胤卿記 七月七日、

一今夕禁裏御樂在之、

九日、亥皇子、仁勝尊敦親王兩宮ヨリ、酒饌ヲ獻ゼラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月九日、略中、宮

の御うゝ、二の宮の御うゝれめてゝ花御さう月すいる、うゝ并あどありて、

御ひし〜と五こんすいる、めてゝし〜、二の宮の御うゝ御うゝ〜ねよ

御ひるなまで、御さしきへ御いてありて、又御さう月すいる、

○宮門跡尼宮等、酒饌ヲ獻ゼラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月十一日、ふし

み殿めうやう院との、御さう月すいる、これも五こん御ひし〜せすい

る、高辻あうゝの朝臣下すうゝまでとんよえこうする、茂よしむきの御庭へ

めしてくるいせらるゝ、

十三日、くろき御所〜の御さう月すいる、あんせん寺殿御ふゝ御所、えん

さうし殿、天しやう寺殿御ふいり、はうせん寺殿の、いまゝ御もう〜ゆへ

御ふいりいあし、おり御さるすいる、七こんすいる、御しやくとをあり、つう

諺

高辻長直
ニ舞ハシ
メラル

観心尼ニ
折ヲ賜ハ

玉鳳院折
ヲ獻ズ

せん寺とのへ、この御所よりも、おり御さるすいらるゝ、夕すちまる、

(前巻) あんせん寺とのへ、三かう一うすいらさるゝ、

十日、戌妙心寺玉鳳院修造ノ奉加ニ、馬、太刀ヲ寄セラレ、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 山城 御湯殿上日記 七月十日、花うの

ゝゐんの御てら玉やう院とすてらるゝ、御やううの事、めうえん寺申さ

るゝよつきて、御むす、御すちいすさるへきよしお母さらたす、略中、玉やう

院よりとて、めうえん寺より大をり二かうすいる、やうてらんとよつうと

さらたす、

八月一日、略中、御むす一疋いとまたの御すちりひて、きよくやう院の御や

うすいすさるゝ、

○妙心寺宗深ヲシテ、同寺ヲ再建セシメラル、コト、九年閏正月二十

六日ノ條ニ、同寺ニ馬ヲ寄進セラル、コト、十年八月一日ノ條ニ見ユ、

十一日、己斯波義良及ビ甲斐八郎、朝倉孝景ヲ越前長崎城ニ攻メテ之ヲ

破リ、尋デ、又同國金津、兵庫、新莊等ノ諸城ヲ火ク、

〔長興宿禰記〕中 七月十二日、庚晴、後聞、昨今於越前國志波治部大輔と被

文明十二年七月十一日

四二八

孝景ノ與
黨平泉寺
衆徒討々
義真豊原
寺ニ陣ス

松林院兼
雅書狀
兵庫關ト
事難トノ公

管朝倉合戰、朝倉軍勢、籠居長崎、金津以下數ヶ所城沒落、朝倉方軍勢不知數、被打捕降人等又數多在之云々、又去月比合戰、平泉寺衆徒、大聖院、玉泉坊等、被打爲朝倉方敵對之故也云々、近年朝倉一類一國我領御公領以下京家知行所領悉押領之間、治部大輔爲退治、先度被下向豊原寺構陣、被得勝利云々、世以爲大慶、

〔大乘院寺社雜事記〕

○文明十二年七月二十五日裏文書

當寺領攝州兵庫關所なと公事之子細候而、自池田方なとの得語候而、兵庫之關所之物悉取候之由申候、次雖恐存候、新唯識會出仕之よめ、此日水清之御念珠被借下候者畏存候、次此書狀御便宜と、御所様へ被進候而可被下候、

吉陣來十一日越前に可罷下候、御用之事候者可蒙仰候、寺門之兩使も可罷下候、爲路次隱蜜候、仍越前之儀、之に并堀江屋形方へ降參候、之に者具足數五百人計候、乍去今度之合戰、之にまい惡候而、多被打候間、今者其程者候のす候、兄之之、者未朝倉方候、屋形方へ降參候者弟よて候、堀江者具足數二百人計、是も合戰、人多打死候間、今者百人計候旨申候、次當年御講者御略

候へ候、設後年始行候共、先日申入候、色々其外若證義に參勤候へき事も候、のん程よ候、裝束共依躰申出事も候へ候、自餘方申候共、無御領狀者、可畏存候旨、可有御披露候、恐々謹言、

六月十八日

兼雅

御番衆御中

〔大乘院寺社雜事記〕

○七月三日

一昨日河口庄使仕丁并給之定使去月廿一日書狀到來、兩使の六月廿六日庄著定使の去月一日庄著仕云々、朝倉と甲斐并屋形合戰及度々之間、坪江、河口庄迷惑無申計云々、
七月十一日、長崎城責落之、
同十二日、朝倉孫衛門持分城、金津城、兵庫城、新庄城沒落、則自甲斐方燒拂之、

孝景屬城
崩河ノ北
ニ四五ケ
所殘ル
細呂宜山
芝谷等ニ
放火

朝倉方構城、自河北の四五ヶ所相殘了、如今者無由斷云々、十三日定使甲斐屋形方と禮と罷出云々、堀江安藝守奉行云々、兩使十五日罷出云々、細呂宜山、芝谷、小熊坂、溝江上郷、以前放火、庄家の半分計相殘、自餘庄々も

文明十二年七月十一日

四二九

七月一日下著

十一日、長崎城責落、

十二日、孫衛門城金津兵庫新庄開之、自屋形方放火三ヶ所、細呂宜山、芝谷、小熊坂、坪

江之上郷、以前放火、庄家の半分過焼云々、

十三日、屋形并甲斐堀江安藝守二人罷出云々、朝倉方構川より北に今四

五ヶ所所在之云々、

同廿一日、注進狀也、

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十五 文明十二年十二月二十九日妻文書

兼雅ノ書

立町者不被打候と申候、京都昨夕僧坊方への者無爲と下候へ共、一乘

院王寺一昨日上人候處、奈良坂にて二人打れ候由申候、とぎ物不返候、

文安三十一年日記、色々雖撰候不見候、不思議と存候、今夕今夜明朝撰候、

見候天求得候者、可懸御目候、五以前不申上御左右候者、無之と可被思食

候、無之候者不可申入御左右候、

一琳教未上候者、此狀をも、以前之外被仰付被上候者可畏入候、返事外に

しく候之由申而候へ共、同者見候族と返事者、於于今者無用候、返事同者

孝景ノ入
國困難

をしく候、

一左金吾入國事者、十之物に九も不可有其儀候由今朝申下候、愚身申よて

いあるましく候、

一越前者別□天國衆共屋形方へううさん候、乍去今月二日之合戰者、少屋

形方惡候者、屋形方指たる者よてい候のす候へ共、廿人餘被打候、朝倉方

よも光林う弟被打候由申下候旨、可有御申候、恐々謹言、

八月廿五日

兼雅

御番衆御中

○八郎、朝倉氏景ヲ金津城ニ襲フコト、正月十日ノ條ニ、又河口莊ノ民

ト共ニ孝景ヲ攻ムルコト、八月二十八日ノ條ニ見ユ、

十三日、卯義政、景三相國寺住持ト爲シ、尋テ、壽像ノ贊ヲ撰バシム、

〔補菴京華續集〕相公壽像讚

義政ノ壽
像贊

山謂高乎、五岳之有嵩華、只毫芒耳、源謂浚乎、四瀆之有江河、如涓滴然、抑山其

號而寂尊寂上、源其姓而無量無邊者、我大人相公是也、整頓乾坤功業、鼓舞雷

霆威權、帶弓劍鎮東海之國、正簪笏朝北闕之天、漢平陽不濫九章而隨規、保傳

文明十二年七月十三日

文明十二年七月十三日

四三四

於君則清靜爲本、宋樞密不殺一人而討賊、父母於民則慈愛爲先、加之、悟二諦以處俗、會諸宗以歸禪、詠和歌、醉月坐花、契豐聰帝子、遇達磨事蹟、提心要見桃峯竹、登等持府君參正覺因緣、春夫天下日暘々、日雨々、盡是向上不說々不傳々、所謂方等會上大臣、親受金口勅、菩薩位中宰相、直現白衣仙、乘願輪遊三千界、開壽域保億万年者耶、

准三宮大人相公壽像奉鈞命拜讚、

文明十二年庚子七月日

相國小比丘景三焚香敬書

□

□

七月十三日、蔭涼軒奉大人相公鈞旨、持相國公帖來曰、相公命工繪壽像、求公作讚語、而以位卑爲慊矣、今日帖降、不可辭也、十七日不獲已領帖、著黃入府謝恩、即日讚成、蔭涼曰、相公用事不容易矣、縱雖速成、請經數日以備台覽、庶幾使相公知閉門覓句之意也、廿四日、蔭涼呈上草案、相公一々覽了曰、始中終皆善、有帶弓劍鎮樽桑七十國之語、相公指曰、天下洵々、治少亂多、我豈鎮七十國者哉、此語過實改之、廿五日、改讚語呈上、相公曰、恰好、二十行二十五字、曰大人曰北闕、曰等持、上之、曰正覺、曰鈞命、闕之、相公曰、不必闕鈞命、廿六日、蔭涼賚壽像來曰、相公特消此日、求書讚語、便筆奉還云、時予五十二歲也、景三志、

義政贊ナ
書ガシメ
景三ヲ爲
ニ住相

義政帶弓
劍鎮樽桑
七十國
語ヲ改メ

景三入寺
セズ

〔五岳前住籍〕萬年山相國禪寺住持位次

入寺待香集樹首座上堂周麟首座小參周麟主 第七九橫川諱景三、廿八入寺、台旃入山法席、應仁元丁亥之亂以來再興入寺始也、法齡五十七、

十四日、壬辰、義尙、近衛政家ニ其詠草ヲ借覽センコトヲ請フ、

〔後法興院政家記〕五

七月十四日、壬辰、晴、略、中夜前自大樹有使者、玉阿、余詠

草可有披見之趣也、一向不注置、殊一亂中紛失之由、令申處、使者云、雖爲廿首冊首可進由、重而令入魂間、時宜恐怖之間、今日少々撰出、令清書之、五十首許書草子進之、早速進覽、喜悅之由有返答、諸家此分有其命云々、

十五日、巳、晴、陰、午剋雷雨甚、入夜又小雷雨、自大樹返給愚詠草、

前權大納言正二位四辻季春薙髮ス、

〔公卿補任〕四十 前權大納言正二位藤季春、七月十四日出家、依長病也、

十五日、巳、孟蘭盆會、義尙及ビ廷臣等、燈籠ヲ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記、七月十四日、大納言殿より、としく、此ならとうろ、万いる、りのをうとんしゆふちよ、万い

文明十二年七月十四日 十五日

四三五

諸家ニ詠
草ヲ進セ
シム

長病ニ依
ル

奈良燈籠

文明十二年七月二十三日

四三八

○山名豊遠、日光坊ニ小佐郷ノ段錢ヲ安堵セシムルコト、九年六月十三日ノ條ニ見ユ、又三月十六日ノ寄進狀地名詳ナラザルニ依リ、便宜左ニ合致ス、

〔日光院文書舊稱成就院文書〕○上 但馬

奉寄進妙見大菩薩御寶前、

右奉寄進田地者、畠大田壹段任往古支證旨、不可有領掌相違者也、然者可被致祈禱誠(請誠)々候也、仍寄進狀如件、

文明拾貳年三月十六日

(田舎) 豐職(花押)

妙見別當日光坊

二十三日、辛丑幕府、小早川元平ヲシテ、相國寺林光院ニ院領安藝沼田ノ年貢ヲ渡付セシム、

〔小早川什書〕三

林光院領安藝國沼田年貢事、任還補御判之旨、被成奉書之處、不能承引云々、太不可然、所詮堅相觸之、可被渡付寺家雜掌、若猶於難澁之族者、爲有異沙汰、同被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十二年七月廿三日

左衛門尉判

(右衛門尉) 下野守判

小早川掃部助殿

二十八日、丙午義尙、政道ヲ前關白一條兼良ニ諮フ、兼良、樵談治要ヲ著シテ、之ヲ遺ル、

〔樵談治要〕一神汝うやまふへき事、

我國之神國也、天汝ちをらけて後、天神七代地神五代あひ侍き給ひく、よろの乃あどわさ汝のしめ給へり、又君臣上下をのく、神の苗裔もほらほといふあどなし、是ふよりて、百官は次第をなほり、神祇官汝第一をさり、又議定とし、汝評定始といふとあを、先神社乃修造祭祀乃興行を、もいらほさめらふ、あをみな神汝うやまふゆへ也、一年中たまひて、二月四日此祈年乃祭より始まほ、此祭と、あきけを中にあどをなせ給、三千一百卅二座の神は、御てくらほつうひをきてらほ、物也、其中に、七百卅七座は、神祇官よりこれ汝獻さらほ、乃こり二千三百九十五座は、六十餘國の國のつうさ、をのく、うけさほりて、幣帛を奉る也、年中

文明十二年七月二十八日

四三九

神ヲ敬フベキ事

百官ノ次第ヲ第一トス

祭祀ハ祈トス

文明十二年七月二十八日

四四〇

此災難を乃そき、國土の豊饒をい乃るおよりて、祈年た乃何とこの名付
ゑる也、又此月、祈年穀乃奉幣といふとあり、おれと廿二社、別して幣
使をゑてられて、旱水風損乃うをへなく、五穀不熟なうらん事、汝い乃
奉る祭なり、五穀の人民乃いのちなり、ゑを人う是をうろくせむや、廿
二社乃うち、石清水、吉田、祇園、北野乃四社と、延喜式の神名帳に、此らさる
社をるよとりて、式外乃神と申也、もとの其數さゝはらさりしを、後朱雀^{六十九代}
院の御宇、長暦三年八月、廿二社よさゝめられて、後、不増不減也、昔の
太極殿、み行幸有て、それ使を發遣せられしうとを、太極殿なきに、とて、
神祇官よてをこななるなり、其後諸社乃祭をのく、上卿辨など參向
して、とりをこなふ、その所く、月日支干あとの、年中行事よみえゑるへ
し、中おを六月十二月乃月次の祭、九月十一日乃例幣、十一月の新嘗會の、
四度乃幣といひて、伊勢太神宮へ王氏、卜部、中臣、忌部の四姓乃何うを汝
ゑてられて、とりわき兼日、御神事など有て、嚴重に祭也、代々乃聖主の、
い何をも我御身にゑめとのおもひ給て、乃、万民のせめよかく乃とき祭
など汝、はゝ汝させ給へる也、神明を由緒なき祭をばうけゑ、汝と、天子

の百神乃主也と申さば、日本國の神祇のみな一人よ汝うさとり給ふ、次
よは天下主領の大將軍をばり給へし、諸國乃神社と、又それ國乃國司
守護地頭、屬し給へゑよよりて、祈年祭の二千餘座を、國司乃何とら
汝、也、又神の我子孫乃祭をせり、汝うを給ふよよりて、諸社乃祭の使
よ、神の御子孫をせつ、吾もちひらるなり、石清水に使よは源家乃人、
春日の使、乃藤氏、北野への菅氏をもちひら、其人なき時、他姓を
さ、汝、也、八所御靈と申、むらし謀叛をおこして、汝、心さしをどけ
也、あるを、又何事おくを、うらみ汝、多くめる人の靈、汝まつられ、る社
なり、おをら、乃和光垂迹乃神明、みて、汝、しまさ、汝、也、もろおし、乃神と
いふ、乃、おやく、乃先祖乃靈をまつりて、神といふ、御靈など、汝、也、うく
乃、汝、神乃ゑ、りをな、おと、あら、乃、い、う、お、を、乃、子孫尋て、官位をも
さ、乃、祭、汝、お、汝、な、さ、し、む、へ、き、よ、し、橘の博覽、乃擬潛夫論、乃、お、を、の
よ、乃、き、り、鬼、乃、歸、る、所、お、を、乃、す、乃、ち、病、を、な、さ、乃、とい、乃、を、汝、お、し
汝、事、な、を、乃、鄭、乃、國、乃、良、霄、乃、い、乃、物、あり、乃、汝、を、乃、せ、乃、ら、乃、れ、乃、死、乃、お、き、乃、汝、靈、疫
病、乃、なり、乃、て、人民をそこなひしとき、子産乃いふ、智慧乃者ありて、良霄乃

文明十二年七月二十八日

四四一

文明十二年七月二十八日

四四二

子に官汝さつけて、祭乃と汝汝うささらまめしうと、それよりのちの人をころまとやま侍り、又神の託宣といふ事、昔もつ縁も有けるまや、弘仁三年九月の官符も、恠異の事の聖人語らま、妖言乃罪の法制うるま、らに、神宣のいちまゑるく其まゑるし、ゆらにまゑるとにあらはに、國司言上すへうらさるよし、さためられ侍り、是の御こ、うんなたなど乃まゑわさかゑよて也、次は神社修理乃事、退轉有へうらに、太神宮の諸國乃役夫工米をもて、廿一年まかならに、造替遷宮乃事、ゆり、其外諸社乃造營と、縁及の、それ由汝注進せしめ、先例もはうさてきた有へし、弘仁三年は、官符よと、有封乃社の神戶は百姓汝もて、無封乃社の修理をいさまへきよし、みえさり、有封無封といふ、神領のあるまなきと汝いふ也、近代の諸國乃祭事、衰微さるまとて、有封乃社の造營猶もてなりかたうるへし、いそんや無封の神社も、おいてをや、抑こは十餘年の、天下乃みまをまをて、神社の荒廢まなく、祭祀の凌遲法も過さり、國乃まさにおこらんとする時の、神明もたりて、其徳をかゝむ、國のほさふやろひんとす

神社ノ修理
大神宮ノ造替

神社荒廢
祭祀凌遲

る時を、神又くたりて、其惡をみるといへり、神いうり民そむか、何をもてう、よく久しうらむとをいへり、うゑうゆへみ、國司守護なと、別は私といひ、なと汝しての益なきま也、かきり有國役なと汝嚴密も成敗して、昔より有つまゑる神社の修理、祭祀の退轉さる汝申をこなひ侍ら、君よは奉公れ忠となり、神よの歸敬の誠をあらはまへし、おややけまたくし清淨乃心さしをさきとして、如在乃祀をもいらふせと、陰陽不測乃神明を、いうてう黍稷ううのしきにあらさ、ほとりのうけま、まのさらんや、

一 佛法をまごふゑき事

それ佛法王法二なく、内典外典又一致也、そのかみの、一佛乃法門まるといへとを、大小權實の相違よりて、それなうを八宗もわりを侍り、いとゆる八宗と、眞言華嚴天台三論、法相俱舍、成實律宗おれなり、但俱舍を、法相も付られ、成實汝の三論も兼學を、ほまよて、六宗もあをり、其後淨土と禪と乃二汝くの、まを、猶八宗と稱をへし、天竺の事の程遠けを、いゑりうたし、唐土よ、今は世もまゑる宗とを、おやく侍るまや、八宗乃

佛法ヲ崇
ムベキ事

文明十二年七月二十八日

四四三

文明十二年七月二十八日

天子ハ仁徳ヲ行ヒ朝儀ヲ興シ給フ武將ヲ用ヒテ萬民ヲ救フ憂シテ救フベシ佛法ニ心

血脈いとすちれとく侍らあて、かたのおとくを今ふりこれるの、むう日本國計也、末世乃佛法と、有力は檀那と付囑し給ふよし、釋尊の遺勅ある、大檀那なる人の、八宗の心を汝を斷絶なきやうに、外護の心汝におひ給ふへし、其中いけをふてを心よせ乃宗と、別して歸依あらんと、一と宿習より、一の所縁なむたかふ事なむの、ともかくも其人乃心よはかまへし、さりながら華嚴、天台、三論、法相、法宗と、法門無盡として、義理深奥なむの、多やまをばなふへたもあらは、真言の暗誦加行、もしの灌頂など其人みあらすんの相應をへからは、律宗と一日乃八齋戒を多もち、天台は圓頓戒など汝うきん事のやすきを、誠と二百五十戒などをたもたんと、是又有かたかるへし、然るに淨土と禪と此二乃宗と、とりよる所乃たやまたもや侍らん、當世乃人の此二乃門よは、後ささるの、かくあかるへし、それを人よはへきと也、天子乃位も有りて、まけ仁徳乃行汝たおし給て、朝儀のたたれざるをおこし給、大將軍は職も居して、武道をものらにして、万民乃うれへをまくのせ給、いかある佛法修行おはさるへき汝、あるひの坐禪工夫よいせはなきと稱し、あるを

誤スルハ

貞觀ノ政
ハ佛法ヨ
リモ政道
ヲ先トス

政務ニ勵
精スルハ
佛王ニ法

と稱名安心よをばをえさるといひて、やもすむの向上乃はんをおこし、又本願をこり汝なむ事、大なるゆやま也、昔梁は武帝の、佛法よかた劣るゆあま也、大同寺も行幸ありて、まけから經を講し給しうと、其世乃群臣も、君の心さし汝うけて、苦空無常は觀をなし、かた、天より花ふり、さば、これ奇瑞なとを有しかと、文武乃道をまて侍しゆへみ、侯景といふ臣ひま汝うか、ひ、兵汝おこし都をかこみしかの、武帝乃かるゝのかりあも汝うしなひ、ゆゑもやばひを感して崩し給へ、唐の太宗と、うゝ法前蹤をかゝみ給ひて、多とひ佛法をまのむとを、先國をまけめ、民をやまんとて乃と也とて、ものら政道をさとせられしかの、貞觀のまけいといひて、目出たを多たし申け、唐乃世の、三百年にをよひて、天下汝もち侍り、それ大悲の菩薩の衆生みかりて、苦をうきんとせいくとんをおこし給へ、天下主領なる人、誠と不足をなき身よたいて政道をとりもち、あををこなんと、大よむつかしあとなれと、あをよゆつるへきともあらされ、ゆゑもよおき、夜半よい給て、万民乃うゝへをき、理非をまけし、其れそも汝うなふるとい、地藏觀音乃慈悲

文明十二年七月二十八日

文明十二年七月二十八日

乃誓願も、唐堯虞舜の仁徳乃政道を、さらに別み有へからば、是汝佛法王
 法二なく内典外典一致也といへり、唐に李舟か書まいとく、釋迦中國よ
 生ぜなば、教を設ると周孔乃あそくならん、周孔西方みむまれなと、教汝
 まうくは、あそ釋迦の如くならん、天堂なくは則るんぬ、あらん則君子乃
 ならん、地獄なくは則やんぬ、あらば則小人入らんといへり、是の内典外
 典を和會せ、至極乃とり汝のへせ流物なるへし、又寺汝はく、僧汝
 供養は、故事も、無欲清淨乃心よりおこらば、民をなやほし人をむさから
 ん、あそ名聞利養の佛事にして、無上菩提乃善根と成へうらば、長者乃
 万燈よりを、貧女の一燈のまされるといふたとへあ、四十五代聖武天皇は天平
 十三年、諸國よ護國國分は二寺を多てられて、僧尼を安置し、金光明法
 華等乃經をうき供養せ、當國乃百姓乃せ、四時をと、これへ、百穀の豊
 饒をい乃給へり、諸國乃守護せらん人、う、流所を再興せむ、昔乃檀
 那の心よをかなひ、今これはいえをばのそ有へうらば、あたらしき寺汝多
 てんより、古き汝修造せむと、それ功德猶まはせるよし、像法決疑經お
 せとくれ侍るふや、さて出家はとをうらも、わう宗汝をろめむと思ふ心

聖武天皇
 追跡諸國
 道護諸國
 守護諸國
 寺再興分
 望再興分

出家ノ邪
 法ヲ行ヒ
 民業ヲ妨
 ケルハ武
 道ノ專一

年分度者
 度者ノ使

さし、有へけせと、無智愚癡乃男女をすゝめ入て、とてく、徒黨をむ
 せひ、邪法を汝こなひ、民業をさほせけ、濫妨をい、は事、佛法乃惡魔、王
 法の怨敵也、おせられともからを、い、かおもいましめられへきと、武道
 乃專一也、一遍聖はやうなるたくひと、一旦歸依渴仰をといへとも、世乃
 包けらひと、いならば、それもいたうなるとの、佛法の正理みあらさるへ
 し、昔の大師先徳の、求法乃急、風波の難をかへりみす、も後こし船のこ
 もつなをとき、經論聖教をわたしても、さらには是を私せ、ことく朝
 廷よ奉れるを御覽して、則返し給り、世にひろむへきよし、此勅詔をう
 けて、わつかに得分とて、度者は二人三人を申うけしはかり也、度者と
 いふ、今の世のやうに、思ふさまに出家する事、いかなは、公方はゆる
 されをかうふりて、髪をそり、衣をそめしかば、我宗をも相承せしめ、又年
 よりて杖ともせむかため、これを申うけし也、毎年人數をさためゆるさ
 れをかうふりて、其寺につけ汝くを、年分度者と申也、出家をゆるさる
 をもて、これを功德とも稱し、又朝恩とも思ひ侍る也、今世にも、大法
 會は、時は、度者の使とてたてらるゝ、昔をわすれぬはかりにて、それ實

文明十二年七月二十八日

文明十二年七月二十八日

四四八

なき事なるへし、かるかゆへに諸宗の今に繁昌せるといひ、ひとへに大師先徳の陰徳のいたす所なり、

一 諸國の守護たる人、廉直を先とすへき事

諸國の國司の一任四ヶ年に過す、當時の守護職は、昔の國司にをなしといへども、子々孫々に傳て知行をいたすこと、春秋の時の十二諸侯、戰國乃世の七雄にことならず、所詮頼朝の大將、七十七代後白河院の勅誥として、十六ヶ國の總追捕使^補を補せられしより、このかた、守護職といふは、武將の代官をうけたまひれる由にて、當代にいたるまでも、其例ををるゝうへは、はやくさためをかれたる御法をまもり、かきりある得分の外は、そのいろひをなさず、上に事君の節をつくし、下には撫民の仁をほこして、廉直のほまれ當世に聞、隱徳の行末代に及さは、冥慮にもかなひ、榮花を子孫につたふへきを、やゝもすれは、無道をかまへ、猛惡をさきとする事、かへは、しあんなきにあらずや、後堀河貞永の式目には、或は國司領家のそせうにより、或は地頭土民の愁鬱につきて、非法のいたり、顯然ならん、所帶の職をあらためられ、穩便のともからに補すへき也、後醍醐又建武の

御法には、守護は上古の吏務也、國中に治否只此職による、尤器用に補せられは、撫民の義にかなふへきかと云々、此式條のとくならん、時よしたかひ、人をえらひて、其職に補せらるへきよし、みえたるにや、然るに當時の躰たらく上裁にもかゝはらず、下知にもしたかはす、ほしいまゝに權威をもて、他人の所帶を押領し、富に富をかさね、欲に欲をくひふる事は、さしあたりてと加きたるゆへに、あらず、只無用乃事のしたきと、人かすを、をほくそへんとれたため成へし、もとより富貴の家に、いたつらに寶をたくひへて、人にほどこさぬ、思出もなき事なるへし、妻子、珍寶及王位とて、死ぬる時は、わかめ子もたからも位をも、一として身にそへぬ事にこそ、佛もとき給ふなれ、されは猿樂、田樂のかきものにし、傾城、白拍子の纏頭にあたふること、さらには非分の事にはあらざるへし、只世のそしりをうけ、人のうらまをおふ、無理非道乃押領をなすゆへ也、又人數のほしきとも、たれかはねかはしからぬ事にはあらざれど、正躰なき家人、所領を多くあてをこなへは、後々は過分になりて、いさゝかも氣にあはぬ事、あれは、主をもどりかへんとす、かゝる事は、まのあたりに見

文明十二年七月二十八日

四四九

文明十二年七月二十八日

四五〇

をよふ事とも也、又人をたつぬるよし聞つたへて、あなたこなたよりふしき此物ともか、一旦の給恩をむさほらんために、名字をいたすといへとも、一大事にのそみ、戰場などにをもむく時は、我先にと落うせて、折角此用に立ものはこれまれ也、木曾義仲の藩東を立し時、五万騎と聞えしかども、栗津の原にて討死する時は、主従二騎になれるか、ことし、かかるか、也へに用にもた、ぬ猛勢は、かへりてあたと成ためしあり、名と利との二は、いつれも人のねかふ事なれど、利は一旦の利也、名は万代の名也、武士は一命をすつるも、名をおもふか、也へなるに、無理非道の悪名をは、何とも思はぬは、命よりもたからは、猶おしき物にや侍らん、慈鎮和尚と申人の、よろつの事は、道理といふ二の文字にこもりて侍ると申給へるか、我領知を人にとられしとすると、人の領知を、さへてとらんとする、その道理はいつ方に有へきそや、本より欲界の衆生なれば、欲なき人は有へからず、又まよひの凡夫なれば、理にまよはぬ事は有ましけれど、これふんさいの道理は、さすがにたれもしり侍へきを、あやまりをあらためむとおもひよれる事のなきこそ、つるには我人の不運にては侍るなれ、

昔晋の代に、周處といふ人のありしか、力つよくして、なす事の人のためによきこと一もなかりしう、有時人にいふやう、今年も申たかなれは、たれもたのしきこそすらめととひければ、三害といふもの、いまたのそかされば、たのしむ人有へからずとこたふ、周處、その三ういは、何々そといひければ、一には、南山にひたいの白き虎のありて、人をくらふと、二には、長橋といふはしの下に、みつちといふもの、出て、人をそこなふと、三には、なんちかふるまひをいふとこたへければ、周處此よしを聞て、すなはちつるきをぬきもちて、南山へ入て虎をほろほし、長橋の下におりくたりて、みつちをころし、をのれは、俄にかくもんをして、引替善人になれるためしあせは、きのふまではあやまれる事も、一念ひるかへせは、無量の罪たちまちにほろふることなるへし、

一 訴訟の奉行人、其仁を選はるへき事

凡奉行人は、天下に公事を執行ふ職たるによりて、政道の善悪もと、して、是あよるへし、いかにも心正直よして私を不存、黑白をききまへ、文筆に達し、理非にまかせて、最員をいたさ、らんをよき奉行とは稱すへし

文明十二年七月二十八日

四五二

奉行人ニ
最眞アレ
止ナ得ズ
バ越訴モ

奉行人ナ
差置キ他
人ニ訴訟
セシムル
コトモ時
宜ニ依ル

文明十二年七月二十八日

四五二

是によりてあやまり陥らん奉行人をはなかくめしつかはるへからさ
るよし、貞永の式目よのせられ侍り、兩方の支證をとり合せ究決せられ
て、理有方へ付られたるを、もとの給人として、難澁をいたさんをは、別て
罪科に處せらるへし、いはんや奉行人として、存知なからとりあけ披露
せんは大なる越度なるへし、もし又奉行人として、最眞をいたし、かたて
うちになされたる公事たらは、越訴を立て申さん事、其咎有へからず、其
方比奉行たる人、傍輩にかたらはされ、媚をなして理をまけんはかへす
く口惜かるへし、御法にも奉行をさしをきて、別人に付て訴訟をいた
す事をは停止せらるといへども、時にしたかひ事によるへし、いかにも
内奏強縁をもてなけき申へきとなるへし、又諸人の愁は緩怠よ過た
るはなし、むなしく廿ヶ日を過は、庭中を出すへき制法ありといへども、
理運の訴訟にいたりては、いかにも不日にこれを申さたすへし、いはん
や一所懸命の地、人にさまたけられん輩よおいては、明日を期せざる存
命也、いかてか慈悲の心をもてあはせをたれさらんや、所詮親疎を論
せず、理非にまかせて、わたくしの賄賂にふけらす、公方の瑕瑾にならさ

近習ヲ選
ブベシ

孔門ノ四
科ヲベキ
尊アベキ
四徳

忌ムベキ
四惡

る様に、正路（まじ）申させん奉行人においては、別て臨時の勸賞もをこな
はれて、後昆の忠勤をすゝめらるへきものをや、

一 近習者をえらばるへき事

是ハ建武の十七ヶ條の中にも、のせられ侍る題目也、其器用をえらばる
へきと尤然るへし、又黨類を結、たかひに毀譽をなす事、誠に鬭諍のもど
る成へし、たとひ私のうらみをさしはさむといふども、公庭において其
色をあらはす事は、未練のいたり成へし、さてその器用といふは、事く
によりて一具に定るへからず、孔子の門弟には四科をたて侍り、高祖の
功臣には三傑の不同有かとし、いかさま一に正直廉潔にして、こくし
んなる人をいらはるへし、二には奉公の忠節をいたして、私をかへりみ
さる人、三には弓馬の道に達して心いさゝ有る人、四には和漢の才藝あら
ん人をよしとすへし、又よからぬ類をいは、一にはうろん猛惡よして
欲にふける人、二には不奉公にして人の非をいふとをこのむ、三には武
藝の道につたなくして臆病第一也、四には狂言綺語をもて人にわらひ
るゝを面目と爲すへてよからぬ事ともをいひては、さらにかいさい有

文明十二年七月二十八日

四五三

機懸テ先
トスベシ

正體無キ
者ニ同心
ラアルベカ
ズ

從臣ヲヨ
シク試ムベ
ヨ

文明十二年七月二十八日

四五四

へからず、但近習者として召遣れんは、いつれをも先れんまは有へし、春の雨の草木をうるほす事、大小の根莖をわかたさるかとし、子を見るは父にしかす、臣をみるは君にしかすと申侍れば、よきあしきに付て其心得をみ給て、正躰なき者れ申事には同心あるへからず、狐狸は人をはかす物ぞとしりぬを、はかされぬかとし、次に君のあやましまさむ時は、いさめ申を忠心といふ、存知しなから申入さらんを、不忠の人といふへし、いさめ申につきては、機嫌によりて、かならずいかりをなし給ふとも有へし、いかに生涯にかへても申へき事をは申へき也、君も又いかに御意にちかふとなりとも、それを咎になさるゝ事、申めゝ有へからず、大事と存すればこそ、是程までは申らめど、別して後には勸賞をもをこなはるへき事也、さりなから、此比の人は、いかによきとなれども、我心にたかふをは、むろしと申、むろき事なれども、我心にかなふをは、よしと申侍るし、かやうならんいさめは、只我心にまかせていふとなれば、國のためそのしるし有へからず、されはまつ人をよく心と給ふへき事也、昔朱雲といふ人、漢の成帝をいさめし時、帝、大に逆鱗ありて、廷

尉に仰付られ、朱雲をきられんとて引出さるゝ時、朱雲は出しとすまひし程に、取つきたる殿の檻をひきおたり、是をのちに修理せんと申人ありしを、成帝はすへて修理すると有へからず、君のあやまり有時は、かくこそいさめしも、れはあれど、後の人に見せてためしにせんと給へり、あやまりまします時、いさめをいれされは、國をも天下をもうしなふによりて、唐の太宗は、いさめ申ものをこに賞し給へる也、侍従の官をは、闕たるををきぬひ、遺をひろふといひて、君のあやまりあり、又わすれ給ふとをひそかにつけ申つかさ也、諫議大夫といふは、今の宰相をいふ也、是はもはらいさめをつかさどる職なり、昔よりかくのこく、いさめの事は、なくてかかふまじき事にさためられたる也、是は公私大小の差別こそあれ、一家のあるしたりといふとも、それあやまりあらは、分々に其ひくはんにんたる人のいさむへき事なるへし、次に讒奏といふことは、あさましき事に侍り、しろきをはくろく、黒をは白きと申なす事、青蠅の物をきかすにたとへ侍り、周の代に成王と申御門は、周公旦とて、いさしき聖人にて國ををさめ侍りしを、管叔蔡叔といふあしきをどゝ二人

諫臣ヲ必
要トス

文明十二年七月二十八日

四五五

文明十二年七月二十八日

四五六

讒言ノ意
シテ心得ベ

足輕停止

ありて、讒奏せられしかは、成王誠と覺しめして、周公をしりぞけられき。其時雨風あらく、世のなかさはかしく、秋の田のまなども損し侍りしうへ、成王の父武王の病し給ひし時命にかはらんと周公のかき給へるちかひの言葉、金膝の書といふ物をもとめ出されて、これほどの忠有人なりけりとてめしかへされて、讒奏したるをど、二人をは誅せられしかは、雨風もたちまちやま、田のまもおきなをれるよし申傳へ侍り、又めてたきためしに申侍る延喜の御門も、時平のおと、の讒奏によりて、菅丞相の御事もいてきたりし事也、鎌倉の右大將の時、梶原平三景時か讒言によりて、あまたの人をそんしけるとかや、さてこそ後には景時其子景季以下、同時にことごとく誅せられて、あさましき死をし侍りけるとなん、人のあしきことは、何よりも讒言にて侍れば、君たる人はよくそれ心をえ給ふへきにこそ、

一 足かるといふ者、長く停止せらるへき事

昔より天下の亂るゝことは侍をど、足かるといふとは、舊記などにもしるさゝる名目也、平家のかふろといふ事、汝こそめつらしきためしに申

洛中洛外
諸社諸寺
ノ滅亡ハ
足輕ノ所
爲

武藝廢レ
シ爲ニ足
輕跋扈ス

禁斷ヲ掲
ゲ公民商
人ヲ警ム
ベシ

簾中ヨリ
政ヲ行フ

侍れ、此たひはしめて出來れる足かるは、超過したる惡黨也、其故は洛中、洛外の諸社、諸寺、五山、十刹、公家、門跡の滅亡は、かれらか所行也、かたきのため、籠たらん所にきては力なし、さもなき所々を打やふり、或は火焚かけて財寶を見さくる事は、ひとへにひる強盜といふへし、かゝるためしは先代未聞の事也、是はしかなから、武藝のすたるゝ所にかゝる事は出來れり、名有侍のたゝかふへき所をかれらにぬきゝせたるゆへなるへし、されは随分の人の足輕の一矢に命をおとして、當座の耻辱のまならず、末代まで此瑕瑾を殘せるたくひも有とぞ聞えし、いつれも主のなきものは有へからず、向後もかゝることあらは、をのゝ主々にかけるられて、糺明あるへし、又公民商人たちは、在地にをほせ付られて、罪科有へき制禁をゝかれは、千に一もやむ事や侍へき、さもこそ下剋上の世ならめ、外國の聞えも耻つへき事成へし、

一 簾中より政務ををこなはるゝ事

此日本國をば姫氏國といひ、又倭王國と名付て、女のをさむへき國といへり、されは天照太神は始祖の陰神也、神功皇后は中興の女主たり、此皇

文明十二年七月二十八日

四五七

文明十二年七月二十八日

四五八

后と申は八幡大菩薩は御母にて有しか、新羅百濟などをせめなひかして、(傳)足原國をおこし給へり、目出かりし事とも也、又推古天皇も女にて朝のまつり事を行ひ給ひし時、聖德太子は攝政し給て、十七ヶ條の憲法なごさためさせ給へり、其後皇極、持統、元明、元正、孝謙の五代も皆女にて位に付、政をおさめ給へり、もろこしには呂太后と申は、漢の高祖の後、惠帝の母にて政をつかさどり侍り、唐の世には則天皇后と申は高宗の後、中宗乃母にて、年久敷世をたち侍り、宋朝は宣仁皇后と申侍りしは、哲宗皇帝の母にて、簾中なから天下の政道を、こなひ給へり、これを垂簾の政と申侍る也、ちかくは鎌倉の右大將の北の方尼二位政子と申しは、北條の四郎平の時政かむすめにて、二代將軍の母なり、大將のあやまりあるをも、此二位の教訓し侍し也、大將の後は一向に鎌倉を管領せられて、いみしき成敗とも有しかは、承久のまたれの時も、二位殿の仰とて、義時も諸大名共に廻文をまはし下知し侍りけり、貝觀政要と云書十卷をば、菅家の爲長卿といひし人に、和字にかゝせて天下の政のたすけとし侍りしも、此二位尼のしわざ也、かくて光明峯寺道家の關白の末子を鎌倉

垂簾ノ政

平政子菅
原爲長觀
和字貞觀
政要ナ書
カシム

婦人ニテ
モ道理ハ
明ナレハ
政道ナシ
ニ妨ナシ

主領者ハ
威勢アル
ベシ

武道ハ威
勢アルス
トス

へよひ下し、猶子にし侍りて、將軍の宣旨を申なし侍り、七條の將軍頼經と申は是也、此將軍の代貞永元年に、五十一ヶ條の式目をさため侍て、今にいたるまで武家のかゝることなれるにや、されは男女によらず、天下は道理にくらからずは、政道の事、輔佐の力を合をこなひ給はん事、さらにわつらひ有へからずと覺侍り、

一 天下主領の人かならず威勢有へき事

人の威勢は善惡にわたるへし、道理をしれる人にははちおそれて、まことに歸伏すると有、又無理非道の人にはとためられしとて、心ならずおちはゝかる事有、三尺の利劔は、箱の中を出されども、人は是をおそれ、いかのちのこゑは、百里の外に聞えて、きもをけすかことし、又猛虎は深山に有時も、のけた物をのゝきふるふ、麒麟は角のうへにし、有によりていき得ひあれども、人をやふらす、是を聖人は威ありてたけからずとの給へり、此ゆへに武の道は威勢有を其徳とす、その威勢といふはちかきより遠に及ほし、少事によりて大事も成就す、近をいるかせにすれば、遠友人聞傳ておそるゝ心なし、少事を指をかれり、大儀はいよく成事か

文明十二年七月二十八日

四五九

文明十二年七月二十八日

四六〇

たし法令のさたむるとこ後、理に當てをこなはるゝとを、施行せざるを
違勅の人といひて、一段の罪科あるなり、人の訴訟理にまかせてかへし
付らるゝ所に、この間もち付たる人難澁を出すとあり、誠不便なる事
らは、を切てかはりの地をあてをこなはるゝとも、理をは理とつけらる
へし、それに猶違亂を致す事あら、所當の罪科なくては有へからず、上
裁を背上は先出仕をさゝめ、餘の所領もあらは沒收せらるへき歟、又向
後かれか申事、たとひ理有事成とも聞入給ふへからざるか、かくのこと
くの制法を、かれすは、上をあなつること更にた申へからず、又一國の
守護など所勤にしたかはさらんをはいかゝはせん、凡大將軍といふは、
をほやけの御かためとして、しきみの外を制し給ふへきゆるされを、か
うふれる職として、成敗有とを違背申さむ、別して罪科に處せらるへ
し、代々武將の其例をもて義兵をおこし、朝敵に准して、すみやかに退治
のさたに及へき事、理のをす所左右にあたはす、しからすは、はかりこと
を、とりりれ中にめくらして、いかにも前非を悔、承諾申やうに、うらをも
てより計略有へきか、是又仁の道に有へし、それ又しからすは私なき心
るへし、

上裁ヲ背
仕者ハ出
所領ヲ没
收スベシ

征夷大將
軍ノ務

樵談治要
ノ名ノ由
來

義尚ノ奥
書

義尚三寶
院義覺ニ
附興ス

兼良ノ奥
書

をもて、冥の照鑒にまかせられは、上裁を用す雅意にまかせん強敵は、か
ならず、自滅すると有て、俄に威勢を付奉る事、是又前蹤なきにあらず、し
はらく時節到來をまたるへき歟、これらの進退よりのきは、ひとへに大
將軍の所存に有へし、とかく人の申に及はざる所也、
樵夫も王道を談すといふは、いやしき木こりも王者のまつりことを
は語心也、今八ヶ條をしるせる事は、八幡大菩薩の加護によりて、大八
嶋の國を治給ふへき詮要たるによりて、樵談治要とは名付侍る物な
るへし、

常徳院殿自筆御奥書
右此一冊一條殿御作者也、可祕々々、

文明十三年十二月六日

自御方御所様被下也、

文明十四年七月五日

義覺 御判

以下他本所載
自大樹政道詮要可書進由示給之間、暫雖令斟酌、及度々有御催促、仍此一卷

文明十二年七月二十八日

四六一

奏者飯尾
貞頼
義政
獎ス
モ推

大ノ前
説ノ用
爲サズ
ナ

文明一統
八幡
念ス
ベシ
祈

將軍ニ任
セシハ親
恩ナリ
天下ヲ安
穩ナラシ
メズ
効ナシ
シ

威勢ノ加
ハラシム
トナシ
近トナシ
武家ノ俗
ナク其ノ
領ナク其
守レテ其
操ヲ便シ
悲ヲ慈シ
メ

至誠ヲ以
テ治世ヲ
祈ラバ守
護モ其心
操ナリ

孝行ヲ先
トスベシ

文明十二年七月二十八日

四六二

書出之、文明十二年七月廿八日進覽之、奏者伊勢二郎左衛門尉也、其後以御使示給云、被進准后御方之處、有御一覽被褒美申、能々可被守此法之由、被仰之間、一段令祝著給者也、同者外題可書進云々、則書之付御使令返進訖、頗可謂眉目者也、

（一條兼良）
三關老人 御判

〔大乘院寺社雜事記〕

四十 八月晦日、

一政道様自將軍禪閣ニ被尋申之間、一卷被書進之、八ヶ條云々、犬前説經不立用事也、

○兼良、義尙ノ囑ニ依リ、文明一統記ヲ著ハシテ、之ヲ贈ルコト、其日ヲ詳ニセズ、便宜左ニ合敘ス、

〔文明一統記〕

一八幡大菩薩ニ御祈念あるへき事

其御祈念有へき事、賤くも我身征夷將軍ノ職を蒙りて、おややけ此御うゝめ也、日本國中六十六ヶ國を治へき仰、汝うま給るとい、前世の宿習といひなうら、父母二親乃御恩也、但天下を治、すなは、汝なる世みかへさすむ、其職ニ有てを詮あるへし、縁り、い、くは八幡大菩薩の御とうら

ひとして、威勢を加へさしめ給へど、うく此おとく威勢乃事汝祈申と、まゝく我身思さば、多るまのん爲まのあら、此十餘年公家、武家汝始として、僧俗男女、至は、一、所懸命、地を人み奪れ、憂悲苦惱をまゐる、汝見て、餘み不便、おやゆる故、威勢多ふを、おら、道、汝道み行んと思ふ、ふより、て、ひとへ、御神、冥慮を、あふく、の、也、諸國の守護を、る、人の心向、い、う、ふ、を、穩、便、み、あ、し、く、慈、悲、乃、心、汝、つ、ま、給、へ、ま、ふ、一、思、な、を、ら、ま、い、忽、又、冥、罰、を、あ、へ、給、ふ、へ、し、と、也、ふ、ま、ひ、す、あ、汝、あ、る、世、お、立、う、へ、ら、い、今、生、此、願、満、足、し、て、後、世、ま、て、も、名、將、軍、と、い、え、れ、ん、事、人、間、乃、思、出、是、ま、過、へ、う、ら、ま、併、大、菩、薩、の、御、と、う、ら、ひ、ま、有、へ、し、と、毎、日、は、朝、と、く、御、手、汝、洗、御、口、を、濯、き、給、ひ、南、方、み、向、せ、給、ひ、て、至、誠、心、を、御、祈、念、有、へ、し、神、明、世、は、ほ、しま、は、を、の、な、ら、は、な、ご、う、納、受、し、給、ひ、さ、ら、ん、此、御、心、中、に、趣、世、み、う、く、れ、なく、い、汝、へ、承、を、の、も、一、ま、ひ、の、神、慮、を、恐、を、あ、し、一、た、を、の、武、威、を、辱、思、ひ、く、諸、守、護、の、心、向、を、を、乃、乃、う、ら、持、あ、汝、し、て、文、明、一、統、乃、天、下、に、成、へ、き、と、掌、汝、さ、は、う、と、く、な、る、へ、し、

一孝行を先とし給へき事

文明十二年七月二十八日

四六三

佛者ノ説

孔子ノ説

病恙アリ
テ親ノ心
ヲ愁苦セ
シムルハ
不孝
父母ノ過
ヲ諫メザ
アルハ孝
ニアラズ

親ニ不孝
ナラバ其
子亦不孝
ナラン

文明十二年七月二十八日

四六四

高きを卑たも、父母なきものいなし、父母乃恩の重きと、汝いふも、釋尊は内教、孔子乃外典、此を説給へり、佛乃教は、左のうゝは父汝荷ひ、右のうゝは母汝荷む、毎日須彌山をめぐると、此恩のなをむくひうゝるへしと説給へり、孔子は教は、身體髮膚の父母より來り、取て毀を傷らばるを孝とし、先といへり、多とへり、子そ汝をのゝ、我身の親のあつけざるをのあせり、いふを身汝慎む、疵をうゝををつらぬやうに、多味まむむ、孝行の道あるへし、其故は、子に身に病は、うゝを治せり、親の愁うなしむをのゑるによりて、よく身汝つゝしめと、おやれうれひをなさ、汝よりて、孝行との成をの也、次は父母は過ち有時、子ざるもの乃いさめばるを、又不孝は罪あるへし、其あやちあらん時、いふをを機嫌をとり、言葉をやひらげ、色をよくして、教訓をいふにへき也、そをふをかゝはらばり、なきくと、たうら腹立をして、思ひな汝るやうに、教訓をへきう孝行めて侍る也、そをくゝわり身うおや不孝なれり、そはむくひも我まうけぬる子う、又吾も不孝なるへちにとりて、其時思知事有へき也、凡夫乃習、内典外典、いふうあどく、うけくしくぬる不

正直ヲ尙
ブベシ

勸善懲惡
ハ正直ノ
心ニシテ
始メテ行
ハル
正直ノ政

鏡ニ映ズ
ル譬

慈悲ヲ專
ニスベシ
佛教ニハ
拔苦與樂
儒書ハ仁

これぬとなれど、りは道理をい誰々をよく心得給へき事なるへし、
一 正直汝多とふへき事

佛乃教は、正直捨方便と説給へり、八幡大菩薩乃御託宣おを、神の正直は、うゝへは宿習給ふと、乃多はへり、正直といふは、たゝ直なる心也、心ゆるさぬを、身に行と一と云くゆるは、と云となし、他人は對してを、よた人をは能と思ひ給ひ、勸賞を行給ふへし、福しきを、あしきと思ひ給ひて、征罰汝くへら治へし、是則正直は、心は行のゝ、正直乃政也、正直は心のたへ、汝申に、鏡は過は、汝といなし、見めよ、た人う鏡は、むうへり、とめよ、きかけ、汝移し、見おく、た人うかゝ、とに、ぞうへと、見おく、きうを、うつ、まら、おとし、是みよりて、佛の智慧を、大圓鏡智と號て、かゝみ、是を、たへ、神乃御正躰といふを、鏡よかゝとる成應し、

一 慈悲をもとらにし給へき事

慈といふ文字は、拔苦といふ心也、悲といふ文字は、與樂といふ心也、佛の御心は、衆生のため、苦汝拔て、樂汝あゝへん、とおやしめ、まう、慈悲乃文字は、心也、外典の書は、是を仁となし、多侍り、仁といふは、人を愛する

文明十二年七月二十八日

四六五

哀憐ノ心
ガ仁君ノ
行ナリノ
所帯チ放
レシム者
多シム者
押領ノ輩
ナハハ悲心
ナリク故

藝能ヲ嗜
ムベシ勿
武道ハ勿
論歌翰ノ
諸道其嗜
好ニ從フ
足利義滿
ハ辨會ノ
内辨會ノ
メ管絃ノ
明チ嗜ム

節酒シテ
亂カラズ
ベカラズ
歡伯

近臣ノ醉
失之醒後
ムベシ戒

政道チ心
懸クベシ
萬事善政
ニ歸著ス

上裁ニ應
セザル者
サノ請ハ
ズ

文明十二年七月二十八日

四六六

心也、言葉こそうり侍を、心いたゝ慈悲乃文字に相違なき也、すへて鳥
獸を手馴てりふとなれり、不便とおをいふゝをの也、泥人なるをれをは、
をしなへて哀憐の心をせれさせ給ひん、仁君乃行ふ侍るへし、抑此
十餘年上下万民所帯放となれて、飢寒みせめられたるを、幾千万とい
ふ數を去らば、かく乃とく無理非道、押領をいふ輩、偏又慈悲の心
のうけざるゆへなるへし、修因感果乃といを思ひさくらぬとあるあ
さましけれ、

一 藝能を多しなみまふへき事

弓馬乃道のもことより御家のおとなれり不及申、其外歌道、蹴鞠、諸藝、至
りては、御好み去らふへし、鹿蘭院殿之節會、内辨など、勤仕し給ひ、
管絃、聲明乃道、まで嗜給へり、それまで乃事、御數奇のあまりな、何
事あては近習の輩などに心放ゆるさしめん事、時に去らうひてたし
なほさ給ふへし、酒などを歡伯と號て、を依おひ乃とをみするをさなき
の、多きゝおを給はるへき、何の子細う有へきや、さうら論語乃文
おを、たゝ酒のどりりなし、亂をよほさばと見えたり、下戸上戸おより

て、更に法量なき物なせり、とりておしといへり、亂に及さばといふと、
本性を失ふほど、醉ましき事、汝申侍り、いうおを面白く興有やと、是汝
ひて醉と思しめさん時、たれゝゝをいやく寐らん、いゝ去くへうら
ば、いうおを失有事おやき故也、近習の輩など、酒を酔て、緩怠をいささば、
醉たるやどの中ゝ仰らるへうらば、さけ醒て本性に成らん時、うゝ
依ふる万ひの有し、覺侍らぬ、いりおを向後は、斟酌をいさすへしと
仰られんと、御扶持乃あまり成へし、

一 政道を御心より去らばへき事

何事を申ては、おちふを所、たゝ政道を正しく行ひん、いゝ去くへうら
ば、近年寺社乃本所領を無理に押へ知行せるかゝゝ乃と、猛惡乃心を
先として、後代乃名を辱辱をせりへり、さるおや、流石代々忠節奉公
をいさせる家、て、忽ち先祖乃跡をたけりしむると、口惜とを中ゝい
ふ計なし、それ身一期、此事はさをお侍らめ、子孫を思ふ心乃なき、頗
遠慮なきに侍らすや、是よりて政道のとを指をうゝ條と、千万然へ
うらば、旁りやう上裁、應ささ人とおいく、うを申入事を聞しめ

文明十二年七月二十八日

四六七

文明十二年七月二十八日

四六八

し入られさらんう、それいこれ有ぬにふり、惣別は御心をやまめらた、
 時の、とう有物をなき物を、差異別なるへし、うけうの又まてをむるむ
 と申事此侍を、いなる野心を存する者を出来すへし、かゝく然へ
 うらに、此前おをまてお御判初○文明十一年十一月有し上の、もし與奪
 十二日ノ條參看申されと、御代官としてやまたとなど御成敗あらん、何乃やう侍る
 へき、一方むきれさふの奉行披露はほりせて、御教書お御判をすへられ
 ん計也、たとひ又破戒乃さふ成とを、兩方の訴陳せんと被、多をふてを兩
 三人は仰付られて、批判被さられ、理有方へ付られんを、いとやまた事
 なるへし、一旦聞あやまり、又見おとしたるとおとら、越訴被多て、
 申さんとき、あらむ決らせんと、是又今はしめさる事おあらむ、むあしと
 有來おとなるへし、万機乃政なまは、一日二日此懈怠たに、然へうら
 び、それを一ううにうち捨られんおとい、勿躰なき事成へし、よく御
 思案有へきふや、事多しといへとを筆うきりあせと、大うははうらひ申
 侍るもの也、

此一冊者、後成恩寺殿御作者也、自常徳院殿依御所望被進之、則以御筆

萬機ノ政
ハ一日モ
忘ルベカ
ラズ

一條房通
ノ奥書

跡本寫之畢、

大永七年十月四日

藤房道判

〔參考〕

〔重編應仁記〕

八

常徳院殿御政務事

(文明十二年)

同年秋七月、近代博覽ノ君子ト聞ヘケル一條禪定殿下兼良公へ、天下ヲ治

ル政道ノ義、記シ給ルベキ趣御懇望有ケレハ、殿下御辭退不叶シテ、一卷ノ

書ヲ著シ、新將軍家へ呈進セラル、今ノ樵談治要是也、

〔續本朝通鑑〕

百七十四
後土御門天皇五

(文明十二年)
秋七月丙午

兼良依義尙之求、作倭字八條、

述治國之事、其一曰、可敬神、二曰、可崇佛法、三曰、諸國守護可擇廉直、四曰、聽訟

之輩可擇其人、五曰、可擇近習者、六曰、可停足輕之卒、妄爲暴恣、七曰、雖婦人有

内助之才、則垂簾之政不可爲妨、以宋宣仁太后、鎌倉平政子爲例、八曰、武將以

威量爲要、號曰樵談治要、取樵夫談王道之義義尙一覽、以呈義政、義政曰、宜守此八條以

治國家、義尙遣使謝兼良、兼良以爲老後之榮、兼良又謂、應仁以來、洛中騷亂、義

尙任職之後、王城稍安、乃作文明一統記、而祝義尙、

義尙、近衛政家二車ヲ返還ス、

文明十二年七月二十八日

四六九

文明十二年七月二十八日

四七〇

〔後法興院政家記〕

五

七月廿四日、寅晴、午刻雨一滴灑、自傳奏許示送云、家

門車可返給由有武命云々、此車事此四五ヶ年前自武家可借進之由被命間

進置了、車宿細川九郎以外破損之間、車金物以下一向無正躰云々、仍近日付傳

奏可返賜之由令申訖、先年此車預置石藏之時、金物少々放取之、今在剋

廿八日、丙時々小雨灑、○中家門車、今日從武家返給、預置二條之臨香院、

車破損甚

政家臨香院ニ預ク

八月己酉朔

一日、己酉入朔御祝

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一山城

御湯殿上日記

七月卅日、○中鉢

憑 義政馬太刀ヲ獻ズ 義尙瓜ヲ獻ズ

御宴

うさうさちの御さのむねふより、御くましも、けふ、いらま、
八月一日、あさ御さうつたいものことし、御さのむねとしり、このこと
くさるる、さうく、より、むろまち殿よりを御む、御さちさうり、
て、大納言殿よ、五色、御返し、この分の御さる御さちりひて、
らさるる、もんさ、たの、御返し、とをつりさるる、もく六、こ
ぬり、御む、一疋、源大納言あつお、○中、およひの御さ、月い
つものことし、めう、やう院の宮御、
三日、々ふも御返し、のこり、御さ、へ、

〔後法興院政家記〕

五

八月一日、己酉晴陰、任世俗風、進一種於處々、亂後始進

禁裏諸家、此分云々、同進竹園、遣太刀金、於管領、自杉原庄新紙七束到來、

〔十輪院内府記〕

八月一日、八朔、杉原十帖、花瓶一進、禁裏、御太刀、兩腰進、准后

并大納言殿了、御返、十帖、御太刀、武家御太刀計也、其外私少々有之、

文明十二年八月一日

四七一

近衛政家 亂後始進 物ヲ獻ズ 畠山政長 二太刀ヲ獻ズ 中院通秀 物ヲ獻ズ

甘露寺親
長物ヲ獻
ル義政ニ贈

〔親長卿記〕十一 八月一日晴、八朔之儀、禁裏、宮御方、二宮、室町殿、御方御所、如形例年之様進上了、進上室町殿折紙如此書了、

進上

御太刀 一腰 金覆輪

已上 親長

御祝祇候
ノ人々

〔實隆公記〕五

八月朔日、己酉、天晴、略○中、入夜參内、御祝祇候人々、源大納言、

雅行、兵部卿、宗綱、下官、民部卿、忠富、四辻宰相中將、季經、言國朝臣、以量、菅原長

胤等也、御祝之後、暫候御前之處、聖護院准后、道興、被書進上之拾遺集不審之所々、令比校之、及深更退出、于時甚雨降、

今日重寶事

禁裏 御太刀金 御返、則以私使者被下之、

若宮御方 同 同前、

伏見殿 同

室町殿 同 御返、同七日伊勢次郎左衛門、持參之、有展轉之事、迎之云々、

三條西實
隆物ヲ獻
上皇子ニ獻
邦高親王
ニ獻上
義政ニ進

義尙

勸修寺教

甘露寺親

長飛鳥井雅

康飛鳥井雅

四辻季經

日野政資

島山政長

細河政元

義政夫人

日野氏

進上折紙

大樹 同 御返、則付使者被下之、
勸修寺大納言 同 返、二日以使者被送之、
按察 同 返、則被付使者、
飛鳥井中納言 同 返、爾後以使者被送之、
新宰相中將 同 返、同前、
日野侍從 同 返、同前、
管領 島山左衛門督 同前、
細河九郎 同前、
侍從 實統、自坂本太刀送之、返、則遣之了、
御臺御方進上之分折帛書様如此、
御てうしひさけ 御返、同三日千秋持來之、
ひき 十帖 御あふき一つゝみ、
以上 さ絲隆 以上

五日癸丑、霽、略○中、入夜内府入來之處、八朔武家御返物□御禮未申入之間、既欲出門之時分也、仍使滋野井留之、予先罷出了、先參小河御所、次參大樹、御禮

亂後ノ興行

尋尊禮物ヲ獻ズ

馬借蜂起シテ路次ヲ塞グ

西向ノ御庭ニテ行ハル女官申沙汰

文明十二年八月二日

四七四

申入之後歸宅、勸一盞、則内府源大亦入來有興々々、

〔長興宿禰記〕中 八月一日、酉晴今日八朔禮一亂以後興行、公家方如先規

進上内裏、武家之儀御方將軍家各進上、如准后進上、於准后御方者、近年于御方御所如進獻被獻之、依仰也云々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 七月廿三日、小雨

一寺家京都御禮無爲進納了、三乃公下向、

廿九日、

一昨日自松林院申、北馬借蜂起云々、路難治也、公方進上御憑方雜紙松林院

慈恩院以下色々計略、至木津送置之云々、實否如何、自然如前々土民令蜂

起者、寺社難義可出來條必定々々、

二日、庚戌御繪解アリ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十 御湯殿上日記 八月二日、乙

にしむたの御庭よてうらせらるゝ、

三日、乙とた々ふの女さうさち申はふな、御てうしもふいる、なりとし新

内侍殿のへちしてふるま、丙ふいらさらるゝ、丁せんさう寺殿御ふいり、

五日、略 中、戊んさう寺殿くもしかる、

〔十輪院内府記〕 八月三日、參番、見繪解、賜天盃、

〔實隆公記〕五 八月三日、辛亥、晴、終日無事、入夜源亞相入來、清談移刻、今日

於禁裏有繪解云々、内々可參之由有仰、故市之間不參、

〔參考〕

〔嬉遊笑覽〕三 畫 畫とき 古へるときせいふものあ、三十二番職人歌

合に、繪解花のみどころや繪よりも勝る花の紐花かう花かしを我まゝに

して、判云、略いひかかへたる姿こ葉葉、雉の尾のさしてをしへすとも、繪解

の歌といいかてか聞さらむ、又述懐のう繪繪をかたり琵琶ひきてふるわ

か世こそうきめみえたるめくらな繪繪を判云、平家の入道のすかたにて

盲目あ、繪をさく俗俗形にして、離婁か明をおもてとして、玄かも四絃を

弄せ、玄かるに繪をかたり琵琶ひくといひ、うきめえたるめくらとい

ひて、自他の所作をよく讀わけたる、心ふかく聞ゆ云々あ、其繪を見るに、

判詞にいへる如く、俗形にて琵琶を抱き、雉の尾を付たる柄のあがき物を

持箱よと出し、る繪をそ、蓋の内に置たり、雉の尾いさし教ゆるに繪の

文明十二年八月二日

四七五

繪解

文明十二年八月二日

四七六

熊野比丘尼

いたまざる爲と見ゆ、荏柄天神縁起の内にも繪解みえたり、このわざ後には熊野比丘尼のすることゝかれり、東海道名所記、いつの頃にか比丘尼の伊勢熊野にまうて、行をたどめしに、その弟子とて伊勢熊野にまいる、この故に熊野比丘尼を名付、その中に聲よく歌をうたひけるあまれ有て、うたふて勸進えけり、その弟子また歌をうたひけり、又熊野の繪を名づけて、地ごく極樂すべて六道のあり様を繪にかきて、繪ときをいたし、おくふかくおとします女房達は、寺にまうで談義かんどきくことなげをば、後世をえらぬ人れたために、比丘尼のゆるされて佛法をも勸めたゞける也、いつの程にかやへ字しかふて、熊野伊勢には參せども、行をもせせ云々、繪ときをもえらぬ、歌を肝要せず、みごりの眉ほそくうすけえやうし、齒は雪よりも白く、手足に臘脂をさし、紋をこそ付ね、たんからそめ、せんさいちや、黄からちや、うこん染、くろちやぞめに、白うらふかせ、黒き帯におしをかけ、裾けたれてあかく、黒きをうしにてかしたらをあぢにたゝまたれば、その行狀のお山風あまひすら傾城白拍子になゞたりと有、もと繪解の繪を指て見せ、その物語を琵琶に合せてかたるは、専ら後世を勸るものにはあらぬ、比

鳥屋金峰
山坊舎ヲ
被官ト號ス

丘尼後にはやり歌をうたひ、手拍子をうちあごして、終に好色の方に流れたり、説經祭文に、うまきめぢごく、血の池ぢごくといふものあり、是は僞經の血盆經によりて作れるものあり、比丘尼これをうたひしあるべし、比丘尼のことの遊女の條に委し、併せ見へし、
鳥屋某、大和金峯山寺ヲ襲フ、僧徒逆へ撃チテ之ヲ却ク、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 八月五日、

一去二日鳥屋甲三百餘ニテ押寄、吉野滿山罷出、七十餘人打留之、内者悉以被打了、其餘捨物具テ引退、以外作法也云々、任雅意大明神御罰也、吉野坊舎號被官可自專旨鳥屋申、滿山ハ不可叶旨申、相論寂中、先年自鳥屋方入夜打放火了、其以來兩方公事不一決云々、

河内守護畠山義就、猿樂ヲ行フ、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 正月十三日、夜小雨

一來十四日五日、於河内屋形猿樂在之、内者共座敷庄之平申云々、自越智方就古市磨付之屏風一双申之、則遣之、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 七月廿二日、

文明十二年八月二日

四七七

義就古市
澄胤等ヲ
招請ス
金春大夫

招カル、
輩

文明十二年八月五日

四七八

一當國面々河内國ニ被召之、可被賞翫之由云々、去廿日旨自兼日被相觸之、
古市以下申入子細有之間、來月二日ニ必定可有猿樂金晴云々、各進退大
事也、迷惑之由申云々、田舎人於武家會合、定而可爲比興條勿論也、招請輩
越智可同道云々、

高山、古市、高田、岡、万歳、片岡、小泉、龍田、山田、立野、吐田、各若黨二人宛可召
具之云々、其外不可叶云々、進物事古市代官小太郎ニ

屋形御曹司兩所各馬、太刀、楯、五荷、折三合、女中楯、三荷、折三合、千疋、若黨兩
人被召出之者、各太刀可進之、二百疋分太刀云々、

八月十五日、

一古市之西此間下向越智岸田、先日以後未河内國在之間、越智ニ不參會而
西罷歸云々、

一先日河内引物馬、太刀、盆、香合、反子二反被送古市方畢云々、

○八月二日ニ、猿樂興行ノコト詳ナラザルモ、姑ク茲ニ收ム、

五日、癸丑京都淨華院、正親町烏丸ノ敷地ヲ安堵センコトヲ請フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲百十
山城

諸寺 淨花院

淨華院ノ
舊地ハ禁
裏ノ倉庫
トナル

寺家ノ訴
訟ハ朝廷
ナ輕ンズ
ル行爲

幕府亂前
ノ所領ヲ
安堵ス

〔見返シニ
文明十二八五、くじまの寺大納言とのへ〕

まやう花院申候、おぼきまちからたまろ比しき地の事につきて、うさ縁て
申まやう御らんをられ候ぬ、まをうれ候ぬ、ことおぼく、それよりまやうい
うのき、とりく御得をられ候ぬ、すてに久しく、この御所の御くらよは
められ候て、御ちうくくまをうれふることよて、うれはう御代まをうれ候
いて御(脱カ)と、候へきこと御めいよくて候、ことよ後小松院きう院
などの御代まも申いて、いなかやうま申候ぬ、あけうのこの御所の御き
まもろしめられ候て、御くらをもをた候はしきと申候やらん、寺けの事も、
まやうと御しんうの事よて候やとま、まてられうく、御得しめし候へ
とも、まやうま入候ましき、寺けのそをうれはうめ候て、御くらもこのこと
くま候ぬ、めてよく御得しめし候也、ふけまもらんいさんまて昇る物も
どのやうまをうれ候て、御さいとい、うやうまきおしめし候、寺まももどくくむ
あまま候し時、まももことうけ候ぬ、ぬ事よて候へど、うさんちうあとも申
候ぬ、ぬ事よて候つらん、まももどくく候ぬ、ぬ事よて候とも、御ちうくく
ま御くらかともてうかひ候ぬ、ぬ事よて候やとま、あきちも候ぬ、てらあ

文明十二年八月五日

四七九

とへちとも御しよほう候てもをうれ候へきと、きうををさへとく申事をつひんからま御得しめし候、猶々去るへきやうよ、このよしを寺けへちとふくめ申入候い、めて度御得しめし候へく候よし申とて候、

〔参考〕

〔山城名勝志〕

洛陽部二 淨華院 元在土御門烏丸西、今遷京極土御門北淨土宗四箇本寺一也。

後愚昧記云、淨花院淨土宗寺也、向阿上人開基也、舊在二條萬里小路。

○藥師堂敷地ノ安堵ヲ謝スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 山城 御湯殿上日記 八月廿五日、略中

やくしよの御つしより地の事の無爲あるうしをさよ二色二うをいらむる、

六日、甲寅詩御會、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十一 山城 御湯殿上日記 八月六日、略中 詩

の御くとい、きんしゆのよてりふりさるる、

〔實隆公記〕

五 八月六日、甲寅、陰、今日禁裏詩御會也、去月廿五日、内々可相催之由、直蒙勅定之間相催、人々題禁庭秋色、勝（多力）、以（情）兼日、内々被召量光卿、々々

詩題

人数

甘露寺親
長日野政
資懷紙ナ
獻セズ

菅原氏一
人モ祇候
セズ

題七書進上之内、此題被懸御爪點了、人々懷昏執集之、晚頭持參、則取重之了、御人數中院大納言、通秀、勸修寺大納言、教秀、海住山大納言、高濤、勸修寺中納言、經茂、日野新中納言、量光、下官、新宰相、基綱、源富仲、卜部兼致等也、按察、日野中納言兩卿雖相催、固辭終以不獻、（之方）僧承英、元修兩人懷昏密々獻之、別重之了、抑題禁之字、闕字有無、人々所爲不同、今度量光卿、基綱卿無闕字、其外皆有闕字、何是非、猶可尋決、兼日相催之儀、堅固、内々之間、故以腰文、々章以下内々之躰也、不可爲指、予奉行、且又無其寄歎、雖然、就近臣勅定、又非無便歎、仍無左右相催者也、將亦予雖内々之儀、於公宴者、今度始而獻懷昏、八條内府侍從、大納言殿等、每度之事也、以彼例先公亦永享三船之懷昏、令獻之給、不違芳躑、爲公宴之人數之條、尤令祝著者、抑菅氏輩、今夜一人無之、尤無念々々、御一之、寫留

〔十輪院内府記〕

七月廿六日、詩題可作進之由、内々被觸、侍從中納言奉行、禁庭秋色多、

庭秋色多、

八月三日、略中極樂寺來臨、詩談合、

五日、九郎五郎到來、詩清書付進、拾遺黃門數枚書改、短筆之謂也、

十一日、未京都壬生地藏寶幢三昧寺開帳、義政之二臨ム、

〔長興宿禰記〕中 八月十一日、未晴、日正初也、自今日壬生地藏寶幢三昧寺開帳

也、今日伺公儀令開之、仍室町殿准后、今日有御參詣、於佛前御經讀誦帖、白

太刀一腰、馬一疋被獻之云々、

廿四日、申、晴、今日室町殿御臺、一品并將軍、大納言殿御參詣壬生地藏、於堂局

有一獻、自寺構之云々、御還向御參詣西院地藏堂云々、

〔親長卿記〕十一 八月十五日、晴、參詣三毛壬生地藏開帳之故也、安禪寺殿御參

詣、次詣四條道場聽聞日中、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 八月晦日、

一京都ハミフノ地藏、桂地藏兩所甲乙人參詣、希代不思儀事也云々、

十二日、申、庚申和漢聯句御會、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記 八月十二日、略 中

かうしんよて御まうらんあり、宮の御ちよより御さいいて、女さうさちの

こりにおとこあごよよませらるゝ、

〔實隆公記〕五 八月十二日、申、陰、入夜雨脚甚、今夜可令守庚申御□可祇候

義政夫人 日野氏及 義尚參 歸途西院 地藏ニ詣 安禪寺宮 觀心尼參 詣セララル

女房ニモ 詠進セシ メラル

參仕ノ輩 執筆三條 西實隆

母ハ今出 川教季ノ 女 御産所教 季第

仁科盛直 小笠原長 朝下穂高 朝下穂高

之由、兼日直被仰下之間、秉燭時分參内、勸修寺大納言、新宰相、宗巧、源富仲、承
英、元修等祇候、有御和漢、予執筆、
萩の戸に鹿のねをくれ夕嵐
虫吟玉砌傍、勸修寺大納言、

〔十輪院内府記〕八月十三日、當番參御前、去夜御一座拜見、種々有勅語、

伏見宮邦高親王ノ王女誕生セラル、

〔實隆公記〕五 八月十二日、申、陰、入夜雨脚甚、略 中 今夕式部卿宮上今出川教季 謁右府、去

年八月、姫宮降誕云々、父公亭御産所云々、

信濃小笠原政秀、同家長ヲ擊タントス、守矢滿實、政秀ヲ援ケテ、兵ヲ伊

賀良ニ出ス、

〔守矢滿實書留〕濃 信

同年八月十二日、小笠原左衛門亮爲追伐、同名左京大夫政貞（兼下同シ）合力、當方伊賀

□爲出陣、同十六日、仁科盛直與小笠原民部大輔長朝、於穂高爲合戰、長朝討

勝、略 中 九月十日、伊賀良ニ政貞□室山仕□申有御歸陳、闕庵十七日上増祝

達被上候、十九日大祝殿□□有廿日御下候、大宮九日神事延、此日有御祭神

長朝山家
ヲ攻ム
西牧屋形
火ク

文明十二年八月十三日

四八四

事例式、此日小笠原民部大輔爲敵仁科、西牧、山家爲同心間、民部大輔山家寄懸、城檜被責、山家孫三郎爲討死、口惜次第也、十月十日、西牧殿屋形燒候、天風吹小屋千間計燒失、滿兼芳々、御左口神御炎上、物恠共此等也、是神慮難凡人計者也、

〔守矢氏舊記〕○坤信濃 文明十二年庚明年五月會御頭足、

一左頭、捧莊小笠原民部大輔、長朝代官麻生伯耆守朝重御符祝三貫三百廿三文、此年八月十六日、仁科與民部大輔合戰、仁科討負、○下略

文明十二年庚明年御射山御頭足、

一上増藤澤莊諏方信濃守繼宗代官保科彈正貞親御符祝、小笠原左京大夫

政貞(秀下同)、信濃守伊賀良仕居被申候間、此七月廿八日御出陣候間、御符禮九月

十日小笠原左京大夫政貞大夫殿仕居申、皆々歸陣候間、頭役二十貫、

○諏訪政滿等、和田城ヲ攻ムルコト、十三年四月十九日ノ條ニ見ユ、

十三日辛酉、北野社瑞籬修理ニ材木ヲ寄セラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二一山城 御湯殿上日記 八月十三日、こと

ある事かし、天滿比宮のいりたをらるゝよはきて、さいもく一ぢさすいら

るゝ、

山城元應寺惠忍寂ス、尋テ、禪應和尚ノ謚號ヲ賜フ、

〔實隆公記〕五 八月十三日辛酉、晴、○中後聞、今夜元應寺長老惠忍上人入滅云々、可嘆々々、

〔十輪院内府記〕 文明十三年三月六日、○中十輪寺來、故攝取院去月八月廿

四日入滅、廿三日被書置之物共一見催落涙也、舍利講式第三段被讀之、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二一山城 御湯殿上日記 十月廿五日、○中 せんおう寺ちうちいしめて御れ申さるゝ、御いめんあり、

〔實隆公記〕 文明十三年三月九日、癸未、陰、夜自入道左府有消息、元應寺前住

故惠忍上人持尊阿彌陀六地藏等木像并敷蓮花佛舍利等及彼遺誠、被進上禁裏、可傳

進上之由也、則執進上之、同國師號、和尚號等事、所望之事、内々被申入了、

十一日、乙酉、晴、故惠忍上人所被進之佛等、御悅喜之趣、并和尚號禪應和尚、事不可

有子細、於國師號者一段之儀歟、可爲如何之由、可傳仰入道左府之旨、女房奉

書被下之、則以使者遣了、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲百六山城 諸寺 雜々

文明十二年八月十三日

四八五

國師號ニ
ハ及バス

秀叙惠忍
ニ諡號ヲ
賜ハラン
フコトヲ
請

後花園天
皇ノ御導
師

攝取院ニ
入滅ス

文明十二年八月十三日

沙門秀叙誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩且被優聖朝護持勞績且任當寺累祖芳躅以惠忍和尚授賜諡號詔勅之狀

右謹考舊慣依功賜賞聖主明君之賢德抽忠蒙恩英雄良才之准的也爰當寺者元應開基以來歷代致朝廷之護持數歲祈一天之安寧三學之弘通併爲國士矣真言之加持專在寶祚矣就中先師惠忍和尚者恭爲後花園院御導師儼五旬之勤行湛定惠法水沾三明之覺仁加之忝蒙勅詔登帝闕吐戒珠納叡念國師國寶豈非是人乎然者速蒙天裁授賜大和尚諡號者彌抽聖朝萬代之精神倍專紹隆佛法之修練哉之旨不耐懇欸之至誠惶誠恐謹言

文明十三年三月 日

〔元應寺列祖之次第〕

江○近 第廿三 禪應和尚 源英上人 攝取院 江州十輪寺西寺住持 文明元己丑十二月廿日六十三歲
入院 惠忍和上 文明十二庚子八月十四日七十
四歲於接取院入滅於坂本大聖寺入院在之
第廿四 院 眞藝上人 坂本安養寺住持 文明十四庚子八月廿八日六十九歲入
院 秀叙和上 〇下略 全文ハ文明十四年四月十五日示寂ノ條ニ收

○惠忍後花園天皇ヲ茶毘シ奉ルコト 文明三年正月三日ノ條ニ一回

三回及ビ七回聖忌ヲ修スルコト 同三年十二月二十七日 四年十二月二十七日及ビ八年十二月二十七日ノ條ニ見ユ

十四日 壬戌 僧景菫 二題ヲ賜ヒテ 五山僧徒ニ先哲名勝ノ詩ヲ詠進セシメ 尋テ復題ヲ公卿ニ賜ヒテ 漢土人物勝地ノ和歌ヲ詠進セシメラル

〔實隆公記〕

五 八月十四日 壬晴 〇中略 蘭坡山谷詩ヲ講ズル 談義之後 先

聖先師 御影 寮 十哲等影於紫宸殿開之 令拜見于蘭坡了 抑本朝名所 十五人 名 十五 江湖之衆 詩各作進之 由被仰下蘭坡 巨細勅定之趣 予仰舍之者也

〔禪林應制詩〕

醍醐帝應制

臣僧景菫 上

淡月疎星繞禁闈 鈞天宴罷思依依 瓦溝鳴雪夜寒重 暫爲蒼生脫御衣

應制菅家家

臣僧景三 上

菅家丞相是天神 一寸丹心白髮新 聖代祇今無逐客 梅花北野不藏春

聖德太子

令諸

片岡逢聖餒顏調 膠木四王誅父讎 更有憲章條十七 至今知我者春秋

應制小野宮大臣

臣僧明掄

君正聖時臣亦賢 曾論功賞氣衝天 紫宸夜半退朝後 百鬼魂驚一劍前

文明十二年八月十四日

四八七

明掄
藤原實資

令諸
聖德太子

景三
菅原道眞

景菫
醍醐天皇

紫宸殿ニ
於テ景菫
ニ大學寮
ノ孔子等
十哲像ヲ
拜セシム

文明十二年八月十四日

景沂

行基

景沂

四八八

桂悟
御裳濯河

大士由來苦海航，度生爲急出扶桑。王畿四十九名刹，突兀連雲數百霜。
御裳濯河 釋桂悟拜上

宗藏
空海

五十神鈴日夜聲，水流長濯御裳清。山河不改鈞天樂，共沐恩波四海平。
弘法大師應制 臣僧宗藏

大俣
春日社

果公會付一袈裟，五佛寶冠輝帝家。好向金剛峯下睡，野雲深處待龍華。
春日社 大叔上

富士山

昔年駕鹿托靈蹤，春日宮深雲自封。金碧巖山三百寺，紫藤花外講時鐘。
應制富士山 臣僧景三上

靈彥
龍田河

莫言北闕隔東關，富士朝朝如對顏。四海一家皆帝力，千秋白雪御前山。
龍田河應制 靈彥上

比叡山

淇淇龍河上有楓，依稀濯錦蜀江中。此流若接御溝水，霜葉浮來幾片紅。
比叡山 令諸

芳野

近當東北艮爲山，台衆三千護帝寰。從一叡文比聖教，津津喜色入天顏。
芳野應制 靈彥上

武藏野

芳野山櫻雲又霞，幾人看去幾人誇。聖朝今少遠遊者，上苑春風無限花。
武藏野 景沂

天橋立

東武名區愜素聞，草留春色路難分。行人亦識樵蘇樂，新月磨鎌掛野雲。
天橋立應制 靈彥上

宇治橋

碧海中央六里松，天橋勝境是仙蹤。夜深人待龍燈出，月落文殊堂裏鐘。
應制宇治橋 臣僧景菴上

龍統
神泉苑

小嶋分流一道長，畫橋橫處欲斜陽。樵舟撐棹微風岸，半載青柴半翠楊。
應制神泉苑 龍統

須磨浦

上林風物草連空，尙有龍池記故宮。何日震遊留玉輦，神泉純浸五雲紅。
須磨浦應制 臣僧景菴上

白河關

關路迢迢傍浦斜，瑤琴響處是誰家。廊纔葦葦牆編竹，月色如霜映白沙。
應制白河關 龍統

藤原利仁

委轡白河風露秋，長天霞盡隔皇州。光陰那似鷄鳴客，一吹關門鎖不留。
應制利仁將軍 臣僧明掄

日域無雙烈丈夫，禁林頗牧耐奴呼。雲孫猶有齊藤氏，百萬軍中染髮鬚。

文明十二年八月十四日

四八九

文明十二年八月十四日

四九〇

巨勢金岡

桂悟

世稱金岡能畫名，御前翠障遠山橫，承和不製宣和譜，只有清涼留月明。

橘俊綱

令諸

會家伏見稱陶朱，洛下齊將長者呼，富貴何懲麟父筆，浮雲未散舊仙都。

安倍晴明

臣僧景菴上

曾隨賀氏考星辰，何歲化來龍樹身，掃雪看梅梅是曆，爲君又獻一枝春。

小野道風

大叔上

古今書屬二王家，法帖聞君學得誇，昔日御屏揮翰處，想應新樣似梅花。

住吉浦

臣僧景三上

住吉神靈地亦靈，市橋一色水天青，近聞浦口風波穩，鷗鳥宿松呼不醒。

廣澤池

臣僧宗箴

何處蟾光天下尤，洛城西有白蘋洲，豈無漢武遊斯境，彷彿影娥池畔種。

藤原成通

景沂

萬古卿門便有卿，藤家變葉沐恩榮，薛嵩蹴鞠李牟笛，天下俱傳第一名。

柿本人丸

大叔上

衣通姬

龍統

風騷高手莫如公，明石一篇詞最工，朝霧漁舟幾來往，不知身在詠歌中。

應制衣通姬

允恭天子（有脫力）文姬，坐詠蠨蛸在戶時，千古玉津春嶋上，碧霄挹望到遊絲。

志賀都

臣僧宗箴

昔築都城湖水濱，漁樵村裏半簪紳，其君以後無宮殿，遺愛山櫻幾度春。

難波津

臣僧明掄

白鳥明邊烟一隈，難波寺廢夕陽頽，祇應風物無今古，秋有蘆花春有梅。

天橋立 芳野 龍田河 聖德太子 比叡山 俊綱朝臣 小野宮大臣

難波津 利仁將軍 醍醐帝 須磨浦 住吉浦 菅家 晴明 富士山

神泉苑 白河關 衣通姬 御裳濯河 長谷寺 金岡 行基 武藏野

弘法大師 廣澤池 志賀都 人丸 道風 春日社

右應製詩三十首，各賦三篇。

〔補蕃京華續集〕

應制詩三首○前掲ニ同シ、キヲ以テ略ス、

文明庚子仲冬（秋分）天子親選中華故事三十題，命歌人詠和歌，又選本朝故事三十題，命詩人賦唐詩，予奉勅得三題，所謂富士山、住吉浦、菅家是也，今之天子

文明十二年八月十四日

四九一

文明十二年八月十四日

四九二

靈彦細川
政依ノ需
國依リ應
制詩ナ書
シテ之チ
贈ル

〔村菴稿〕

下 爲典厩書應制三詩後細川國

文思神武固天縱也、蘭坡長老賜座以講心經、吉田三位昇殿以讀神書、月二十一日、吉田兼俱日本書紀進講ノ條參看、千載嘉會也、万機之暇、旁及于此、吁盛矣哉、景三記、
今天子御宇、文明十有二載、庚子之秋、有制、今朝、絳繙、素有文備者、各用四方名山川之勝槩、百世古賢聖之異蹟、而命其題、每一人賜三題、作爲詩歌三篇、以獻納焉、予亦竊以其數得題者三、一曰芳野、二曰龍田河、三曰天橋立、或傳上、得知予老且懶、而進詩亦太遲也、絲是勉強、題詩三篇、謹奉進焉、顧慚其拙速而已、典厩源公、才識明敏、詞翰妙麗、亦一世之所服膺也、然今欲見予應制之作、乃書以隨其求、所謂鏡明羞面醜者、但供一莞爲多幸云爾、詩見于前

〔實隆公記〕

五 八月廿四日、壬申晴、略、中 抑漢朝以名所古人等爲題、和歌可詠進之由、各可相觸之、御人數并題等配、依勅定於御前書之、注左、

御製 孔子、一條兼良、唐堯、一條兼良、浮山、法隆寺三條實基、入道左大臣、善導、大炊御門信實、內大臣、大炊御門信實、飛鳥井大納言、入道、李太白、中院、通秀、大納言、華表、大納言、敦秀、勸修寺、陶淵明、海住山、高僧、大納言、郭熙、甘肅寺長、按察使、伯牙、飛鳥井中納言、張良、予、孫思邈、侍從、合泉政尊、相、列子、陽臺、始小路基綱、新宰相、原憲、天津橋、

歌題及
人數

孔子

唐堯

王羲之

莊子

善導

褒姒

法中

座主准后慈恩寺、實相院准后莊子、咸陽宮、

大概如此、以便宜連々可相催之由、被仰下者也、

廿六日、甲戌、雨降、禪閣、青蓮院、內府等題進之了、終日安閑、

〔文明易然集〕

御製

海さらや筏の棹はまくならぬ代よ、いほくをさして行るさ

唐堯

覺惠 一條殿

茅うやふく水よ見しかきはちとしもすなふかる世、汝立渡せとや

羲之

尊應 青蓮院

さらにこのたよふ雲も海山の遠き去るへよとつくきの跡

莊子

增運 實相院

我やゆたこてうや夢とたどるまに南の花乃春もへよたり

善導和尚

禪空 轉法輪三條殿

もとの身もたよかた國のゐるしとや出入息の佛なるらん

褒姒

信量 大炊御門殿

文明十二年八月十四日

四九三

文明十二年八月十四日

四九六

昆明池

昆明池

榮雅

華表

華表

通秀

廬山瀑

廬山瀑

高濤

函谷關

函谷關

教秀

黄河

黄河

親長

湘江

湘江

雅康

商山

商山

實隆

たり糸よよりくる浪の白玉やかくる所の名よれこるらん
 ひは星のかさちをうけす池水の天の河をやせきてたへし
 音よたて、はるれむをぬし二柱千とせの後も名こ枯朽せね
 音よさく人や庵茨むをひらん名よおふ山の高きまら糸
 深き夜のせき路越くる月影よかやく玉の沓のかすく
 君やいまためしようけむ五百年よすむ川水の濁なき世を
 舟はなく入江の水けふうき瀬よぬれそへさる雨の音うな
 見し人の春の都よ出て、月ひとりすむ秋の山陰

巫陽臺

巫陽臺

政爲

天津橋

天津橋

基綱

出て世よはうえん人も郭公かきてなのりし橋とこたきけ
 十五日、亥和歌、和漢聯句、竝ニ連歌御會等ヲ行ハセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十一 山城

御湯殿上日記

八月十五日、御さ

義尙短册
拜見ヲ請
フ返上ス

んしやくとりうさるる、御さうんも御はさあり、御さう月としくの
 ことくある、月よひよともりて、ふけてさる、御さう月いつものおとし、
 十七日、略中大納言殿より、一昨日の御さんしやく申しさる、
 十八日、略御さむさく返りある、

〔十輪院内府記〕

八月十一日、天陰、入夜月明、宗綱卿送十五夜題廻文、終夜月、
 木間月池上月、來十五日可詠進云々、加奉返進之、

十五日、三首歌書進付宗綱卿、侍從中納言書狀被下、先度御連歌可拜見云々、
 良夜空難被過可參候云々、酉剋計參内、終夜有御連歌、

〔實隆公記〕

五

八月十一日、己未晴、行水、兵部卿送廻文、來十五夜和歌公宴、終

文明十二年八月十五日

四九七

文明十二年八月十七日

執筆甘露寺元長

夜月、木間月、袖上月、短冊可詠進云々、御人數、中院勸修寺、源大納言、海住山、按察、飛鳥井中納言、予、滋野井、民部卿、侍從宰相、四辻宰相中將、新宰相、新宰相中將頭中將宣親朝臣、季熙朝臣、俊量朝臣、元長源富仲等也、十五日、癸晴、公宴短冊令詠進之、遣兵部卿許了、略中抑月夕空難默止之間、可有御會之由、昨夜内々被仰下之間、酉下刻參内連歌御會也、中院大納言、勸修寺大、新宰相、宗巧等祇候、元長執筆也、漸天明之時分事終、

花やうに出く名うき月夜哉

はくらの色うよふ紅葉々 中院大納言

〔新撰菟玖波集〕

四秋連歌上

文明十二年八月十五日夜、内裏みく百韻の

んうみ、

やどりぎる月の夕みりあすきて

參議基綱

むしの音みされ露さむきそて

十七日、乙幕府、春日社及ビ興福寺領越前木田莊ノ名主等ヲシテ、年貢諸

公事等ヲ同寺ニ進納セシム、

〔法隆寺文書〕

一大和

春日社兼興福寺領越前國木田庄事、早沙汰居寺門雜掌、年貢諸公事以下如先々、可致其沙汰由候也、仍執達如件、

文明十二八月十七日

(布徳)英基(花押)

(松田)貞康(花押)

當所名主沙汰人中

十八日、丙山城守護畠山政長ノ部下遊佐長直、上洛シテ、守護代タランコトヲ幕府ニ請フ、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十四

八月廿二日、

一自松林院申給遊佐河内守長直ハ、今月八日著攝津國了、侍二百人計云々、廿六日、雨下、一遊佐河内ハ、今月二日京上、十一日下向之由、岸田於越智相語之由、并舜申之、人數二十人計也云々、又十八日上洛、未在京、上下三百人計云々、色々申之所詮上洛無爲儀歟、山城守護代事所望申之由説在之、

文明十二年八月十八日

十九日、卯皇女保安寺宮御不例、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一日 山城 御湯殿上日記 八月十九日、略 申

不うあん寺殿より御うけしき御所とらむつうしたよし御申あり、あまの
一こんのまへよいてられて、くろとの御しはら并さるる、

二十二日、庚午皇子、勝連歌御會ヲ行ハセラル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一日 山城 御湯殿上日記 八月廿二日、略 中

（半井明茂） 玄、やうをふと玄こうよつきて、御うよみて御れん歌あり、新大をけ殿八

へ御ふいりの御るす事とて、ふうとうふち御てうしともふいらさるる
、源大納言もふいらる、御せん歌のうちよ御さう月ふひく、ふいる、れ

たくの御申とをよめてふし、

〔親長卿記〕 十一 八月廿二日、晴、參内番也、於宮御方有御連歌、主上出御、

〔實隆公記〕 五 八月廿二日、庚午晴、午後有召之間參内、於宮御方有御連歌、按

察、半井二位入道常等祇候、予執筆、有小一獻、入夜退出歸路於源亞相亭有

飯、于時及深更、

賦何船連歌

臨御

執筆三條
西實隆

御製

降露やけはさにう、は天津鴈

うさ、のけ雲抜、はらぬ秋風 式部卿宮

みるま、に光もきよ、月深て 宮御方

今日勸修寺大納言入來云々、

二十四日、壬申山城平等院造營勸進ニ奉加セララル、

〔後法興院政家記〕 五 八月廿四日、壬申晴、平等院造營勸進、禁裏御奉加事、去

中旬比付傳奏爲家門執申處、今日被載御奉加被返下、

二十七日、乙亥三條西實隆ヲシテ、融通念佛名帳ヲ書寫セシメ、山城二寶寺

ニ賜フ、

〔實隆公記〕 五 八月廿七日、乙亥晴、自禁裏融通念佛名帳、嵯峨三寶寺可書進

之由被仰下之、則染筆進上之、所謂禁裏式部卿宮、宮御方、此定也、

廿八日、丙子晴、略 中、自禁裏融通念佛名帳、可遣嵯峨之由被仰、（下カ）畏入之由申入

了、金覆輪三腰被副之、禁裏、若

〔參考〕

〔山城名勝志〕 九葛野郡三 三寶寺 嵯峨大指圖、在往生院、坤、二尊院、戌、方、山

法鏡ノ勸
進

上、
關胤盛、長野政高ト伊勢ニ戰フ、北畠政郷、胤盛ヲ援ケ、政高ヲ擊チテ之ヲ破ル、

〔大乘院寺社雜事記〕四十 八月廿七日、

一伊勢國關長野合戰、長野方打負引退云々、國司出陣、關爲合力也云々、

○政郷、政高ト伊勢ニ戰ヒ、越智家榮、兩者ヲ説キテ和睦セシムルコト、

四月十五日ノ條ニ見ユ、

肝屬兼連、大隅若宮八幡宮ノ上棟遷宮ヲ行フ、

〔肝屬氏系圖文書寫〕四 薩摩

承聞長久四年癸未建立、

奉造立、若宮八幡御寶殿一字、至德二年丑乙立柱、奉再興若宮八幡御廟營、

應永十六年丑己九月廿二日、棟上同御遷宮、

右意趣者、皇帝萬歲、紹隆密教、一天泰平、四海靜謐、國土豐饒、殊者信心大檀那、河内守伴朝臣沙彌兼忠、息災延命子孫繁昌、別者再興大願主、周防守伴朝臣兼連、並金三郎丸等、壽命長遠、一家安穩、弓箭袋納、孫枝子葉、茂繁安全、如意成

就故也、

文明十二年庚子八月廿七日棟上、同御遷宮、

大願主伴兼連敬白 勸進聖快實 清原親貞大工牧野小工太郎次郎

〔參考〕

〔薩藩地理拾遺集〕

中 大隅國 薩生

一若宮八幡宮

當社ハ昔日後鳥羽院

御宇橋（依カ）筱坊能清（依カ）ト云人下向豐前國、宇佐八幡宮爲留主職、爲大官司賀生

一子、號上總介舜清、有故保安四年癸卯初旬、下向大隅州、居垂名郷（水カ）此時宇

佐宮建此地、同年移蒲生郷（交勸請又此地）、

美濃守護代齋藤利藤、弟右馬丞純妙ト美濃ニ戰ヒテ敗北ス、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 五月十一日、雨下、

一石左衛門來、昨日下向云々、八日自三乃罷上云々、三乃國事無殊儀、濟藤越

前守子帶刀與右馬丞、寺社本所領相論事出來、持是院之五旬ノ内百ケ日

内より也、彼領共屋形ニ返進之云々、右馬丞之名譽云々、八萬石計事歟云

々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 八月廿七日、

文明十一年八月二十七日

寺社本所
領チ争フ
右馬丞
椿ノ遺領
中ノ頼ニ
岐ノ進ス
返進ス

文明十二年八月二十七日

五〇四

義政利藤
ナ庇護ス
妙椿ノ遺
言ニ依リ
成頼右馬
丞ヲ援ク

義政ノ干
渉ハ然ル
ベカラズ

隨心院殿
寶書狀

一三乃國濟藤越前守 與 同右馬丞兄弟合戰始之云々、越前守ハ守護代也、公
方御最員、右馬丞ハ守護土岐三乃守加扶持、是持是院三位妙椿申置故云
々、其身又隨分弓取也云々、内者共又隨分輩在之、土岐内者事主人相計也、
爲公方御綺是又無益御事歟、我御進退さへ近日無正躰之處、人之上事ま
てハ大ニ不可然、是又例者共取禮物、如此申沙汰云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十五 文明十二年十月十一日裏文書

若美濃破候者、是心院珍事、池田へ可下之由在増事候間、定而破候者、其
方歟此方歟へ可被上候哉、

一自土州六月五日御狀到來候、何事も候ハモ候、目出候、何事も人を申候け
る哉、くせ事候、

一二條殿前殿事、中々無是非子細候、あさほしく候、〇二條政嗣薨ズルコト、九月二日ノ條ニ見ユ、

一佛地院事、いりやうこも其方の御沙汰尤以可然候、京都儀入へうらモ候、

一德政之沙汰候て、物忿之由申候、あさほしく候、さふくこててゆき候時

分候、〇德政ノ條ニ見ユ、美濃の事破候由、色々申候、いづれ實事こて候やら

ん、あさほしく候、世間米やましく候て如捨候へとも、御まきれのこて、候

米價低廉

御所様御かけ御公儀までこて候、委細亦可申入候、恐々謹言、

九月七日

嚴寶

〔大乘院殿兒御中〕

嚴寶

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十五 文明十二年十一月十三日裏文書

一濃州事可爲和與之由、近日其沙汰候者目出候、自公方僧上使下候由其聞
候、いつれにも目出候、〇中略

十月十九日

嚴寶

〔大乘院殿兒御中〕

寶嚴

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十 十月廿日、

一隨心院殿より書狀到來、〇中略三乃國兩方可和與之由必定云々、公方御使

下向云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十五 文明十二年十二月二十九日裏文書

是へ尾張之巡禮來申候者、美乃者馬允打負候と申候、次京へ御便宜候
者、可蒙仰候條畏存候、

度々進候、寺務記共先以可申出候、但東林院よ被遣候哉被仰候、天可申

文明十二年八月二十七日

五〇五

隨心院殿
寶ノ書狀

松林院兼
雅ノ書狀
尾張ノ巡
禮ノ傳フ
右馬丞敗
北ト傳フ

文明十二年八月二十七日

五〇六

出候、寺領計之日記者先不可申出候、學延急事見候て、度々子細之由申候、天來候間申上候、

一虎松下向遅引不可然候と存候、何比可有仰候歟、

一今曉^{馬借}十王被損出事候條あさましく候、

一向淵御講事者、今日御講衆是へ來候間、申合御講衆へ狀を認付候間、衆會之事者不可被仰付候由、可申上候也、恐々謹言、

十一月十四日

兼雅

御番衆御中

〔大乘院寺社雜事記〕

五十七 十一月廿二日、小雨、

右馬丞利 藤破利 六角高頼 利藤高頼 右馬丞多 賀高忠ヲ 援ク

一美乃國ハ濟藤右馬丞 與 同帶刀合戰、右馬丞ハ屋形方也、打勝了、就其ハ近江國六角ハ故持是院之扶持ニテ、江州事無爲知行也、然者可合力右馬丞之處、今度帶刀方合力云々、仍自右馬丞方石丸ニ數多^也群兵相副之、京都之多賀^{高忠}豐後守ヲ令加合、令發向近江國云々、然者又六角定而公方方ニ可成歟、

廿五日、

一今月三日、美乃國合戰、右馬丞打勝、

〔大乘院寺社雜事記〕

七十五 文明十二年十二月十二日裏文書

美乃國ハ右馬丞打勝候、今度六角振舞以外ニあしく候間、中を違候て多賀豐後守を取立候間、卒數千騎にて石丸爲大將軍候て打越江州候、一時ニ可成由申候、此間も自美乃無六角合力者、爲豐後分可沙汰由連々歎候あり、剩自美乃合力之間、必定々々豐後之國ニ可成時節到來と申候、石丸大勢見事候由申候、さ候間六角ハ又公方方ニ成候て、豐後を可退治之由、御教書等を可申と申候間、何も寺社本所ハ不可有候、其段よく可有御覺悟候、祭禮ハ必定々々可有分候哉、色々ニ訴訟共候由申候、且如何花山材料ハいづ候やらん、溜州會ハ眞實可有候哉如何、無心元候、三乃并江州事ハ必定々々實說候也、謹言、

十一月廿二日

尋尊

松林院殿

〔大乘院寺社雜事記〕

七十六 文明十三年正月二十四日裏文書

一先日御狀度々給候了、仍其方へ御返事共即時ニ執調下遣候處、未下著候、

文明十二年八月二十七日

五〇七

大乘院尋 尊ノ書狀 高忠近江 高頼義政 命ヲ承 領ケ近江 領セント

文明十二年八月二十七日

五〇八

言語道斷子細共候、近衛殿御便宜事竹屋も申候、更に不可有相違候由申候、退屈仕候、其後のハ蝙蝠便宜にて候つる、其も慥ことけ遣候、くせ事共候、

美濃事大慶日出候、越前計すけられて隠居分候、帶刀腹切候、其外あさ野一類八九人生涯一國平候、さ候て是心院一身祝著今ハあそひ共にて候、返々日出候、石丸、右馬允(憑)兩人威勢中々無申計候、本所領共ハ、尙々今度の忠節の物と遣度候とてわしり候、定而少將委細可申候、恐々謹言、

十一月廿二日

嚴寶

一其方馬借退屈候て靜謐候由申候、返々日出候、早々通路無爲は候へうしと念願候、

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十六 文明十三年正月二十五日裏文書

兼雅ノ書

法花寺殿文返進仕候、先日之文重天撰可進上候、

御教書恐畏存候、西大寺屏風事、大事之物候處、御物さへ無骨無極候處、如此之御色眞實々々難及意詞候、□海も過候、忝無所幾□之由申候、十之八九は餘候天も可恩借申入候、西脇之者之返事聞候天可申上候、可有

利藤父子
自書スト
ノ噂

御借用由御約束候天被置候者可畏入候、

一江州事、さてハ左様之式兼親申、乍去齋藤越前、同子息帶刀、今月三日之合戦は生涯之由申候、田樂未來候、今日明日可來候、實況可聞候、美乃者公方様方よく候、齋藤越前生涯共又遁世候共聞候由、人して田樂申候、越前者雪は無合戦候由、同田樂人して申候、

一廿八日ハ田樂京へ上候、便宜候、御狀候者可被下候、

一祭禮ハ寺門ハ料足候にて、珍事無申計候處、又十三重之燒手二人、自木津召取出候、四百六十貫可入候、寺門之貧者無今古時宜と奉存候、尙々御屏風事難申盡候由、可有御申候、恐々謹言、〇四恩院十三重塔、兵燹ニカ、ルコト、九月十一日ノ條ニ見ユ、

十一月廿五日

兼雅

御番衆御中

〔大乘院寺社雜事記〕

〇七十七 文明十三年四月三日裏文書

略〇上

一濃州事即時と靜謐、石さゑも罷上候、定而近日其方へ可下向候間可申入候、無殊事候、是心院領内おもひのまゝにて心安候、〇中略全文ハ十二

文明十二年八月二十七日

五〇九

嚴寶ノ書

正月五日

嚴寶

二十八日、丙子甲斐八郎、越前河口莊ノ民ト共ニ、朝倉孝景ヲ攻ム、孝景、邀ヘ
撃チテ、之ヲ破ル、

〔大乘院寺社雜事記〕四十 八月廿七日、

一越前國甲斐朝倉合戰事、是又兩方ヲ公方御最眞朝倉方廣福院申沙汰云
々、

〔大乘院寺社雜事記〕五十 十月十四日、

一北國兩使注進狀昨日到來云々、中略注進狀九月廿八日日付共也、

條々

河口莊民
千餘人戰
死ス

一河口庄民等武者ニ責出、八月廿八日合戰了、甲斐方者并庄民等多以被
打死了、千餘人云々、

一北郡分坪江、河口兩庄、悉甲斐方ニ打取了、

一兩庄郷々發向、中々不及是非、如形可進納物悉以被取散了、

〔大乘院寺社雜事記〕七十五 〇文明十二年十一月十三日裏文書

一略〇上越前事朝倉よく候段勿論候、中略

十月十九日

嚴寶

(卷表) 大乘院御兒御中

嚴寶

〔大乘院寺社雜事記〕七十 十月廿日、

一略〇中越州事ハ朝倉方儀不可成云々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十五 後付

越前合戰、八月廿八日河口百姓以下甲斐方、大庄北郡坪江、河口分ハ守護方
知行也、九月廿八日狀共十月十二日南著、堀江安藝守光利九月廿九日書札
同到來、兩使方ヘ之返事也、

〇斯波義良及ビ八郎、孝景ヲ越前長崎城ニ攻ムルコト、七月十一日ノ
條ニ見ユ、

二十九日、丙子後崇光院二十五回聖忌、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十一 御湯殿上日記 八月廿二日、中略

さんしゆ三ま寺院へあまより入御佛事の物つゑらるゝ、
廿三日、おとし後そう光院殿廿五ふんのうらまて、々ふより御しやうしん

堀江光利

など、

○後崇光院崩御セララル、コト、康正二年八月二十九日ノ條ニ見ユ、
土御門内裏修理事始、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十一 御湯殿上日記 七月廿一日、○中

山くよよと御さいもくいしめて万いる、めてふさまで御さり月万いる、

八月九日、○中 山くよのさいもく万いる、

十二日、さいもく万ふも万いる、

廿九日、○中 あいし所の御りさのしめ、けさよりあり、二のふみれもををし
くせらるゝ、

〔實隆公記〕五 八月廿九日、丁天顔快晴、○中 入夜雨降、抑今日禁裏御修理

内侍所ノ
御修理

先内侍所、二
對等云々、 事始云々、

本願寺修造ニ依リテ、奉加セララル、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二十一 御湯殿上日記 八月廿九日、○中

わんくばん寺さりとてらるゝよより、御わううよ御りうとこいささるゝ、

まん部卿御つり并、

○兼壽、連山城山科ニ本願寺ヲ建ツルコト、十一年四月二十八日ノ條
ニ見ユ、

一日寅御祝是日、日次百首和歌ヲ始メラレ、皇子勝、モ亦之ヲ行ハセラル、
〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 九月一日、あさ御

飛鳥井雅
康歌題ナ
選ブ
人数

出御

伏見宮邦
高親王參
内

い日并つ祿のごとし、夕ふの御しやうしんと参りてめてさし、百日の御歌
けぬよりのしまる、御さ并の雅康あまう并はお得せらる、御人を、多し殿の
しめすいらさられて、かいくとさ急の人も人らる、女中よのきう上ら
ぬ、おうさうの内侍、〇まて十五人なり、およひのみか、〇まて、
御あごよてう、せらる、まゆは御なりて御らんせらる、れたくの御
きよととり、まか、るふを并、ちう程めつらしきをうなり、左少
辨元長よまゐくる、ちのち御をい、多しみごの、御るひのりをの御こう申
さる、あまう并まおうゆへ、まるとをもしろくきこゆる、およひの御さ
う月いつものことし、ふしと殿御参移へいや、迄御りいり、きう上らぬ
おとしあまう并御さう月、とんじやうおたよより、御い日并のつゐて、御
しやくの人まよめす、まうちやく申さる、
二日、二條前政嗣く見んとくおとろよよへせうくのよし、百部卿部卿申、おとろき

二條去嗣
依り詠草
雅飛鳥井
セラレ見
御製ヲ雅
康ニ見セ
給フ

酒徳大
寺實淳飛
鳥井雅康
ニ賜フ

満日
人々酒饌
ナ献ズ

おほしめす、〇政嗣去ノコト、これゆへけふの御るひさうをの、あすう并
まみせられす、
五日、御けつり御くし中内、御ま、めととしりすのあそんまこう、
十一日、〇中あすう并又御を并せらる、
十二日、〇中けさきう上らぬ御歌又御りいり、
十三日、〇中ちやくさうあそとしよ、ふしみ殿多と御りいり、〇中多しみ殿
やうてくもしなる、
十八日、〇中およひも御を并こさいる、
廿日、〇中多しみ殿ちやくさうの歌又御りいり、
廿九日、〇中きう院の上らぬちやくさう又御りいり、
十月十一日、〇中會津とく大寺あまう并、ちやくさうよとんしゆ所へまおま
て、御てうしいさる、
十一月廿九日、〇中ふしと殿ちやくさうあそひして御りいり、
十二月十一日、百日の御歌々ふまてをる、といて、めてさし、みか、
をり、御さる、御てうし、御かいらおれ物あごよてりいりて、御ひし、とあ

諸曲當座
和歌アリ

甘露寺親
書立人
重陽ノ節
ヨリ始メ
ルヲ繰上
グ人数

講師甘露
寺元長
發聲雅康

日次百首
披講

文明十二年九月一日

りて、うささかとのまてしてめてし、

〔親長卿記〕

十一

八月廿二日、晴、參内番也、

主上出御、自來月一日可有

百日御歌、御人數可書立云々、於御前予書之、

九月一日、晴、及晚頭參内、自今日可有百日御歌、自九月九日大略有之、雖然月

今日各令參内可書之由、兼依有仰各參内、御人數、主上、御方分、

御製、式部卿宮、舊院上臈、勾當内侍局、中院大納言、勸修寺大納言、(德大寺實隆)右大將、予、飛

鳥井中納言、侍從中納言、滋野井前宰相中將、侍從宰相、政爲、(冷泉)新宰相、基綱、(冷泉)右衛

門督、爲廣、(小倉中將)季熙朝臣等也、略、(中)各參集之後出御、(黑戶)於御前書著到、其後和歌

讀上了、(依召元)式部卿宮御歌、御製等披講、(依爲卷物、不及讀師、講師元長)

四日、雨下、及晚晴、參内、百首御歌三ヶ日分書之、

十二月十一日、自朝雪下、(滿尺)及晚頭參内、百日御歌今日滿日也、各持參一罇、

於御前、(黑戶)有披講、讀師、中院大納言、(通秀、此御百首始之時、各一首有披講、只

出、仍有講師元長也、自下臈有披講、御製五反、式部卿親王、(邦高)三反也、御人數、

御製、式部卿親王、中院大納言、勸修寺大納言、(教秀)右大將、(實淳)予、飛鳥井中納

言、(雅康)侍從中納言、(實隆)滋野井前宰相中將、(教國)侍從宰相、(政爲)新宰相、(基綱)

三遲ノ興

義尙親長
覽ノ詠草ヲ

參加人々
ノ詠草ヲ
所望ス

廻狀

右衛門督、(爲廣、等也、此外女中兩人、已上、)事了當座和歌三十首、新宰相讀上了、不及披講、次有三遲之興、亥剋許退出、

〔親長卿記〕

十二

文明十三年七月十九日、晴、(中)今日自大納言殿、(義)有

御使、去年於禁裏、百日和歌予詠草可進、可被御覽云々、反古之裏詠草見苦之

由申、御使不可苦云々、雖然片時之間、書寫可進上之由申之、可相待云々、但其

時御人數皆以被仰之間、可罷向、其間可書儲云々、仍俄書改詠草、及晚御使來

渡遣了、(續杉原書)入夜又有御使、詠草念比書改進上被悅思食也、靜被御覽可

被返下云々、對面御使、畏入之由申了、

〔宣胤卿記〕

九月一日、

晴、季秋之朔幸甚々々、德大寺將、(右大)被借袍之間遣了、

自今日禁裏著到歌爲令書之參内云々、

〔實隆公記〕

五

八月廿八日、(丙晴、略)又民部卿送折紙、則加奉返遣之、

先春部計被出候、朔日者可令皆參給之由、其沙汰候、

自來月一日、百日和歌御會候、各出仕、以便宜日可令書給之由、被仰出候也、

忠富

中院大納言殿

文明十二年九月一日

五一七

五一六

文明十二年九月一日

五一八

勸修寺大納言殿

右大將殿

(正廳) 按察殿

飛鳥井中納言殿

滋野井前宰相中將殿

侍從宰相殿

新宰相殿

(季廳) 小倉中將殿

(正廳) 藏人左少辨殿

題、立春水、初春霞、雪中若菜、初鶯、簷梅、門柳、歸鴈、知春、二月餘寒、故鄉春月、夜春
雨、春日遲、尋花、見花、翫花、折花、惜花、三月三日、款冬、松間藤、三月盡夕、
及晚侍從宰相入來、姊小路亦入來、

九月朔日、寅天陰、月朔幸甚々々、略○中及晚參內、自今日禁裏著到和歌有之、秉
燭之後各參集、著到料紙、兼日可爲双紙之由治定之處猶卷物可然、不出來之
間、頗及遅々、數刻之後到來、籤雅康卿書之、文明十二年和歌著到四方書□先

歌題

料紙ナ卷
物下ナス
雅康顯簽
チ書ス

聯句

有御祝、大酌如何、源大納言、按察、(原本)兵部卿、飛鳥井中納言、拜領之、予、滋野井前宰
相中將、民部卿、四辻宰相中將、(山科)言國朝臣、(桑小路)俊量朝臣、元長、源富仲等祇候、御製御
清書之間、徘徊鬼間邊、右大將、新宰相□清談、新宰相聯句可口號之由、雖發言、
無上句、暫之彼卿座愁無上句、可對之由命之間、道貴有中庸、予對之、右大將月
暗書難學、欲對之時分已□召之間參御前、御製、伏見殿、舊院上臈勾當內侍已
清書了、被出黑戶、此間出御、御直衣、式部卿宮同令出給、中院大納言、通秀、勸修寺
大納言、教秀、右大將、實淳、按察使、親長、飛鳥井中納言、雅康、下官、滋野井前宰相
中將、教國、侍從宰相、政爲、新宰相、基綱、右衛門督、爲廣、今度、爲卿、依申、請、季、熙
朝臣等次第參御前書之退書之之後、雅康卿著到披置硯蓋上、召藏人左少辨
元長令讀申、臣下歌自下臈次第讀上之、只聲、至式部卿宮御詠如講師讀之講
頌三反、雅康卿發聲、御製五反講之講了之後入御、被出天酒、今夜之儀嚴重神
妙々々、

〔十輪院內府記〕九月廿日、御著到春部終、仍可參云々、書付了、

文明十三年七月十九日、自大納言殿以左竹彥三郎、去年禁裡著到詠草可被
御覽云々、仍忿清書水打反子、(論)進入之、勸修寺、甘露寺等卷物云々、入夜被喜思

文明十二年九月一日

五一九

文明十二年九月一日

五二〇

食之由被謝仰

○以下、皇子御所百日和歌ノコトニカ、ル、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 九月一日、略中宮

の御方又へちよ御歌御ちやうきやうよてあそひすのこるないくの
さんしゆちよ中の上らぬ權をさなり、さるくそめてよくあそひすへ
なり、くやうよてみあくよ御てうしいさるゝ、多しと殿より御ふよ
松ふいる、

〔親長卿記〕十一 九月一日、晴及晩頭參内、略中於宮御方、同在之、宮御方、權

典侍局、源大納言、雅行、兵部卿、宗綱、四辻宰相中將、俊量、言國等朝臣、元長、源富
仲等也、予父子被加兩所過分了、略中宮御方御續歌於宮御方書之、

十二月十一日、自朝雪下、滿尺、中略○宮御方百日和歌御人數各別也、宮御方、源大
納言、兵部卿、宗綱、依在、四辻宰相中將、言國、俊量等朝臣、元長、源富仲等也、此外
女中兩人云々、

〔實隆公記〕五 八月廿九日、丁天顏快晴、朝食之後參内、依當番也、略中自明

日若宮御方著到和歌題事可觸遣之由、勅定之間申遣之、御人數、源大納言、兵

殘リノ番
衆女中ニ
テ張行

人數

實隆歌題
ヲ參加者
ニ頻ッ

歌題

頓死
法號如法
壽院

大中風

近衛政家
政嗣ノ死
ヲ申ス
三十八歳

部卿四辻宰相中將綾小路中將藏人左少辨、源富仲等也、女中權大納言典侍
被詠之歟、

題、立春、山霞、竹鶯、野若菜、春雪、行路梅、梅風、柳露、春雨、歸雁、幽春月、寄雲花、霞隔
花、雨中花、風前花、花如雪、苗代、岸款冬、松藤、三月盡、

二日、卯、己前關白左大臣從一位一條政嗣薨ス、

〔公卿補任〕三十四 前左大臣從一位藤政嗣、廿八前關白、九月二日薨、號如法

白、頓死
云々、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二十一 御湯殿上日記 九月二日、二條前

く、己んさくみさうよへせうくのよし、己ん部卿申、おそろきおぼしめす、

〔後法興院政家記〕五 九月二日、卯、晴、略中傳聞、二條前關白、政嗣今朝卯刻

他界云々、自去夜子剋違例頓死、大中風歟云々、

七日、甲、晴、略中進使者於二條大閣許、相弔前殿事、周章迷是非、感無力由有返答、

〔親長卿記〕十一 九月二日、晴、早旦參内、請取番也、二條前關白、政嗣公、今曉

俄薨去云々、大閣愁傷無極云々、

〔宣胤卿記〕九月二日、卯、己晴、當番參内、請取忠顯朝臣祇候、語云、二條殿去曉俄

文明十二年九月二日

五二一

前日樂鞠
等ヲナス

關白再任
ヲ期ス

嵯峨中院
ヲ行フ

中陰結願
五日
中御門宣
嵐ニ遺物
ヲ贈ル

宣嵐政嗣
ノ手蹟ノ

裏ニ觀音
經ヲ書シ
持通ニ贈
ル
長泊寺ニ
居ル
百箇日

宣嵐ノ挽
歌

法名覺圓

文明十二年九月二日

五二二

令薨給之由有沙汰、大閤御事歟云々、驚歎之餘先進入、内々尋申候處、前殿御
事云々、彌仰天落涙之外無他、兼而無御病氣、昨日晝間者御樂、晚景御鞠等有
御被遊、御快然過半伴給、此曉令頓死給云々、御歳卅八歲、可惜可悲、大閤北政
所御歎奉察、彌催悲淚、去月廿八日、參候之有一獻、數刻御雜談如夢、嗟呼不知
是寂後御對面、老少不定、始而非可驚、眼前無常、無物于取喻、關白再任事被
期、今明年之間也、若公御歳十歲歟、爲廣卿參入之間、余退出、則參二條殿、於門
外申入大閤并女中歸了、來七日寅剋御葬送云々、

六日、未、晴、詣一條前黃許、明曉二條前殿御葬送也、於嵯峨中院有此儀、自今夕
可參彼邊之由、兼日約諾、仍晚頭忠顯朝臣顯基（東坊邊）自一條殿（北小路）菅原和長、俊通等令
同道行嵯峨、兼釋迦堂近邊就定旅所、入夜二條殿御衆御出、女中御輿五丁、其

後前殿御輿也、中院亂中荒野也、聊構假屋奉置、以木葉葺程也、御輿衆以下、只
山中列居、刻限可爲寅、雖然被忿有其儀、土葬也、

十月七日、未、雨降、樂林來、令同道參二條殿、御中陰、昨日被結願云々、今日五七
日也、大閤御對面、各落涙之外無詞、爲御遺物御指貫賜之、
十二月八日、寅、晴、略、中、觀音經一卷、（觀音經一卷、手蹟、御、蒟蒻一合、唐納豆一折、進二條殿、如法

壽院御百今日來十二日也、御悅喜之由、有大閤御書、

十一日、巳、雪降甚積及早午以後晴、參二條殿、亂後以長泊寺爲御所、明日如法
壽院殿御百ヶ日之間、爲燒香也、先大閤御對面、御經進上事等被謝仰、次令渡
如法壽院給、長老參之事了、致燒香、次御歸長泊寺、有一獻、晚頭歸宅、

夢りともまよひぬる哉、雪のうへよかきあををさるるふ乃心、（心中ニウ
ふま、ウ
付也、

〔實隆公記〕

五 九月二日、卯、晴、入夜雨濺、源大納言、滋野井朝倉相伴、晝間梳

髮、終日無事、抑去夜二條前關白俄薨去給云々、驚歎不淺者也、

〔長興宿禰記〕

中 九月一日、寅、晴、今日入夜二條前關白（政嗣公、前、薨給、御年
左大臣、廿八、

此間無御病氣沙汰、頓死歟云々、大閤（六十、御悲歎察存者也、若公十餘歲御座
云々、後聞、御稱號如法壽院、御法名覺圓云々、

六日、未、晴、今夜二條前殿下御葬禮也、於嵯峨中院奉火葬云々、（土考、

〔大乘院日記目錄〕

三 九月二日、卯、刻二條御方（前、關、薨給、廿七、

〔大乘院寺社雜事記〕

四十 九月三日、雨下、
一自京都注進、二條御方御所（前、關、昨日卯刻薨給、三十、朔日夜半俄御虫氣頓

文明十二年九月二日

五二三

文明十二年九月二日

死也

四日

一二條殿千正上之訓英引違也、人夫京都者也、右左衛門俄被上之近日路次
難治時分也

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十五 文明十二年十月十一日裏文書

略○上

一二條殿前殿事、中々無是非子細候、あさ忽しく候、○中略、全文ハ八月二
十七日ノ條ニ收ム

九月七日

嚴寶

〔表裏〕
大乘院殿 兒御中

嚴寶

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十五 文明十二年十月二十二日裏文書

厥後之路次難治候之間、久不申入候、背本意存候、隨而二條殿御方御所之御
儀言語道斷、驚存候、御力落御愁傷奉察候、何様路次等無爲之時分令參仕、每
々可申入候之由得其意、○以下

〔大乘院寺社雜事記〕

○七十五 十月七日、小雨

一二條如法壽院關白三十五日也、時風呂在之、

十六日、夕方

一榮清大二條御方訪ニ參申云々

十二月十二日

一如法壽院關白殿百ヶ日也、時濟了、

〔東寺過去帳〕

前關白左大臣

二條殿御方御所 前大閤持通御息、御諱政嗣、如法壽院、此御事歟

可決 文明十二九二薨

〔公卿補任〕

非參議從三位藤政嗣、十三、康正三年正月五日敍、左中將如元、

父關白從一位持通公母、長祿二年三月廿四日任權中納言、左近中將如元、

同四年八月廿七日任權大納言、十六、公寬正二年正月五日敍從二位、四十一、

同六年三月廿四日兼左近衛大將、廿一、同七年正月六日敍正二位、二月十六

日任右大臣、元權大納言第五、左近衛大將如元、十二月日辭大將、廿二、應仁二年正月

十一日轉任左大臣、文明二年八月十日關白詔、初度、同日氏長者宣下、廿六、同

七年二月十一日辭左大臣、卅一、同八年五月十三日謙退、同十六日內覽兵仗

如元、卅二、○以

〔諸家傳〕

二條中 政嗣、如法壽院持通公男、〔表裏〕文安元甲子年誕生、一本、康正元

文明十二年九月二日

文明十二年九月二日

五二六

年十二月八日元服十三歲、加冠父公、理髮同日正五位下、聽禁色昇殿陣儀同
 月廿九日侍從、同二年四月廿日從四位下十四歲長祿二年正月五日從三位十六歲
 如舊中將同年三月廿四日權中納言十六歲同年月日正三位同四年八月廿
 七日權大納言十八歲超公數已下數輩上首、公、有寬正二年正月五日從二位十九歲
 同六年三月廿四日兼左近衛大將廿三歲超實遠文正元同七年正月六日正二
 位廿四歲同月十六日右大臣廿四歲大將如元、超、內大臣同十二月日辭左大
 將大嘗會應仁二年正月十一日左大臣廿六歲消息宣文明二年八月十日爲
 關白氏長者廿八歲同六年六月十九日從一位卅二歲同七年二月十一日辭左大
 臣、同八年五月十三日辭關白氏長者、同月十六日內覽兵仗如故、文明十二年
 九月二日頓薨卅八歲
 〔尊卑分脈〕藤氏一北家甲一
 持通關白、從一、
 政嗣關白、左大臣、氏長者、從一、左大將、牛、兵、隨、
 尚基關白、正二、〇二條家譜、二母從三位、兼子、參
 性守二條家譜、三、文正、法務、大覺寺、〇

世系

〔攝家系圖〕二條殿流

持通關白、氏長

政嗣關白、氏長、早世、文明十二年九月二日薨、給三十八、如法名壽院、

尚基

〔新撰菟玖波集〕春連歌上

なけくけしきよひともことなれ

家つとにおらてすきうき花のかけ

如法壽院前關白左大臣

〔新撰菟玖波集〕雜連歌五

あはれもつきぬあかつきのかね

みのむかし思殘さぬねさめして

如法壽院前關白左太政大臣

〔二條政嗣筆蹟〕御物室

依無指事、其後書絶久不申入候、背本懷候、朝暮御床敷存念之外、無他候將亦
 雖不存寄事候、秦久枝令祇候候、彼者屋敷事、自後福光苑隱殿之時、被申入被免下、
 于今無相違候、廻了簡小屋可取立心中候、如先々無相違者、可畏入之由申入
 候、尚々無指事候まゝ、御疎遠無念候、恐々謹言、

文明十二年九月二日

五二七

逸事

文明十二年九月二日

八月廿三日

政嗣

五二八

近衛殿

○政嗣、久枝敷地ノ地利ヲ免ゼンコトヲ近衛家ニ求ムルコト、十一年年末雜載諸家ノ條ニ見ユ、

〔大乘院寺社雜事記〕

八下 文明十三年九月二日、雨下、大

一如法壽院關白一廻也、

〔大乘院寺社雜事記〕

二八 文明十四年九月二日、

一如法壽院關白第三年、功德風呂在之、

〔大乘院寺社雜事記〕

百四 文明十八年九月二日、夜大風、

一如法壽院殿七廻也、各時濟、

〔政覺大僧正記〕

十 文明十八年九月二日、甲辰、

一如法壽院殿七年忌也、仍法花經申付讀誦、予時采ヲシ了、院中定衆等時ヲ能、善久善春時ヲ能、

〔大乘院寺社雜事記〕

百三 明應元年九月二日、雨下、

一如法壽院關白御十三廻也、

〔政覺大僧正記〕

二十 明應元年九月二日、庚午、雨下、

一如法壽院殿十三年ナリ、仍時齋ヲ沙汰、請僧教明、善久、善俊、尊覺、

一周忌

三回忌

七回忌

十三回忌

忌日

〔大乘院寺社雜事記〕

七八 文明十五年九月二日、

一如法壽院殿下御忌日也、○以下忌日異事、ナキモノハ略ス、

〔政覺大僧正記〕

十五 長享二年九月二日、壬戌、

一如法壽院殿御忌日也、如形奉訪者ナリ、○以下忌日異事、ナキモノハ略ス、

○政嗣、關白氏長者ニ補セラル、コト、二年八月十日ノ條ニ、長者宣ヲ

下シテ、興福寺大法師興憲ヲ維摩會研學、堅義トナスコト、同年十一月

十六日ノ條ニ、義尙ノ生母日野氏、政嗣ノ女ヲ義尙ニ配セントシ、豫メ

猶子トナスコト、六年五月四日ノ條ニ、家領加賀井家莊領家職半分、淺

野保代官職ヲ擔保トシテ、負債スルコト、八年十月十七日ノ條ニ、邦高

親王、政嗣ノ女ヲ娶ラレントスルコト、十一年正月二十二日ノ條ニ、一

條冬良、政嗣ノ女ト婚約スルコト、同年二月七日ノ條ニ、僧正鏢、政嗣ノ

家領井家莊領家職半分ノ代官トシテ、貸借ヲ算用センコトヲ、幕府ニ

請フコト、同年八月十九日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔山城名勝志〕

九 葛野郡三

中院

在清涼寺西、二尊院東、今寺院絕爲所名、○嵯峨大指圖ニ、在清涼寺西、香嚴院東トアリ、

文明十二年九月二日

五二九

文明十二年九月四日 五日

五三〇

四日、辛巳近衛政家ヲシテ、伏見御山莊般舟三昧院ニ櫻樹ヲ獻ゼシム、

〔後法興院政家記〕五

九月四日、辛巳晴、以伯民部卿、自禁裏有被仰出旨、伏見

御山莊般舟三昧院ニ可被裁置御用梅櫻之間二本可進上云々、宇治邊事依爲家門進上、

就便被仰云々、重可申御左右之由申之、

十月五日、辛亥晴、中自禁裏櫻二本伏見御山庄般舟三昧院、御用可進上之由、先日

被仰下間、申入禁裏、

○般舟三昧院ヲ建立セラル、コト、十一年八月四日ノ條ニ見ユ、

五日、壬午義尙、聖護院道興ヲ其第二招キテ祈禱セシム、

〔後法興院政家記〕五

九月五日、壬午晴、中申刻聖門被來、自今日於大樹御

方、御祈七日參仕云々、勸一盞則被參壇所、

〔實隆公記〕五

九月七日、甲申晴、今日猶普請、明日可有御和漢、各可相催之由

被仰下、中勸修寺武家御加持晝程也、退出已後早可參云々、中御人數勸修寺大納言、武家御加

ノ條ニ收ム、中御人數勸修寺大納言、武家御加

八日、乙酉晴、早旦行水、今日禁裏和漢御會、中御人數勸修寺大納言、武家御加

參仕之由被申之、中下略

梅櫻ヲ獻
セシム

御修法七
日間

代官職佐
野源左衛
門契約ニ
任テ違
亂チ却ケ

紫宸殿上
ニ鸞降下

赤松政則、莊田左近將監ノ播磨廣峯社ノ賽錢諸公事物等ヲ違亂スルヲ
停メテ、之ヲ同社ニ還付ス、

〔魚住文書〕〇播磨

祇園本社播州廣峯社參錢諸公事物等事、自今度一亂之刻、莊田左近將監雖

令押領、爲本社壁被欺申、代官職佐野源左衛門尉爲契約之間、退彼違亂、如元

本社仁被還補訖、然上者任先例、諸色無相違可有執沙汰由、加下知訖、此旨可

有存知之由候也、仍執達如件、

文明十二
九月五日

則將(花押)

重能(花押)

則家(花押)

廣峯社 沙汰入下司公文申

七日、甲申怪異アリ、陰陽頭土御門有宗ヲシテ、之ヲトセシメ、諸社ニ命ジテ

祈禳セシム、

〔京都御所東山御文庫記錄〕〇甲二十一山城

御湯殿上日記 九月七日、けさ四

の時分、乙亥てんれうへよさをりふるよし、源大納言、多し殿御乙亥

文明十二年九月七日

五三一

甘露寺元
長申沙汰

青蓮院尊
應ニ加持
セシム

青蓮院ヨ
札リ加持
進上ノ

白川忠富
北野社ニ
祈禱ノ爲
メ參向ス

文明十二年九月八日

五三二

うをられて見たりらさるよし申さるゝ、おとろ姿おぼしめして御やう
のうまようらなせせらるゝ、色々の御つゝしみのよし申、まよしやへ御い
のり此事おぼせらるゝ、かんろし申さるゝ、

十一日、略中やまきよ御なて物返りいる、

十九日、略中まやうをん院とのへ御なて物返りいらさられて、三日御うちの
事御申あり、

廿一日、略中さたの御いれりま、しやうをん院より御多さりりて、御てん
ようせらるゝ、御なて物返りいる、

廿三日、みん部卿北のへ御たさうまりいるま、御まゆきやうりいる、御宮け
ま御くりのうこもりいる、

近衛政家、義政夫人日野氏ノ需メニ應ジテ、益山料眞木ヲ贈ル、

〔後法興院政家記〕五 九月七日、甲晴、略中 先日自御臺益山料眞木事被所
望間、去五日令下知信樂、今日到來則進之、杉原伊賀奉行也、四五寸之眞木五
十本進之、

八日、酉和漢聯句御會、

景隆ノ談
義

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二 御湯殿上日記 九月八日、略中ら
（余）んとのゝむき、うのゝち御れんくあり、ト、景隆、黄山谷ヲ講ズルコ

〔親長卿記〕十一 九月八日、晴、參内、依召也、有和漢聯句、

〔實隆公記〕五 九月七日、甲晴、今日猶普請、明日可有御和漢、各可相催之由
被仰下、則申遣之處、中院故障、勸修寺、武家御加持晝程也、退出已後、早可參云
々、海住山、姉小路等領狀、予指貫加潤色之、（開カ）難治之由申入之處、猶以度々被
責仰之、

八日、乙晴、早旦行水、今日禁裏和漢御會、自一昨日度々可參仕之由、堅被仰下
之處、指貫加潤色、未出來之間、難治之由言上之、猶可參仕之由、重々被仰下之
間、花山院、四辻宰相中將等指貫雖借請之、皆以不合期云々、仍雖爲宿德之躰、
遂借請源亞相指貫、（花田）參入了、已面八句終之程也、海住山大納言執筆也、蘭
坡被祇候、御人數、勸修寺大納言、（武家御加持、晝程、其以後可參仕之由、此間、爲、海住山大納
言、執筆、按察、予、新宰相宗巧、蘭坡、元修、周洪等也、

實隆指貫
出來セザ
ルニ依リ
出仕遅引

人數

先さきておりまつ菊のさ枝うな、
學花楓亦新 蘭坡、

文明十二年九月八日

五三三

襲ヒテ、興福寺十三重塔及ビ諸寺ヲ火ク、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二山城

御湯殿上日記

九月十二日、○中略

土一揆ニ放ツ

伏見宮第ノ北焼

禁裏警衛シノ副番赤松政則ノ候ノ山門警固長御ス

聖壽寺ノ土藏ニ放ス

夜入てつちいつきの包并さうきこゑて、火ともまゆる、

十三日、○中こよひ、どのおとな并きこゆる、

十五日、つち一花、うきうきのこゑなど、包いさうする、あり事まゑみゆる、夜入ふしとこの、御むうい北比うやくる、をそろしき御きもつふしうきりなし、のやうにしみなまゑとたのこゑを、この御所比御ろへせん、あう松う一そくとも四うし、後まこうま、ひるく包んをいも、びりて、四あしふも人あいそゆるなど申、さくうんのあふりふつそうこて、ひんりしのとう院殿この御所へ入らさる、なうとしは御さぬらひあり、

ひむうしのとういん殿、御ちうくの御きもつふしよて、御所へ御まい

十六日、○中さくうんのとさうは火かくへきさあ、まて、御うつしき御所とうう、この御所へ御まいり、やうちやうさぬをも、寺中より御いさあ

安禪寺應善女王皇居ニ通レ

女官等信子ニ酒肴ヲ贈ル臨御

安禪寺ヨリ信子ヲ迎ヘラレテ信子安禪寺ニ歸ル

るまし、夜よし申とて御まいりなし、とううへ御まいめんありて、御さう月ろと、おひあへちしる御きもつふしなし、

十七日、けさいまよひ、御申ありて、御むうへまいりてくもしとをなる、御さうしうま世の包いさう、

十九日、○中ひんりしのとういんとのへ、糸うとうち御てうしとをまいらさる、おひふし密とならしまして、御さう月三こん、おんしゆさちま、こうく包んまゆうしとんまてめして一ふ、

廿日、なふも包いさうのおとな并ま、

廿四日、ことなることなし、ひんりしのとうゐんとの御むうへまいらるへ

きよし、御てらより御申あれども、なふ日まろくてあすと御申、

廿五日、○中ひんりしのとう院殿なふ返、御さう月まいる、御つを糸よ

てみなく、よくもしどもまいらる、さくうんも無爲まて、するくと御返、めてさし、

〔後法興院政家記〕

五

九月十一日、戊晴、○中近日土一揆蜂起云々、

十二日、丑晴、下邊物念云々、

諸土藏質
物ヲ返却
ス

德大寺實
淳ノ被官
小寺氏ノ
被官ト爭
ヒ殺サル
實淳幕府
ニ訴フ

十四日、卯、晴、土一揆蜂起、南方有火事、

十五日、辰、晴、南方有火事、土一揆已責來近所云々、

十六日、巳、晴、入夜小雨下、土一揆不能防間、自今朝諸土藏出質物云々、

十七日、午、晴、入夜小雨下、酉剋乾方有火事、無程火消了、

廿日、酉、晴、德政之儀、昨今聊靜謐、海住山大納言來、一昨日德大寺被官人、與赤

松内者、小寺被官人有確執事、德大寺被官人被害云々、就此儀、自德大寺頻歎

申武家云々、

廿一日、戌、晴、遣使者於右大將許、相尋喧嘩事、被命悅喜之由、

廿六日、卯、晴、略、中、從德大寺有使者、喧嘩之儀屬無爲云々、被謝先日之使、

〔親長卿記〕十一 九月十一日、晴、略、中、入夜所々物念、土一揆蜂起云々、

十二日、略、中、土一揆蜂起、方々有時聲、

十三日、晴、土一揆方々蜂起、

十四日、晴、同前、

十五日、晴、入夜參内、方々土一揆物念之故也、押寄伏見殿御門作時、門前在家

二間放火、禁裏躁動同時分押寄淨花院懸、(火服カ)

伏見宮ニ
押寄セ門
前ノ在家
ヲ燒ケ

甘一揆退散
長露寺親
宮ヲ訪フ

小寺下手
人トシテ
中間ヲ斬
ラント答

被害者侍
ナレバ加
シテ斬ル
ベシ

一揆東寺
ニ陣ス

十六日、晴、土藏質物今日見出之云々、

十七日、今、(卯カ)雨聊下、晝晴、同前、

廿二日、晴、土一揆等一兩日退散云々、參大聖寺殿、此間物念之儀申了、次詣善

法寺、

廿三日、晴、參安禪寺殿并真乘寺殿等、

廿四日、晴、詣右大將許、先日青侍男赤松被官小寺致害于今不休可寄之由有其沙汰之

間、驚入由令申、大略無爲、本人爲小寺中間男可切之由申之云々、此間此方者

侍之間、可切侍之由令申候、雖然本人致害中間之間可切云々、大略可爲其儀

之由被命、

廿五日、略、中、右大將送使者、夜前小寺爲下手人來之間、事屬無爲、昨日來臨爲

悅之間、送使者了、

〔宣胤卿記〕九月十一日、子、晴、略、中、自葉室有狀、先日爲德政土一揆出張之間、

追却之處、今朝又蜂起以外之間、通路不可叶、明日番第二所役事可存知云々、

下邊物念、言語道斷事也、入夜時聲觸耳、取陣於東寺云々、

十二日、己、晴、略、中、夜下邊放火、發時聲、土一揆亂入以外云々、

燒失セル所々

一揆内野ニ充満ス
三條坊門ニ放火ス
東洞院ニ寺院民屋ヲ塞テ入ル
又ハテハ酒屋土藏ニ兵糧ヲ課ス
禁裏副番ヲ置カル

廻狀

文明十二年九月十一日

十三日、寅、雨下、土一揆同前、

十四日、卯、晴、下京所々放火以外事也、夜此邊已經廻、鷹司町小屋二燒失、希代之狼藉也、○中今日燒失所々寶藏寺、躍道場、來迎堂、真如寺、一亂中不燒古所也、時刻到來、無力事也、

十五日、辰、晴、土一揆内野邊充滿、三條坊門東洞院放火、聊燒失、都護、樂邦院等來臨、被誘引之間同道、先行佛陀寺、次詣真如堂、誓願寺、路次所見及寺院民屋□□或以土塗塞之、或以葎覆藏之、末代之至極可歎之、一條前黃來談、入夜上邊土一揆物忿無極、一條高倉邊放火、酒屋土藏懸兵糧、伏見殿、右府許等懸取酒肴料云々、希代事也、

十六日、巳、晴、自勸修寺大納言廻文到來、副番事也、惣右加奉寫返遣了、○中入夜上邊例土一揆狼藉給常遍、近邊又同前、

折紙
物忿之間、御副番事、一六、二七、三八、四九、五十、如此可有御參候、御合番衆、同可被觸仰候也、

九月十五日

中院殿

教秀

五四〇

諸人質物ヲ競ヒ取ル
中御門宣胤ニ兵糧ヲ課ス
北白河邊ニ集會シ
關所ヲ火ケ
内裏修理料ト號シ

武者小路殿

御宿直可被召具候也、

海住山殿

高房
父卿號九條、此門號勘解由小路、依何事求幽玄號哉、

德大寺殿

花山院殿

菊亭殿

園殿

御番頭依遠申候
中御門殿奉

柳原殿

十七日、午、朝間微雨則屬晴、世間物忿同前、土藏等出質物云々、今日副番不參、

十八日、未、晴、所々土藏就出質物、諸人競取之條、頗物忿云々、

十九日、申、晴、世間物忿未休、土一揆、下亭小家等來懸兵糧云々、

廿二日、亥、晴、○中世間一兩日者靜謐、尤珍重、

十月三日、酉、雨下、略、○中土一揆去夜又蜂起云々、

十日、辰、晴、爲七口新關停廢、土一揆蜂起塞通路、北白川邊集會、燒拂關所云々、

號内裏修理料、亂後七口所被立新關也、武家自用之外、於修理者不及沙汰、諸

文明十二年九月十一日

五四一

幕府ノ用ニ供ス

幕府大名一ニ命ジテ却セシムハ五分一或ハ五分一用ハ分一分ノ途ヲ出シテ取テ物ヲ德大寺家ノ侍赤松氏ノ被官小寺取ノ實物前取ヲ出シヒ殺サレテ一揆所司代浦上則宗ノ兵ト戦フ長坂ノ新關ヲ廢ス

幕府復讐ノトテ

四條河原ノ關所ヲ撤ス

八條大宮ニ關所ヲ設ケテ東寺寺領ヲ異議ヲ唱フ

一揆八條大宮ノ關所ヲ撤廢シテ今ノ關所ニシテ立ツトス

文明十二年九月十一日

人之所歎也

十一日、丁雨下、略中聞土一揆今日退散云々、

〔十輪院内府記〕 九月十三日、參番、德政沙汰土一揆蜂起、世間忿々也、

〔長興宿禰記〕 中 九月十六日、癸晴、今日洛中上下騷動、近日邊土土一揆德政張行、東寺其外所々集會、今日京中土倉亂入、質物押取、公方無御許容、可追却由、雖被仰于諸大名、不及防、京中上下同心、各土倉質物十分走出、用脚各取之、追日增之五分一、三分一、或半分出用途、質取出云々、後日聞、於土倉取質物前後相論、德大寺家侍、與赤松被管小寺喧嘩、德大寺家侍被殺害、自家門於室町殿被訟申之間、打手可害之由有沙汰云々、有沙汰打手不及殺害、進下手人、以室町殿御使、兩人被宥仰爲無爲云々、又聞、去十四日、於五條油小路、土一揆與所司代浦上群勢合戰、土一揆放火、五條堀川ヲ下リ、道場、其南隣安養寺當時福圓、兩寺燒失、各右所也、不便至也、

十月廿一日、丁晴、略中是夜千本邊騷動、邊土強民等集會、長坂新關令停廢云々、此新關近年於四方四角七ヶ所被立置之、一亂靜謐以後、被付内裏修理料、每月關務代官進公用云々、諸人上下其煩各歎也、洛外數ヶ所新關不可然由、

世以沙汰之、然近日土一揆蜂起、東西南北新關各押寄令破却、長坂所相殘令停廢云々、爲公方堅御成敗、重可被興行歎由風聞了、

〔歷代殘闕日記〕 七十八 重胤記 九月十一日、

一七口禁裏御修理之御關上候とて、口々とめ候、七口も用意候、是ハ四條川原關のあけ候、若地下へ狼藉候ハ、とて用意候也、

〔東寺百合文書〕 ち廿一日方評定引付 九月朔日、

一去月廿七日ヨリ、於八條大宮爲御料所關立畢、仍此間連々以使者、寺家境内ノ事、自昔如是之役所御免之在所之間、不可叶旨及度々雖申、不致承引、可爲如何旨披露之處、清和泉守（貞秀）ニ可致談合云々、

同廿一日、

一此間八條大宮ニ爲御料所關所立置處、爲一揆衆關ヲ上畢、方一於以後關ヲ立置在所有者、押寄可爲放火云々、就之於自今以後者、寺家境内ニ關所等役所永可有御免旨、堅公方様可訴訟申候、然者爲三寶院殿可預御申候旨、宮内卿僧都房融壽、與覺永罷出可申入旨治定了、

同十八日、

文明十二年九月十一日

貸主ヨリ
五分一ナリ
進納セシ

關所ノ廢

諸借錢

文明十二年九月十一日

五四四

一自清和泉方申云、就今度德政、借錢之内、錢主方ヨリ五分一進之、御奉書申出可致催促云々、

〔東寺執行日記〕^{十三}

關ク、前文

同夜七條口關守カウ土家焼ナリ、

同十一日、御料所關七口悉爲公方被破之、三門へ御判成ト人々申之、

十二月十八日、松田備前守方へ得政錢主五分一へ可被出定ト申候、

〔古文書集〕^八

條々^{文明三十七十}

一諸借錢事、

德政禁制之上者、爲錢主以五分一致進納、任借書之旨、可令催促之由、去年十二月二日、被差日限、被定置御法之處、構自由不申給奉書之間、其科不輕、雖然以寬宥之儀、重而被仰出之上者、來廿七日以前、可致其沙汰、若尙有遲怠之輩者、可被付借主、云錢主云借主、令與同不帶御下知者、可被處罪科焉、

一借米事、

子細同前、

一本物返之地同舍屋事、

子細同前事、

一年紀沽却之地事、

子細同前、

一質券之地事、

子細同前、

右於此外、惣別德政之儀者、禁遏之條、具不及被書載之、尙有違犯之族者、可被加嚴科矣、

〔政所方書〕

一今度德政事、堅制禁之處、寄事於左右、有借錢無沙汰之族云々、太無謂、所詮令收納五分壹、帶請取之上者、早任借書之旨、可被加催促之、同至質券之地、注文在別番者、本利一倍之間、可領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十二年十二月廿三日

下野守

伊勢守

梅津長福寺塔頭正法院雜掌

文明十二年九月十一日

五四五

山城長福
寺正法院
下奉書ナ
質券ノ地
ハ本利一
倍